別記様式第２号（その１の２）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画

事項	記入欄	備考
計画の区分	研究科の専攻の設置	
フリガナ 設置者	ｺｸﾘﾂﾀﾞｲｶﾞｸﾎｳｼﾞﾝ　ﾐｴﾀﾞｲｶﾞｸ 国立大学法人　三重大学	
フリガナ 大学の名称	ﾐｴﾀﾞｲｶﾞｸﾀﾞｲｶﾞｸｲﾝ 三重大学大学院（Graduate School of Mie University）	
大学本部の位置	三重県津市栗真町屋町１５７７	
大学の目的	大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域社会及び国際社会における文化の進展に寄与することを目的とする。	
新設研究科等の目的	【工学研究科】 本研究科は、基礎的研究とともに、学際的又は新しい分野の開拓を目指した高度な工学研究を行い、その成果を広く開放して、地域や社会の発展と福祉に貢献すること、また、深い専門知識を蓄え、高く設定された目標を達成する能力を養い、地域的・国際的な課題に工学の立場から貢献できる創造力豊かな研究者及び専門的な技術者を養成することを目的とする。 【電子情報工学専攻】 電子工学及び情報工学に関する基礎知識を基盤として、半導体やデジタル分野の専門知識とそれを応用・実践できる高度な能力を修得させ、さらに教育研究を通して次世代を牽引する地域産業と国際社会の発展に貢献することを目的とする。	

新設研究科等の概要

新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	年	人	年次 人	人			年　月 第　年次	
工学研究科 [Graduate School of Engineering] 電子情報工学専攻（M） [Division of Electronic and Information Engineering]	2	10	－	20	修士 （工学） 【Master of Engineering】	工学関係	令和7年4月 第1年次	三重県津市栗真町１５７７
計								

同一設置者内における変更状況 （定員の移行，名称の変更等）	工学部 総合工学科〔定員増〕　(35)　（令和6年3月　大学の収容定員変更に係る意見伺い） 工学研究科 電気電子工学専攻〔定員減〕（△10）　（令和7年4月）

教育課程

新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数
	講義	演習	実験・実習	計	
工学研究科電子情報工学専攻	25　科目	10　科目	12　科目	47　科目	30　単位

研究科等の名称		専任教員 教授	准教授	講師	助教	計	助手	専任教員以外の教員（助手を除く）
新設分	工学研究科　電子情報工学専攻（博士前期課程）	人 4 (4)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 7 (7)	人 0 (0)	人 72 (72)
	計	4 (4)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	7 (7)	0 (0)	－ (－)
既	人文社会科学研究科　地域文化論専攻（修士課程）	19 (19)	19 (19)	3 (3)	0 (0)	41 (41)	0 (0)	1 (1)
	社会科学専攻（修士課程）	14 (14)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	0 (0)
	教育学研究科　教職実践高度化専攻（専門職学位課程）	30 (30)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	39 (39)	0 (0)	52 (52)
	医学系研究科　医科学専攻（修士課程）	44 (44)	46 (46)	50 (50)	0 (0)	140 (140)	0 (0)	1 (1)
	看護学専攻（博士前期課程）	9 (9)	6 (6)	2 (2)	4 (4)	21 (21)	0 (0)	9 (9)
	看護学専攻（博士後期課程）	9 (9)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
	生命医科学専攻（博士課程）	54 (54)	49 (49)	52 (52)	111 (111)	266 (266)	0 (0)	15 (15)
	工学研究科　機械工学専攻（博士前期課程）	8 (8)	11 (11)	0 (0)	5 (5)	24 (24)	0 (0)	17 (17)
	電気電子工学専攻（博士前期課程）	8 (8)	9 (9)	0 (0)	5 (5)	22 (22)	0 (0)	12 (12)

設	応用化学専攻（博士前期課程）	11 (11)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	23 (23)	0 (0)	24 (24)	
	建築学専攻（博士前期課程）	6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	12 (12)	
	情報工学専攻（博士前期課程）	7 (7)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	12 (12)	
	材料科学専攻（博士後期課程）	21 (21)	21 (21)	0 (0)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	0 (0)	
	システム工学専攻（博士後期課程）	23 (23)	20 (20)	3 (3)	0 (0)	46 (46)	0 (0)	0 (0)	
	生物資源学研究科　資源循環学専攻（博士前期課程）	16 (16)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	4 (4)	
	共生環境学専攻（博士前期課程）	10 (10)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	1 (1)	
	生物圏生命科学専攻（博士前期課程）	19 (19)	21 (21)	0 (0)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	4 (4)	
	資源循環学専攻（博士後期課程）	16 (16)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	2 (2)	
	共生環境学専攻（博士後期課程）	10 (10)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	
	生物圏生命科学専攻（博士後期課程）	19 (19)	20 (20)	0 (0)	0 (0)	39 (39)	0 (0)	2 (2)	
	地域イノベーション学研究科　地域イノベーション学専攻（博士前期課程）	13 (13)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	3 (3)	
	地域イノベーション学専攻（博士後期課程）	12 (12)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	
分	計	226 (226)	177 (177)	62 (62)	129 (129)	594 (594)	0 (0)	－ (－)	
合計		230 (230)	178 (178)	62 (62)	131 (131)	601 (601)	0 (0)	－ (－)	

職種	専属	その他	計	
事務職員	人 283 (283)	人 498 (498)	人 781 (781)	
技術職員	923 (923)	694 (694)	1,617 (1,617)	
図書館職員	4 (4)	0 (0)	4 (4)	
その他の職員	3 (3)	108 (108)	111 (111)	
指導補助者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
計	1,213 (1,213)	1,300 (1,300)	2,513 (2,513)	

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	421,971 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	421,971 ㎡	
	その他	106,370 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	106,370 ㎡	
	合計	528,341 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	528,341 ㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	180,049 ㎡ (180,049 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	180,049 ㎡ (180,049 ㎡)	

講義室等・新設研究科等の専任教員研究室	講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等の専任教員研究室	
	179 室	343 室	65 室	7 室	

図書・設備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	
	工学研究科	20,369〔7,382〕 (20,369〔7,382〕)	3,243〔141〕 (3,243〔141〕)	6,387〔6,162〕 (6,387〔6,162〕)	5,848〔5,844〕 (5,848〔5,844〕)	4,538 (4,538)	0 (0)	電子図書、電子ジャーナルは大学全体の数
	計	20,369〔7,382〕 (20,369〔7,382〕)	3,243〔141〕 (3,243〔141〕)	6,387〔6,162〕 (6,387〔6,162〕)	5,848〔5,844〕 (5,848〔5,844〕)	4,538 (4,538)	0 (0)	

経費の見積り及び維持方法の概要		区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	
	経費の見積り	教員１人当り研究費等		千円	千円	千円	千円	千円	
		共同研究費等		千円	千円	千円	千円	千円	
		図書購入費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	国費による
		設備購入費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	学生１人当り納付金			第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	
				千円	千円	千円	千円	千円	
	学生納付金以外の維持方法の概要								

既設大学等の状況

大学等の名称	三重大学大学院								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
【学部】									
人文学部						1.05 ≪1.02≫			
文化学科	4	92	3年次 10	388	学士 (人文科学)	1.06 ≪1.03≫	昭和58年度	三重県津市栗真町屋町1577	
法律経済学科	4	153	3年次 20	652	学士 (法律経済)	1.04 ≪1.01≫	昭和58年度	同上	
教育学部						1.03 ≪1.01≫			
学校教育教員養成課程	4	200	—	800	学士 (教育学)	1.03 ≪1.01≫	平成9年度	三重県津市栗真町屋町1577	
医学部									
医学科	6	125	—	750	学士 (医学)	1.00 ≪1.00≫	昭和47年度	三重県津市江戸橋2丁目174	
看護学科	4	80	3年次 10	340	学士 (看護学)	0.93	平成9年度	同上	
工学部						1.06 ≪1.00≫			
総合工学科	4	400	3年次 30	1,660	学士 (工学)	1.06 ≪1.00≫	令和元年度	三重県津市栗真町屋町1577	
機械工学科	4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成3年度	同上	
電気電子工学科	4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成3年度	同上	※令和元年度学生募集停止（機械工学科、電気電子工学科、分子素材工学科、建築学科、情報工学科、物理工学科）
分子素材工学科	4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成2年度	同上	
建築学科	4	—	—	—	学士 (工学)	—	昭和55年度	同上	
情報工学科	4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成元年度	同上	
物理工学科	4	—	—	—	学士 (工学)	—	平成9年度	同上	
生物資源学部						1.05 ≪1.05≫			
生物資源学科	4	260	3年次 10	260	学士 (生物資源学)	1.05 ≪1.05≫	令和6年度	三重県津市栗真町屋町1577	
資源循環学科	4	—	—	216	学士 (生物資源学)	—	平成12年度	同上	※令和6年度学生募集停止（資源循環学科、共生環境学科、生物圏生命化学科、海洋生物資源学科）
共生環境学科	4	—	—	216	学士 (生物資源学)	—	平成12年度	同上	
生物圏生命化学科	4	—	—	244	学士 (生物資源学)	—	平成29年度	同上	
海洋生物資源学科	4	—	—	124	学士 (生物資源学)	—	平成29年度	同上	
人文社会科学研究科									
(修士課程)									
地域文化論専攻	2	8		16	修士 (人文科学)	1.25	平成4年度	三重県津市栗真町屋町1577	
社会科学専攻	2	7		14	修士 (社会科学)	0.64	平成4年度	同上	
教育学研究科									
(専門職学位課程)									
教職実践高度化専攻	2	25		50	教職修士 (教育学)	0.84	令和3年度	三重県津市栗真町屋町1577	
医学系研究科									
(修士課程)									
医科学専攻	2	12		24	修士 (医科学)	0.50	平成13年度	三重県津市江戸橋2丁目174	
(博士前期課程)									
看護学専攻	2	11		22	修士 (看護学)	0.86	平成14年度	同上	

	（博士課程）									
	生命医科学専攻	3	45		180	博士 （医学）	1.00	平成15年度	同上	
	（博士後期課程）									
	看護学専攻	3	3		9	博士 （看護学）	1.77	平成28年度	同上	
	工学研究科									
	（博士前期課程）									
	機械工学専攻	2	50		100	修士 （工学）	1.19	令和5年度	三重県津市栗真町屋町1577	
	電気電子工学専攻	2	55		110	修士 （工学）	1.00	令和5年度	同上	
	応用化学専攻	2	56		112	修士 （工学）	1.16	令和5年度	同上	
	建築学専攻	2	20		40	修士 （工学）	1.22	令和5年度	同上	
	情報工学専攻	2	30		60	修士 （工学）	0.91	令和5年度	同上	
	機械工学専攻	2	—	—	—	修士 （工学）	—	平成7年度	同上	※令和5年度学生募集停止（機械工学専攻、電気電子工学専攻、分子素材工学専攻、建築学専攻、情報工学専攻、物理工学専攻）
	電気電子工学専攻	2	—	—	—	修士 （工学）	—	平成7年度	同上	
	分子素材工学専攻	2	—	—	—	修士 （工学）	—	平成7年度	同上	
	建築学専攻	2	—	—	—	修士 （工学）	—	平成7年度	同上	
	情報工学専攻	2	—	—	—	修士 （工学）	—	平成7年度	同上	
	（博士後期課程）									
	材料科学専攻	3	6		18	博士 （工学）	1.38	平成7年度	同上	
	システム工学専攻	3	10		30	博士 （工学）	0.80	平成7年度	同上	
	生物資源学研究科									
	（博士前期課程）									
	資源循環学専攻	2	23		46	修士 （生物資源学）	0.84	平成16年度	三重県津市栗真町屋町1577	
	共生環境学専攻	2	26		52	修士 （生物資源学）	1.07	平成16年度	同上	
	生物圏生命科学専攻	2	39		78	修士 （生物資源学）	1.66	平成16年度	同上	
	（博士後期課程）									
	資源循環学専攻	2	4		12	博士 （学術）	1.25	平成18年度	同上	
	共生環境学専攻	3	4		12	博士 （学術）	1.50	平成18年度	同上	
	生物圏生命科学専攻	3	4		12	博士 （学術）	1.08	平成18年度	同上	
	地域イノベーション学研究科									
	（博士前期課程）									
	地域イノベーション学専攻	2	15		30	修士 （学術）	1.20	平成21年度	三重県津市栗真町屋町1577	
	（博士後期課程）									
	地域イノベーション学専攻	3	6		18	修士 （学術）	1.77	平成21年度	同上	

附属施設の概要	名　　称：教育学部附属小学校 目　　的：児童の心身の発達に応じて、初等普通教育を施す。 所 在 地：三重県津市観音寺町359 設置年月：昭和24年5月設置 規 模 等：土地　90,987㎡（小・中・特・幼　合わせて）　建物　6,283㎡	
	名　　称：教育学部附属中学校 目　　的：生徒の心身の発達に応じて、中等普通教育を施す。 所 在 地：三重県津市観音寺町471 設置年月：昭和24年5月設置 規 模 等：土地　90,987㎡（小・中・特・幼　合わせて）　建物　5,686㎡	
	名　　称：教育学部附属特別支援学校 目　　的：知的障害者に対して小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す。 所 在 地：三重県津市観音寺町484 設置年月：昭和24年5月設置 規 模 等：土地　90,987㎡（小・中・特・幼　合わせて）　建物　3,396㎡	
	名　　称：教育学部附属幼稚園 目　　的：幼児を保育し適当な環境を与えて心身の発達を助長する。 所 在 地：三重県津市観音寺町523 設置年月：昭和24年5月設置 規 模 等：土地　90,987㎡（小・中・特・幼　合わせて）　建物　1,038㎡	
	名　　称：医学部附属病院 目　　的：患者の診療を通じ、医学の教育・研究を行う。 所 在 地：三重県津市江戸橋2丁目174 設置年月：昭和48年10月国立移管 規 模 等：土地　67,346㎡　　建物　68,247㎡	
	名　　称：生物資源学研究科附属練習船勢水丸 目　　的：海洋科学に関する実験、実習及び研究調査等を行う。 所 在 地：三重県松阪市大口町字築地1819-18　（実習船基地） 設置年月：昭和55年7月竣工（現船：平成21年1月竣工） 規 模 等：総トン数　319t	
	名　　称：生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター 附帯施設農場、附帯施設演習林、附帯施設水産実験所 目　　的：循環型社会の実現、自然との共生、自然環境の保全、多様な生物資源の持続的 利用に関する教育・研究を行う。 所 在 地：附帯施設農場　　三重県津市高野尾町2072-2 附帯施設演習林　　三重県津市美杉町川上2735 附帯施設水産実験所　三重県鳥羽市小浜町641-9 設置年月：平成14年4月改組・設置 規 模 等：附帯施設農場　　土地　353,179㎡　建物　7,608㎡ 附帯施設演習林　　土地　4,569,562㎡　建物　1,383㎡ 附帯施設水産実験所　土地　1,299㎡　建物　606㎡	

国立大学法人三重大学　設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学定員	編入学定員	収容定員		令和7年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
三重大学				→	三重大学				
人文学部		3年次			人文学部		3年次		
文化学科	92	10	388		文化学科	92	10	388	
法律経済学科	153	20	652		法律経済学科	153	20	652	
教育学部					教育学部				
学校教育教員養成課程	200	―	800		学校教育教員養成課程	200	―	800	
医学部					医学部				
医学科	125	―	750		医学科	105	―	730	臨時定員増終了による定員変更のため
看護学科	80	10	340		看護学科	80	10	340	
工学部					工学部				
総合工学科	400	30	1,660		総合工学科	430	35	1,790	入学定員変更(30) 編入学定員変更(5)
生物資源学部					生物資源学部				
生物資源学科	260	10	1,060		生物資源学科	260	10	1,060	
計	1,310	80	5,650		計	1,320	85	5,760	
三重大学大学院					三重大学大学院				
人文社会科学研究科					人文社会科学研究科				
地域文化論専攻(M)	8	―	16		地域文化論専攻(M)	8	―	16	
社会科学専攻(M)	7	―	14		社会科学専攻(M)	7	―	14	
教育学研究科					教育学研究科				
教職実践高度化専攻(P)	25	―	50		教職実践高度化専攻(P)	25	―	50	
医学系研究科					医学系研究科				
医科学専攻(M)	12	―	24		医科学専攻(M)	12	―	24	
看護学専攻(M)	11	―	22		看護学専攻(M)	11	―	22	
看護学専攻(D)	3	―	9		看護学専攻(D)	3	―	9	
生命医科学専攻(D)(4年制)	45	―	180		生命医科学専攻(D)(4年制)	45	―	180	
工学研究科					工学研究科				
機械工学専攻(M)	55	―	110		機械工学専攻(M)	55	―	110	
電気電子工学専攻(M)	55	―	110	→	電気電子工学専攻(M)	45	―	90	定員変更(△10)
					電子情報工学専攻(M)	10	―	20	専攻の設置(認可または届出)
応用化学専攻(M)	56	―	112		応用化学専攻(M)	56	―	112	
建築学専攻(M)	20	―	40		建築学専攻(M)	20	―	40	
情報工学専攻(M)	30	―	60		情報工学専攻(M)	30	―	60	
材料科学専攻(D)	6		18		材料科学専攻(D)	6	―	18	
システム工学専攻(D)	10		30		システム工学専攻(D)	10	―	30	
生物資源学研究科					生物資源学研究科				
資源循環学専攻(M)	23	―	46		資源循環学専攻(M)	23	―	46	
共生環境学専攻(M)	26	―	52		共生環境学専攻(M)	26	―	52	
生物圏生命科学専攻(M)	39	―	78		生物圏生命科学専攻(M)	39	―	78	
資源循環学専攻(D)	4	―	12		資源循環学専攻(D)	4	―	12	
共生環境学専攻(D)	4	―	12		共生環境学専攻(D)	4	―	12	
生物圏生命科学専攻(D)	4	―	12		生物圏生命科学専攻(D)	4	―	12	
地域イノベーション学研究科					地域イノベーション学研究科				
地域イノベーション学専攻(M)	15	―	30		地域イノベーション学専攻(M)	15	―	30	
地域イノベーション学専攻(D)	6	―	18		地域イノベーション学専攻(D)	6	―	18	
計	464		1,055		計	464		1,055	

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（工学研究科電子情報工学専攻）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			専任教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	専任教員以外の教員（助手を除く）	
研究科共通科目	知的財産権出願特論	1前			1		○								2	集中
	ISO学特論	1後			1		○								1	
	工学展望特論(社会人向け)	1・2前			2		○			4	1					
	ベンチャービジネス特論	1後			1		○								5	
	論文発表演習	1・2通			1			○		4	1					
	企画力養成演習	1後			1			○							2	
	大学院・国内インターンシップ	1・2通			2				○	4	1					
	大学院・長期インターンシップ	1・2通			3				○	4	1					
	小計（８科目）	－	－	0	12	0	－			4	1	0	0	0	9	－
国際教育科目	国際特別講義Ⅰ	1・2通			1		○			4	1					
	国際特別講義Ⅱ	1・2通			1		○			4	1					
	国際会議発表演習	1・2通			1			○		4	1		1			
	学術英語論文発表	1・2通			1				○	4	1					
	国際インターンシップ	1・2通			3				○	4	1		1			
	短期留学	1・2通			3				○	4	1					
	小計（６科目）	－	－	0	10	0	－			4	1	0	1	0	0	－
専攻指定科目	数理統計・多変量解析特論	1・2前			2		○								2	
	半導体産業特論	1前			2		○			4						
	電子情報工学特別講義AⅠ	1通			1		○			1						
	電子情報工学特別講義AⅡ	2通			1		○			1						
	小計（４科目）	－	－	0	6	0	－			4	0	0	0	0	2	－
研究領域教育科目	計算知能特論	1・2後	○		2		○				1				1	隔年
	計算知能PBL演習	2前			2			○			1				1	
	半導体工学特論	1前	○		2		○			2			1			
	半導体工学PBL演習	1前			2			○		2			1			
	半導体デバイス工学特論	1前	○		2		○			3						
	半導体デバイス工学PBL演習	1前			2			○		3						
	ナノ材料工学特論	1前	○		2		○			1						
	ナノ材料工学PBL演習	1後			2			○		1			1			
	計算機科学特論	1前	○		2		○				1		1		1	
	計算機科学PBL演習	1後			2			○			1		1		1	
	先端センシングシステム特論	1前	○		2		○				1					
	先端センシングシステムPBL演習	1後			2			○			1					
	小計（１２科目）	－	－	0	24	0	－			4	1	0	2	0	2	－
創成工学教育科目	生産管理論特論Ⅰ	1前			2		○								1	
	生産管理論特論Ⅱ	1後			2		○								1	
	ものづくり管理工学特論	1前			2		○								1	
	実践企業学	1前			1		○								1	
	造船工学特論	1後			2		○								12	
	先輩から学ぶ先端科学技術	1後			2		○								8	オムニバス
	機械設計製作法特論及び演習・実習	1通			4				○						6	オムニバス
	電気システム設計演習	1前			2			○							3	共同
	環境創成実践特論	1前			2		○								1	
	材料創成工学特論	1前			2		○								2	
	建築学特別制作	1・2通			1				○						12	
	建築学特別調査	1・2通			1				○						12	
	情報創成工学特論	2後			2		○								14	オムニバス
	小計（１３科目）	－	－	0	25	0	－			0	0	0	0	0	61	－

特別研究	電子情報工学特別研究Ⅰ	1前		2					○	4	1						
	電子情報工学特別研究Ⅱ	1後		2					○	4	1						
	電子情報工学特別研究Ⅲ	2前		2					○	4	1						
	電子情報工学特別研究Ⅳ	2後		2					○	4	1						
	小計（４科目）	－	－	8	0	0	－			4	1	0	0	0	0	－	
合計（４７科目）		－	－	8	77	0	－			4	1	0	2	0	72	－	

学位又は称号	修士（工学）	学位又は学科の分野	工学関係

卒業・修了要件及び履修方法	授業期間等	
工学研究科の教育体制は、「専攻」に加えて工学研究科独自で「プログラム」を定めている。同じ専攻でもプログラム別に、博士前期課程の異なる修了要件を定めている。工学研究科の入学生は、大学院入学時に指導教員と相談の上、３つのプログラム「研究領域プログラム」「創成工学プログラム」「国際プログラム」から１つ選択する。「研究領域プログラム」は、主に研究に関する高度専門技術を体系的に修得する科目を多く履修し、「創成工学プログラム」は、主に企業の設計・生産部門で必要となる専門技術に関する科目を多く履修し、「国際プログラム」は、主に国際的な視点から研究開発を行う上で必要となる専門技術に関する科目を多く履修し、「国際プログラム」における国際対応科目は、英語のみで講義や演習を受講でき、日本語が理解できなくても単位を取得可能な科目となっている。 電子情報工学専攻では、以下の条件をすべて満たすことを修了要件とする。 (1) ２年以上在学し、選択した研究領域プログラム、創成工学プログラムあるいは国際プログラムで次のとおり単位を修得すること ≪研究領域プログラム≫ 専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究を８単位修得し、修得単位数の合計３０単位以上であること。 ただし、社会人学生は次のとおりとする。 専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。 ≪創成工学プログラム≫ 専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を１０単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。 ただし、社会人学生は次のとおりとする。 専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を１０単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創生工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。 ≪国際プログラム≫ 専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から２単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、特別研究８単位修得し、修得単位数の合計が３０単位以上となること。ただし、合計３０単位の中には、国際対応科目を１２単位以上含む必要がある。 (2) 必要な研究指導（研究倫理教育を含む）を受けたうえで、学位論文の審査及び最終試験に合格する。 (3) 国際会議などで英語による研究発表を行う。	１学年の学期区分	２学期
	１学期の授業期間	１５週
	１時限の授業の標準時間	９０分

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

既設の研究科（工学研究科電気電子工学専攻）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
研究科共通科目	知的財産権出願特論	１前		1		○								兼2	集中
	ISO学特論	１後		1		○								兼1	
	工学展望特論(社会人向け)	１・２前		2		○			7	12				兼66	
	ベンチャービジネス特論	１後		1		○								兼4	
	論文発表演習	１・２通		1			○		7	12				兼66	
	企画力養成演習	１後		1			○							兼2	
	大学院・国内インターンシップ	１・２通		2				○	7	12				兼66	
	大学院・長期インターンシップ	１・２通		3				○	7	12				兼66	
	国際特別講義Ⅰ	１・２通		1		○			7	12				兼66	
	国際特別講義Ⅱ	１・２通		1		○			7	12				兼66	
	小計（１０科目）	－	0	14	0	－			7	12	0	0	0	兼75	
国際教育科目	コミュニケーション英語	１・２通		1			○							兼4	
	国際会議発表演習	１・２通		1			○		7	12				兼66	
	学術英語論文発表	１・２通		1				○	7	12				兼66	
	国際インターンシップ	１・２通		3				○	7	12				兼66	
	短期留学	１・２通		3				○	7	12				兼66	
	小計（５科目）	－	0	9	0	－			7	12	0			兼70	
専攻指定科目	システム工学PBL特論	１・２前		2		○			1						
	マテリアルサイエンス特論	１・２前		2		○				1					
	電気電子工学特別講義AⅠ	１通		1		○								兼2	
	電気電子工学特別講義AⅡ	２通		1		○								兼2	
	小計（４科目）	－	0	6	0	－			1	1	0	0	0	兼2	
研究領域教育科目	電機制御特論Ⅰ	１・２後		2		○			1			1			隔年・共同
	電機制御PBL演習Ⅰ	２後		2			○					1			
	電機制御特論Ⅱ	１・２前		2		○			1						隔年
	電機制御PBL演習Ⅱ	１後		2			○		1						
	制御工学特論Ⅰ	１・２前		2		○			1						隔年
	制御工学PBL演習Ⅰ	２前		2			○		1						
	制御工学特論Ⅱ	１・２前		2		○			1			1			隔年・共同
	制御工学PBL演習Ⅱ	１後		2			○					1			
	電気エネルギーシステム特論	１．２前		2		○				1					隔年
	電気エネルギーシステムPBL演習	２後		2			○			1					
	情報処理特論	１・２後		2		○				1					隔年
	情報処理PBL演習Ⅰ	２前		2			○		1						
	情報処理PBL演習Ⅱ	１前		2			○			1					
	通信システム特論Ⅰ	１前		2		○				1					
	通信システムPBL演習Ⅰ	１後		2			○			1					
	通信システム特論Ⅱ	１後		2		○			1			1			共同
	通信システムPBL演習Ⅱ	２前		2			○		1			1			共同
	計算機工学特論Ⅰ	１・２前		2		○			1						隔年
	計算機工学PBL演習Ⅰ	１前		2			○		1						
	計算機工学特論Ⅱ	１・２前		2		○				1					隔年
	計算機工学PBL演習Ⅱ	２後		2			○			1					
	オプトエレクトロニクス特論	１・２前		2		○				1					隔年
	オプトエレクトロニクスPBL演習	１後		2			○			1					
	半導体工学特論	１・２前		2		○			2						隔年・共同
	半導体工学PBL演習	２後		2			○		1						
	先端マイクロ波フォトニクス特論	１・２前		2		○			1			1			隔年・共同
	高周波フォトニクスPBL演習	１後		2			○		1			1			共同
	誘電体工学特論	１・２後		2		○				1					隔年
	誘電体工学PBL演習	１後		2			○			1					
	有機エレクトロニクス特論	１・２前		2		○				1					隔年
	有機エレクトロニクスPBL演習	２後		2			○			1					

	量子エレクトロニクス特論	１・２後		2		○				1					隔年
	量子エレクトロニクスPBL演習	２前		2			○			1					
	電子デバイスプロセス設計特論	１・２前		2		○				1					隔年
	電子デバイスプロセス設計PBL演習	１前		2			○			1					
	物性物理学特論	１後		2		○				1					
	物性物理学PBL演習	１前		2			○			1					
	物質情報学特論	１前		2		○			1			1			共同
	物質情報学PBL演習	１後		2			○		1			1			共同
	ナノ材料設計特論	１前		2		○				1					
	ナノ材料設計PBL演習	１後		2			○			1					
	磁性体工学特論	１前		2		○				1					
	磁性体工学PBL演習	２前		2			○			1					
	小計（４３科目）	－	0	86	0	－			8	12	0	5	0	0	
創成工学教育科目	生産管理論特論Ⅰ	１前		2		○								兼1	
	生産管理論特論Ⅱ	１後		2		○								兼1	
	ものづくり管理工学特論	１前		2		○								兼1	
	実践企業学	１前		1		○								兼1	
	造船工学特論	１後		2		○								兼12	
	先輩から学ぶ先端科学技術	１後		2		○								兼8	オムニバス
	機械創成工学特論A	１・２前		1		○								兼3	オムニバス
	機械創成工学特論B	１・２前		1		○								兼3	オムニバス
	機械設計製作法特論及び演習・実習	１通		4				○						兼6	オムニバス
	電気システム設計演習	１前		2			○		1			2			共同
	環境創成実践特論	１前		2		○								兼1	
	材料創成工学特論	１前		2		○								兼4	
	建築学特別制作	１・２通		1				○						兼12	
	建築学特別調査	１・２通		1				○						兼12	
	情報創成工学特論	２後		2		○								兼13	オムニバス
	小計（１５科目）	－	0	27	0	－			1	0	0	2	0	兼64	
特別研究	電気電子工学特別研究Ⅰ	１前	2					○	8	12					
	電気電子工学特別研究Ⅱ	１後	2					○	8	12					
	電気電子工学特別研究Ⅲ	２前	2					○	8	12					
	電気電子工学特別研究Ⅳ	２後	2					○	8	12					
	小計（４科目）	－	8	0	0	－			8	12					
合計（８１科目）		－	8	142	0	－			8	12	0	5	0	兼109	

<table>
<tr><td>学位又は称号</td><td>修士（工学）</td><td>学位又は学科の分野</td><td colspan="2">工学</td></tr>
<tr><td colspan="3">卒　業　要　件　及　び　履　修　方　法</td><td colspan="2">授業期間等</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">工学研究科の教育体制は、「専攻」に加えて工学研究科独自で「プログラム」を定めている。同じ専攻でもプログラム別に、博士前期課程の異なる修了要件を定めている。工学研究科の入学生は、大学院入学時に指導教員と相談の上、３つのプログラム「研究領域プログラム」「創成工学プログラム」「国際プログラム」から１つ選択する。「研究領域プログラム」は、主に研究に関する高度専門技術を体系的に修得する科目を多く履修し、「創成工学プログラム」は、主に企業の設計・生産部門で必要となる専門技術に関する科目を多く履修し、「国際プログラム」は、主に国際的な視点から研究開発を行う上で必要となる専門技術に関する科目を多く履修し、「国際プログラム」における国際対応科目は、英語のみで講義や演習を受講でき、日本語が理解できなくても単位を取得可能な科目となっている。

電気電子工学専攻では、以下の条件をすべて満たすことを修了要件とする。
(1) ２年以上在学し、選択した研究領域プログラム、創成工学プログラムあるいは国際プログラムで次のとおり単位を修得すること
≪研究領域プログラム≫
専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究を８単位修得し、修得単位数の合計３０単位以上であること。
ただし、社会人学生は次のとおりとする。
専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。
≪創成工学プログラム≫
専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を１０単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。
ただし、社会人学生は次のとおりとする。
専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を１０単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創生工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。
≪国際プログラム≫
専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から２単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、特別研究８単位修得し、修得単位数の合計が３０単位以上となること。ただし、合計３０単位の中には、国際対応科目を１２単位以上含む必要がある。
(2) 必要な研究指導（研究倫理教育を含む）を受けたうえで、学位論文の審査及び最終試験に合格する。
(3) 国際会議などで英語による研究発表を行う。</td><td>１学年の学期区分</td><td>２学期</td></tr>
<tr><td>１学期の授業期間</td><td>１５週</td></tr>
<tr><td>１時限の授業時間</td><td>９０分</td></tr>
</table>

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

既設の研究科（工学研究科情報工学専攻）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
研究科共通科目	知的財産権出願特論	１前		1		○								兼2	集中
	ISO学特論	１後		1		○								兼1	
	工学展望特論(社会人向け)	１・２前		2		○			7	4	3			兼71	
	ベンチャービジネス特論	１後		1		○								兼4	
	論文発表演習	１・２通		1			○		7	4	3			兼71	
	企画力養成演習	１後		1			○							兼2	
	大学院・国内インターンシップ	１・２通		2				○	7	4	3			兼71	
	大学院・長期インターンシップ	１・２通		3				○	7	4	3			兼71	
	国際特別講義Ⅰ	１・２通		1		○			7	4	3			兼71	
	国際特別講義Ⅱ	１・２通		1		○			7	4	3			兼71	
	小計（１０科目）	－		14		－			7	4	3	0	0	兼80	
国際教育科目	コミュニケーション英語	１・２通		1			○							兼4	
	国際会議発表演習	１・２通		1			○		7	4	3			兼71	
	学術英語論文発表	１・２通		1				○	7	4	3			兼71	
	国際インターンシップ	１・２通		3				○	7	4	3			兼71	
	短期留学	１・２通		3				○	7	4	3			兼71	
	小計（５科目）	－		9		－			7	4	3			兼75	
専攻指定科目	数理情報学特論	１・２後		2		○			1						隔年
	コンピュータ・アーキテクチャ特論	１・２後		2		○			1						隔年
	情報ネットワーク特論	１・２前		2		○			1						隔年
	センシング工学特論	１・２前		2		○			1						隔年
	知能化システム特論	１・２前		2		○			1						隔年
	ヒューマン・インタフェース特論	１・２前		2		○			1						隔年
	信号計測システム特論	１・２後		2		○			1						隔年
	情報工学特別演習Ⅰ	１・２後		1			○		7	4	3				共同
	小計（８科目）	－		15		－			7	4	3	0	0	0	
研究領域教育科目	数理情報学演習Ⅰ	１・２前		1			○		1						隔年
	数理情報学演習Ⅱ	１・２後		1			○		1						隔年
	計算モデル特論	１・２前		2		○					1				隔年
	計算モデル演習Ⅰ	１・２前		1			○				1				隔年
	計算モデル演習Ⅱ	１・２後		1			○				1				隔年
	コンピュータ・アーキテクチャ演習Ⅰ	１・２前		1			○		1						隔年
	コンピュータ・アーキテクチャ演習Ⅱ	１・２後		1			○		1						隔年
	並列ソフトウェア特論	１・２前		2		○					1				隔年
	並列ソフトウェア演習Ⅰ	１・２前		1			○				1				隔年
	並列ソフトウェア演習Ⅱ	１・２後		1			○				1				隔年
	情報ネットワーク演習Ⅰ	１・２前		1			○		1						隔年
	情報ネットワーク演習Ⅱ	１・２後		1			○		1						隔年
	マルチメディア処理特論	１・２前		2		○				1					隔年
	マルチメディア処理演習Ⅰ	１・２前		1			○			1					隔年
	マルチメディア処理演習Ⅱ	１・２後		1			○			1					隔年
	センシング工学演習Ⅰ	１・２前		1			○		1						隔年
	センシング工学演習Ⅱ	１・２後		1			○		1						隔年
	通信信号処理特論	１・２後		2		○				1					隔年
	通信信号処理演習Ⅰ	１・２前		1			○			1					隔年
	通信信号処理演習Ⅱ	１・２後		1			○			1					隔年
	知能化システム演習Ⅰ	１・２前		1			○		1			1			隔年
	知能化システム演習Ⅱ	１・２後		1			○		1			1			隔年
	信号計測システム特論	１・２後		2		○			1						隔年
	信号計測システム演習Ⅰ	１・２前		1			○		1						隔年
	信号計測システム演習Ⅱ	１・２後		1			○		1						隔年

	IoTシステム特論	１・２前		2		○				1					隔年
	IoTシステム演習Ⅰ	１・２前		1			○			1					隔年
	IoTシステム演習Ⅱ	１・２後		1			○			1					隔年
	データサイエンス特論	１・２前		2		○				1					隔年
	データサイエンス演習Ⅰ	１・２前		1			○			1					隔年
	データサイエンス演習Ⅱ	１・２後		1			○			1					隔年
	ヒューマン・インタフェース演習Ⅰ	１・２前		1			○		1			1			隔年
	ヒューマン・インタフェース演習Ⅱ	１・２後		1			○		1			1			隔年
	情報工学特別講義AⅠ	１・２通		2		○								兼4	隔年
	情報工学特別講義AⅡ	１・２通		2		○								兼4	隔年
	小計（３５科目）	－		44		－			7	4	2	2	0	兼4	
創成工学教育科目	生産管理論特論Ⅰ	１前		2		○								兼1	
	生産管理論特論Ⅱ	１後		2		○								兼1	
	ものづくり管理工学特論	１前		2		○								兼1	
	実践企業学	１前		1		○								兼1	
	造船工学特論	１後		2		○								兼12	
	先輩から学ぶ先端科学技術	１後		2		○								兼8	オムニバス
	機械創成工学特論A	１・２前		1		○								兼3	オムニバス
	機械創成工学特論B	１・２前		1		○								兼3	オムニバス
	機械設計製作法特論及び演習・実習	１通		4				○						兼6	オムニバス
	電気システム設計演習	１・２前		2		○								兼3	共同
	環境創成実践特論	１前		2		○								兼1	
	材料創成工学特論	１前		2		○								兼4	
	建築学特別制作	１・２通		1				○						兼12	
	建築学特別調査	１・２通		1				○						兼12	
	情報創成工学特論	２後		2		○			7	4	2				オムニバス
	小計（１５科目）	－		27		－			7	4	2	0	0	兼54	
特別研究	情報工学特別研究Ⅰ	１前	2					○	7	4	2				
	情報工学特別研究Ⅱ	１後	2					○	7	4	2				
	情報工学特別研究Ⅲ	２前	2					○	7	4	2				
	情報工学特別研究Ⅳ	２後	2					○	7	4	2				
	小計（４科目）	－	8			－			7	4	2	0	0	0	
合計（７７科目）		－	8	109	0	－			7	4	3	2	0	兼118	

学位又は称号	修士（工学）	学位又は学科の分野	工学

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
工学研究科の教育体制は、「専攻」に加えて工学研究科独自で「プログラム」を定めている。同じ専攻でもプログラム別に、博士前期課程の異なる修了要件を定めている。工学研究科の入学生は、大学院入学時に指導教員と相談の上、３つのプログラム「研究領域プログラム」「創成工学プログラム」「国際プログラム」から１つ選択する。「研究領域プログラム」は、主に研究に関する高度専門技術を体系的に修得する科目を多く履修し、「創成工学プログラム」は、主に企業の設計・生産部門で必要となる専門技術に関する科目を多く履修し、「国際プログラム」は、主に国際的な視点から研究開発を行う上で必要となる専門技術に関する科目を多く履修し、「国際プログラム」における国際対応科目は、英語のみで講義や演習を受講でき、日本語が理解できなくても単位を取得可能な科目となっている。 情報工学専攻では、以下の条件をすべて満たすことを修了要件とする。 (1) ２年以上在学し、選択した研究領域プログラム、創成工学プログラムあるいは国際プログラムで次のとおり単位を修得すること ≪研究領域プログラム≫ 専攻指定科目を４単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を８単位以上（特論４単位以上、演習２単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。 ≪創成工学プログラム≫ 専攻指定科目を４単位以上、研究科共通科目を１単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を４単位以上（特論２単位以上、演習２単位以上）、創成工学教育科目を５単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること ≪国際プログラム≫ 専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から２単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、特別研究８単位修得し、修得単位数の合計が３０単位以上となること。ただし、合計３０単位の中には、国際対応科目を１２単位以上含む必要がある。 (2) 必要な研究指導（研究倫理教育を含む）を受けたうえで、学位論文の審査及び最終試験に合格する。 (3) 国際会議などで英語による研究発表を行う。	１学年の学期区分	２学期
	１学期の授業期間	１５週
	１時限の授業時間	９０分

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

基礎となる学部等（工学部総合工学科）

科目区分			授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
						必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
共通教育科目	大学基礎科目	スタートアップセミナー	スタートアップＰＢＬセミナー	1前		2			○								4	
			小計（1科目）	－	－	2	0	0	－			0	0	0	0	0	4	
		キャリア教育	キャリア教育入門	1前・後		2			○								1	
			小計（1科目）	－	－	2	0	0	－			0	0	0	0	0	1	
		外国語（英語）	英語Ｉ大学基礎	1前・後		2				○							9	
			英語Ｉコミュニケーション	1前・後		2				○							11	
			小計（2科目）	－	－	4	0	0	－			0	0	0	0	0	13	
		データサイエンス	データサイエンスⅠ	1前		2			○								10	オムニバス（一部）
			データサイエンスⅡ	1後		2			○								8	共同（一部）
			小計（2科目）	－	－	4	0	0	－			0	0	0	0	0	16	
		スポーツ健康科学	スポーツ健康科学Ａ	1前		1					○						6	
			小計（1科目）	－	－	1	0	0	－			0	0	0	0	0	6	
	教養基礎科目		英語ＩＴＯＥＩＣ	1前・後		2				○							14	
			英語Ｉ初級ＴＯＥＩＣ	1前・後			1			○							2	
			英語Ⅱ発展Ａａ	1前・後			1			○							2	
			英語Ⅱ発展Ａｂ	1後			1			○							1	
			英語Ⅱ発展Ｂ	1前・後			1			○							2	
			英語Ⅱ発展Ｃ	1前・後			1			○							1	
			英語Ⅱ発展Ｄ	1前・後			1			○							1	
			英語Ⅱ発展Ｅ	1前・後			1			○							1	
			スポーツ健康科学Ｂ	1後		1					○						5	
			スポーツ健康科学概論	1前			2		○								3	オムニバス
			ＰＢＬアカデミック・ライティング	1前・後			2		○								4	
			哲学Ｆ	1前・後			2		○								1	
			哲学Ｇ	1前・後			2		○								1	
			哲学Ｉ	1前・後			2		○								1	
			倫理学Ａ	1前・後			2		○								1	
			倫理学Ｂ	1後			2		○								1	
			倫理学Ｆ	1前			2		○								1	
			倫理学Ｇ	1後			2		○								1	
			倫理学Ｉ	1前・後			2		○								1	
			宗教学Ｂ	1前・後			2		○								1	
			宗教学Ｃ	1前			2		○								1	
			宗教学Ｄ	1後			2		○								1	
			日本考古学Ｂ	1後			2			○							1	
			日本史Ａ	1前			2		○								1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	日本史Ｂ	1前・後			2		○								1	
	日本史Ｃ	1前			2		○								1	
	日本文化論Ｂ	1前			2		○								1	
	西洋史Ｂ	1前・後			2		○								1	
	西洋史Ｃ	1後			2			○							1	
	東洋史Ａ	1前・後			2		○								1	
	東洋文化史	1前・後			2		○								1	
	日本文学Ａ	1前・後			2		○								1	
	日本文学Ｂ	1前・後			2		○								1	
	日本文学Ｃ	1前・後			2		○								1	
	日本語学Ａ	1前			2		○								1	
	日本語学Ｂ	1後			2		○								1	
	比較政治文化	1前・後			2			○							1	
	比較文化論	1前・後			2			○							1	
	こころのサポート	1前・後			2		○								3	
	心理学Ａ	1前・後			2		○								3	
	心理学Ｆ	1前・後			2		○								2	
	日本国憲法	1前・後			2		○								4	
	法学Ａ	1前			2		○								1	
	法学Ｂ	1前			2			○							1	
	法学Ｃ	1後			2		○								2	
	法学Ｇ	1前			2		○								1	
	社会学Ａ	1前・後			2		○								4	
	社会学Ｂ	1前・後			2		○								2	
	文化人類学Ａ	1前・後			2		○								2	
	文化人類学Ｂ	1前			2		○								1	
	政治学Ａ	1前・後			2		○								2	
	政治学Ｂ	1後			2		○								1	
	政治学Ｇ	1前・後			2		○								3	
	ＰＢＬ政治学1	1前			2		○								1	
	ＰＢＬ政治学2	1前			2		○								1	
	経済学Ａ	1前・後			2		○								1	
	経済学Ｂ	1前			2		○								1	
	経済学Ｆ	1後			2		○								2	
	経済学Ｇ	1前・後			2		○								6	
	人文地理学Ａ	1前			2		○								2	
	人文地理学Ｂ	1後			2		○								1	
	人文地理学Ｃ	1後			2		○								1	
	文化と空間Ａ	1前・後			2		○								1	
	文化と空間Ｂ	1前			2			○							1	
	文化と空間Ｃ	1前・後			2		○								1	
	日本学	1後			2		○								1	
	三重学1	1前・後			2		○								1	
	地域学	1後			2		○								1	
	情報科学Ａ	1後			2		○								1	
	情報科学Ｂ	1前			2		○								1	
	情報科学Ｃ	1後			2		○								1	
	データサイエンスⅢ	1後			2		○								1	
	数理科学Ａ	1前・後			2		○								1	
	数理科学Ｂ	1後			2		○								1	
	数理科学Ｆ	1前・後			2		○								1	
	数理科学Ｈ	1前・後			2		○								1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	物理学1	1後			2		○								1	
	物理学2	1前・後			2		○								1	
	化学Ａ	1前・後			2		○			6	7		1			オムニバス
	化学Ｂ	1後			2		○			1	1				1	オムニバス（一部）
	生物学1	1前・後			2		○								1	
	生物学2	1前・後			2		○								1	
	生物学3	1後			2		○								2	オムニバス
	入門生物学	1前			2		○								1	
	自然科学概論1	1前			2		○								1	
	自然科学概論2	1前・後			2		○								2	オムニバス（一部）
	自然科学概論3	1前			2			○							2	共同
	ＰＢＬ自然科学概論	1前			2		○								1	
	医学医療Ａ1	1前			2		○								1	
	医学医療Ａ2	1後			2		○								15	オムニバス
	医学医療Ｂ1	1後			2		○								1	
	医学医療Ｂ2	1前・後			2		○								22	オムニバス
	医学医療Ｃ1	1後			2		○								9	オムニバス
	医学医療Ｃ2	1前			2		○								12	オムニバス
	医学医療Ｄ	1後			2		○								14	オムニバス
	医学医療入門	1前			2		○								16	オムニバス
	国際保健と地域医療	1後			2		○								9	オムニバス
	ＰＢＬ医学・看護学	1前・後			2		○								1	
	環境学Ａ	1前・後			2		○								4	オムニバス（一部）
	環境学Ｆ	1前			2		○			1					1	オムニバス
	環境地理学Ａ	1前			2		○								1	
	環境地理学Ｂ	1後			2		○								1	
	環境地理学Ｃ	1後			2		○								1	
	環境科学1	1前			2		○								2	共同（一部）
	環境科学2	1前			2		○								7	オムニバス（一部）
	科学的地域環境概論Ⅰ	1前			1		○			2	1				4	オムニバス
	科学的地域環境概論Ⅱ	1後			1		○								3	オムニバス
	生物資源学Ａ	1前・後			2		○								1	
	生物資源学Ｂ	1前			2		○								1	
	地域防災論	1後			2		○								11	オムニバス
	防災論	1前			2		○			3	3					オムニバス
	音楽文化論	1後			2		○								1	
	日本理解特殊講義1	1前			2		○								2	オムニバス
	日本理解特殊講義3	1前			2		○								10	オムニバス
	日本理解特殊講義4	1前			2		○								7	オムニバス
	日本理解特殊講義5	1前・後			2		○								2	
	現代社会理解特殊講義1	1前・後			2		○				1				3	オムニバス
	現代社会理解特殊講義3	1後			2		○								1	
	現代社会理解特殊講義4	1前・後			2		○								1	
	現代社会理解実践1	1前			2		○								2	共同
	現代社会理解実践2	1後			2		○								4	オムニバス
	現代社会理解実践3	1前			2		○								1	
	国際理解実践1	1後			2		○								1	
	国際理解実践2	1後			2		○								1	
	国際理解実践3	1後			2		○								2	共同
	国際理解特殊講義1	1後			2		○								1	
	国際理解特殊講義2	1前・後			2		○								2	
	国際理解特殊講義3	1前・後			2		○								1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	国際理解特殊講義4	1前・後			2		○								1	
	国際理解特殊講義5	1後			2		○								2	オムニバス
	現代科学理解特殊講義1	1前			2		○								1	
	現代科学理解特殊講義2	1後			2		○					1			6	共同
	ＰＢＬ現代科学理解特殊講義1	1後			2		○								1	
	ＰＢＬ現代科学理解特殊講義2	1後			2			○							1	
	ＰＢＬ現代科学理解特殊講義3	1前			2			○							1	
	インターンシップ入門	1前・後			2		○								1	
	ピアサポート実践	1前・後			2			○							2	共同
	学習支援実践	1前			2		○								1	
	学生生活支援実践	1後			2			○							1	
	ビジネスキャリア入門	1前・後			2		○								1	
	ドイツの文化	1前・後			2		○								1	
	中国の文化	1前・後			2		○								1	
	ドイツ語ＩＡａ	1前			1			○							4	
	ドイツ語ＩＡｂ	1後			1			○							4	
	ドイツ語ＩＢａ	1前			1			○							6	
	ドイツ語ＩＢｂ	1後			1			○							6	
	フランス語ＩＡａ	1前			1			○							1	
	フランス語ＩＡｂ	1後			1			○							1	
	フランス語ＩＢａ	1前			1			○							1	
	フランス語ＩＢｂ	1後			1			○							1	
	中国語ＩＡａ	1前			1			○							8	
	中国語ＩＡｂ	1後			1			○							8	
	中国語ＩＢａ	1前			1			○							6	
	中国語ＩＢｂ	1後			1			○							6	
	朝鮮・韓国語ＩＡａ	1前			1			○							1	
	朝鮮・韓国語ＩＡｂ	1後			1			○							1	
	朝鮮・韓国語ＩＢａ	1前			1			○							1	
	朝鮮・韓国語ＩＢｂ	1後			1			○							1	
	ロシア語ＩＡａ	1前			1			○							1	
	ロシア語ＩＡｂ	1後			1			○							1	
	ロシア語ＩＢａ	1前			1			○							1	
	ロシア語ＩＢｂ	1後			1			○							1	
	スペイン語ＩＡａ	1前			1			○							1	
	スペイン語ＩＡｂ	1後			1			○							1	
	スペイン語ＩＢａ	1前			1			○							1	
	スペイン語ＩＢｂ	1後			1			○							1	
	ポルトガル語ＩＡａ	1前			1			○							2	
	ポルトガル語ＩＡｂ	1後			1			○							2	
	ポルトガル語ＩＢａ	1前			1			○							2	
	ポルトガル語ＩＢｂ	1後			1			○							2	
	ドイツ語Ⅱ総合ａ	1前			1			○							1	
	ドイツ語Ⅱ総合ｂ	1後			1			○							1	
	ドイツ語Ⅱ演習ａ	1前			1			○							1	
	ドイツ語Ⅱ演習ｂ	1後			1			○							1	
	フランス語Ⅱ総合ａ	1前			1			○							1	
	フランス語Ⅱ総合ｂ	1後			1			○							1	
	フランス語Ⅱ演習ａ	1前			1			○							1	
	フランス語Ⅱ演習ｂ	1後			1			○							1	
	中国語Ⅱ総合ａ	1前			1			○							1	
	中国語Ⅱ総合ｂ	1後			1			○							1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	中国語Ⅱ演習ａ	1前			1			○							1	
	中国語Ⅱ演習ｂ	1後			1			○							1	
	小計（182科目）	－	－	3	311	0	－			10	12	1	1	0	308	
専攻基礎科目（機械工学コース）	基礎線形代数学Ⅰ	1前・後		2			○								8	
	基礎線形代数学Ⅱ	1前・後		2			○			1					4	
	基礎微分積分学Ⅰ	1前・後		2			○				1				5	
	基礎微分積分学Ⅱ	1前・後		2			○				1		1		4	共同
	基礎物理学Ⅰ	1前・後		2			○			1	3				1	
	物理学実験	2前		1					○	1	2		5		3	共同
	基礎物理学Ⅱ	1前・後			2		○			1	1				3	
	化学Ⅰ	1前			2		○			4	1		1			共同
	小計（8科目）	－	－	11	4	0	－			8	9	0	6	0	15	
専攻基礎科目（電気電子工学コース）	基礎線形代数学Ⅰ	1前・後		2			○								8	
	基礎線形代数学Ⅱ	1前・後		2			○			1					4	
	基礎微分積分学Ⅰ	1前・後		2			○				1				5	
	基礎微分積分学Ⅱ	1前・後		2			○				2				4	共同
	基礎物理学Ⅰ	1前・後		2			○			1	3				1	
	基礎物理学Ⅱ	1前・後		2			○			1	1				3	
	基礎物理学ⅢA	2前		2			○				1					
	化学Ⅰ	1前		2			○			3	2		1			共同
	計算機基礎	2前		2			○			1						
	化学・物理実験	2前		1					○		1		6		4	
	小計（10科目）	－	－	19	0	0	－			7	10	0	6	0	18	
専攻基礎科目（応用化学コース）	基礎線形代数学Ⅰ	1前・後		2			○								8	
	基礎微分積分学Ⅰ	1前・後		2			○				1				5	
	基礎物理学Ⅰ	1前・後		2			○			1	3				1	
	基礎物理学Ⅱ	1前・後		2			○			1	1				3	
	基礎物理学ⅢB	2前		2			○			1						
	化学・物理実験	2前		1					○		1		6		4	
	小計（6科目）	－	－	11	0	0	－			3	6	0	6	0	18	
専攻基礎科目（建築学コース）	基礎線形代数学Ⅰ	1前・後		2			○								8	
	基礎微分積分学Ⅰ	1前・後		2			○				1				5	
	基礎数理統計学	2前		2			○								1	
	基礎物理学Ⅰ	1前・後		2			○			1	3				1	
	基礎線形代数学Ⅱ	1前・後			2		○			1					4	
	基礎微分積分学Ⅱ	1前・後			2		○				2				4	共同
	基礎物理学Ⅱ	1前・後			2		○			1	1				3	
	化学Ⅰ	1前			2		○			3	2		1			共同
	小計（8科目）	－	－	8	8	0	－			6	9	0	1	0	14	
専攻基礎科目（情報工学コース）	基礎線形代数学Ⅰ	1前・後		2			○								8	
	基礎線形代数学Ⅱ	1前・後		2			○			1					4	
	基礎微分積分学Ⅰ	1前・後		2			○				1				5	
	基礎微分積分学Ⅱ	1前・後		2			○				2				4	共同
	基礎物理学Ⅰ	1前・後		2			○			1	3				1	
	基礎物理学Ⅱ	1前・後		2			○			1	1				3	
	物理学実験	2前		1					○		1		5		2	共同
	小計（7科目）	－	－	13	0	0	－			3	7	0	5	0	15	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	専攻基礎科目（電子情報工学コース）	基礎線形代数学Ⅰ	1前・後		2			○								8	
		基礎線形代数学Ⅱ	1前・後		2			○			1					4	
		基礎微分積分学Ⅰ	1前・後		2			○				1				5	
		基礎微分積分学Ⅱ	1前・後		2			○				2				4	共同
		基礎物理学Ⅰ	1前・後		2			○			1	3				1	
		基礎物理学Ⅱ	1前・後		2			○			1	1				3	
		基礎物理学ⅢA	2前		2			○				1					
		化学Ⅰ	1前		2			○			3	2		1			共同
		計算機基礎	2前		2			○			1						
		化学・物理実験	2前		1					○		1		6		4	
		小計（10科目）	－	－	19	0	0	－			7	10	0	6	0	18	
専門教育科目	総合工学教育科目	安全教育・工学倫理	1前	○	1			○			1					2	オムニバス
		先端技術基礎	2前	○	1			○			4	3					オムニバス・集中
		卒業研究	4通	○	6				○		45	38	3	19			学部・修士一貫コースを選択したものは，卒業研究または長期インターンシップのいずれかを選択すること。
		長期インターンシップ	4通	○	6					○	45	38	3	19			
		実地研修	3通			1				○	9	9		1			
		インターンシップⅠ	3通			1				○	3	6					
		小計（6科目）	－	－	14	2	0	－			45	38	3	19	0	2	
	機械工学コース基幹教育科目	機械工学フレッシュマンゼミナール	1前	○	1					○	7	9		5			
		入門数学演習	1前	○	1				○							1	
		入門物理学演習	1前	○	1				○			1					
		工業数学A（ベクトル解析）	2前	○	2			○				1					
		工業数学B（複素関数論）	2前	○	2			○			1						
		工業数学A・工業数学B演習	2前	○	1				○		1	1					オムニバス
		工業数学C（常微分方程式）	2前	○	2			○			1						
		工業数学D（フーリエ解析）	2後	○	2			○				1					
		工業数学E（確率・統計）	2後	○	2			○				1					
		力学	2前	○	2			○			1						
		材料力学	2前	○	2			○			1			1			
		力学・材料力学演習	2前	○	1				○		2			1			オムニバス
		量子力学	2後	○	2			○			1						
		機械力学	2後	○	2			○			1						
		機械材料学	2後	○	2			○				1					
		機械力学・機械材料学演習	2後	○	1				○		1	1					オムニバス
		流体工学基礎	2前	○	2			○			1						
		工業熱力学	2前	○	2			○			1						
		流体工学基礎・工業熱力学演習	2前	○	1				○		2						オムニバス・共同（一部）
		制御工学(機械)	3前	○	2			○			1						
		輸送現象論Ⅰ	3前	○	2			○			1						
		制御工学・輸送現象論Ⅰ演習	3前	○	1				○		2						オムニバス
		機械加工学	2後	○	2			○				1					
		機械設計及び製図基礎	2後	○	3			○				1				1	※実習
		機械設計製図Ⅰ	3前	○	1					○		1					
		機械設計製図Ⅱ	3後	○	1					○	1						
		機械工学実験及び実習Ⅰ	3前	○	1					○	8	9		5			
		機械工学実験及び実習Ⅱ	3後	○	1					○	8	9		5			
		小計（28科目）	－	－	45	0	0	－			8	9	0	5	0	2	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
機械工学コース基盤教育科目	材料科学	2後			2		○			1						
	機械運動学	1後			2		○								1	
	計測工学(機械)	3前			2		○				1					
	金属材料学	3前			2		○				1					
	流体力学	2後			2		○			1	1					
	エネルギー変換工学	2後			2		○				1					
	輸送現象論Ⅱ	3後			2		○			1						
	電気電子回路	3前			2		○				1					
	応用電子論	3前			2		○			1						
	システム制御工学	3後			2		○			1						
	振動工学	3後			2		○								1	
	弾性力学	3前			2		○			1						
	解析力学(機械)	2後			2		○			1						
	情報工学	2前			2		○						1			
	小計（14科目）	－	－	0	28	0	－			6	3	0	1	0	2	
機械工学コース応用教育科目	化学Ⅱ	1後			2		○			2	2					
	応用量子論	3後			2		○			1						
	ロボット工学	3後			2		○						1			
	溶融加工学	3後			2		○						1			
	計算機援用工学	3後			2		○			1						
	塑性加工	3後			2		○				1					
	除去加工	3後			2		○			1						
	流体機械システム工学	3前			2		○				1				2	
	数値熱流体力学	3後			2		○			1						
	環境流動学	3後			2		○				1					
	統計力学(機械)	3前			2		○				1					
	交通機械	1前			2		○								3	オムニバス
	生産システム工学	3後			2		○								3	オムニバス
	自動車工学	3前			1		○								2	オムニバス
	知的財産権概論	3前			1		○								2	集中・共同
	インターンシップⅡ	3通			1				○	1	1					
	専門英語(機械)	4通			2			○		8	9		5			
	小計（17科目）	－	－	0	31	0	－			8	9	0	5	0	12	
電気電子工学コース基幹教育科目	基礎電気回路論Ⅰ	1前	○	2			○			1						
	基礎電気回路論Ⅱ	1後	○	2			○			1						
	電気回路論Ⅰ	2前	○	2			○				1					
	電磁気学Ⅰ	2前	○	3			○			1						
	電磁気学Ⅱ	2後	○	3			○			1						
	電子回路工学Ⅰ	2後	○	2			○			1						
	電気計測実験	2後	○	3					○	2	4					
	電気電子実験Ⅰ	3前	○	3					○		4		3		1	
	電気電子実験Ⅱ	3後	○	2					○	1	5		2		1	
	専門英語(電気)	4前	○	1				○		9	10		4			
	小計（10科目）	－	－	23	0	0	－			9	10	0	5	0	1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
電気電子工学コース基盤教育科目	電気電子入門実験	1前			1				○		3					
	常微分方程式	1後			2		○			1						
	ベクトル解析	1後			2		○			1						
	フーリエ解析と偏微分方程式	2前			2		○				1					
	複素関数論	2前			2		○			1						
	確率・統計	2前			2		○			1						
	プログラミング演習	2前			1			○		1						
	情報理論(電気)	2前			2		○			1						
	半導体・デジタル概論	2前			2		○			3						
	電気回路論Ⅱ	2後			2		○				1					
	量子力学I	2後			2		○			1						
	解析力学(電気)	2後			2		○				1					
	制御工学Ⅰ	2後			2		○			1						
	固体物理学	2後			2		○			1						
	電子回路工学Ⅱ	3前			2		○			1						
	半導体工学	3前			2		○			1						
	物性物理学	3前			2		○				1					
	パワーエレクトロニクス	3前			2		○				1					
	小計（18科目）	－	－	0	34	0	－			12	5	0	0	0	0	
電気電子工学コース応用教育科目	社会共創概論	1前			1		○			1	1				7	オムニバス
	化学Ⅱ	1後			2		○			3	1					
	計算機工学	2後			2		○			1						
	アルゴリズムと人工知能	2後			2		○			1						
	信号処理	2後			2		○				1					
	統計力学(電気)	2後			2		○				1					
	情報通信工学	3前			2		○			1						
	量子力学Ⅱ	3前			2		○			1						
	電気電子材料	3前			2		○			1	1					オムニバス
	電気機器工学	2後			2		○				1					
	電気機器設計	3前			2		○								1	
	電気エネルギー工学Ⅰ	3後			2		○								4	
	電気エネルギー工学Ⅱ	4前			2		○								1	
	光・電磁波工学	3後			2		○			1						
	知的システム設計PBL	3後			2		○			1						
	通信システムとネットワーク	3後			2		○			1						
	電子デバイス工学	3後			2		○			2						
	光エレクトロニクス	3後			2		○				1					
	高電圧工学	3後			2		○				1					
	ナノ物性計測学	3後			2		○				2					
	半導体プロセス工学	3前			2		○			1						
	信頼性工学	3後			2		○			1						
	集積回路工学	3後			2		○			1						
	制御工学Ⅱ	3後			2		○			1						
	電気電子工学特別講義Ⅰ	3前			1		○								4	オムニバス
	電気電子工学特別講義Ⅱ	3後			1		○								4	オムニバス
	電気法規	4前			1		○								1	
	通信法規	4前			2		○			1						
	インターンシップⅡ	3通			2				○		1					
	小計（29科目）	－	－	0	54	0	－			14	10	0	0	0	22	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	電子情報工学コース基幹教育科目	基礎電気回路論Ⅰ	1前	○	2			○			1						
		基礎電気回路論Ⅱ	1後	○	2			○			1						
		半導体・デジタル概論	2前	○	2			○			3						
		確率・統計	2前	○	2			○			1						
		情報理論（電子情報）	2前	○	2			○			1						
		電子回路工学Ⅰ	2後	○	2			○			1						
		固体物理学	2後	○	2			○			1						
		計算機工学	2後	○	2			○			1						
		半導体工学	3前	○	2			○			1						
		電子情報工学実験 Ⅰ	3前	○	3					○		4		3		1	
		電子情報工学実験 II	3後	○	2					○	1	5		2		1	
		専門英語（電子情報）	4前	○	1				○		4	1		2			
		小計（12科目）	―	－	24	0	0	－			11	9	0	6	0	1	
	電子情報工学コース基盤教育科目	社会共創概論	1前			1		○			1	1				7	オムニバス
		常微分方程式	2前			2		○			1						
		ベクトル解析	2前			2		○			1						
		フーリエ解析と偏微分方程式	2前			2		○				1					
		プログラミング演習	2前			2		○			1						
		電気回路論Ⅰ	2前			2		○				1					
		電磁気学Ⅰ	2前			3		○			1						
		電磁気学Ⅱ	2後			3		○			1						
		信号処理	2前			2		○				1					
		複素関数論	2後			2		○			1						
		電気計測実験	2後			3				○	2	4					
		制御工学Ⅰ	2後			2		○			1						
		量子力学I	2後			2		○			1						
		電子回路工学Ⅱ	3前			2		○			1						
		小計（14科目）	―	－	0	30	0	－			7	7	0	0	0	7	
	電子情報工学コース応用教育科目	電気電子入門実験	1前			1				○		3					
		化学Ⅱ	1後			2		○			2	2					
		統計力学（電子情報）	2後			2		○				1					
		アルゴリズムと人工知能	2後			2		○			1						
		電気回路論Ⅱ	2後			2		○				1					
		解析力学(電子情報)	2後			2		○				1					
		情報通信工学	3前			2		○			1						
		物性物理学	3前			2		○				1					
		量子力学Ⅱ	3前			2		○			1						
		電気電子材料	3前			2		○			1	1					オムニバス
		半導体プロセス工学	3前			2		○			1						
		信頼性工学	3後			2		○			1						
		集積回路工学	3後			2		○			1						
		通信システムとネットワーク	3後			2		○			1						
		ナノ物性計測学	3後			2		○				2					
		光エレクトロニクス	3後			2		○				1					
		電子デバイス工学	3後			2		○			1						
		高電圧工学	3後			2		○				1					
		パワーエレクトロニクス	3前			2		○				1					
		電子情報工学特別講義Ⅰ	3前			1		○								4	オムニバス
		電子情報工学特別講義Ⅱ	3後			1		○								4	オムニバス
		インターンシップⅡ	3通			2				○		1					
		電気機器工学	2後			2		○				1					
		電気機器設計	3前			2		○								1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	電気エネルギー工学Ⅰ	3後			2		○								4	
	電気エネルギー工学Ⅱ	4前			2		○								1	
	光・電磁波工学	3後			2		○			1						
	知的システム設計PBL	3後			2		○			1						
	制御工学Ⅱ	3後			2		○			1						
	電気法規	4前			1		○								1	
	通信法規	4前			2		○			1						
	小計（31科目）	―	－	0	58	0	－			13	11	0	0	0	15	
応用化学コース基幹教育科目	微分方程式	2前	○	2			○								1	
	応用化学基礎I	1前	○	2			○			11	8		3			
	応用化学基礎II	1後	○	2			○			11	8		3			
	分析化学	2前	○	2			○				1					
	分析化学演習	2前	○	1				○			1					
	無機化学Ａ（無機化学の総論）	2前	○	2			○			1						
	無機化学演習Ａ	2前	○	1				○		2						
	無機化学Ｂ（無機物質の各論）	2後	○	2			○				1					
	無機化学演習Ｂ	2後	○	1				○					1			
	有機化学Ⅰ	2前	○	2			○			1						
	有機化学演習Ⅰ	2前	○	1				○		1						
	有機化学Ⅱ	2後	○	2			○				1					
	有機化学演習Ⅱ	2後	○	1				○			1					
	高分子化学	2後	○	2			○				1					
	高分子化学演習	2後	○	1				○			1					
	物理化学Ａ（熱力学）	1後	○	2			○			1						
	物理化学演習Ａ	1後	○	1				○		1	1					共同
	物理化学Ｂ（量子化学）	2前	○	2			○			1						
	物理化学演習Ｂ	2前	○	1				○			1					
	物理化学Ｃ（化学結合論・分子分光学）	2後	○	2			○			1						
	物理化学演習Ｃ	2後	○	1				○					1			
	生物化学Ⅰ	2後	○	2			○			1						
	生物化学演習Ⅰ	2後	○	1				○					1			
	生物化学Ⅱ	3前	○	2			○			1	1					共同
	生物化学演習Ⅱ	3前	○	1				○		1	1					共同
	化学実験Ⅰ	3前	○	4					○	11	8		3			
	化学実験Ⅱ	3後	○	4					○	11	8		3			
	専門英語(応用化学)	4通	○	4				○		11	8		3			
	小計（28科目）	－	－	51	0	0	－			11	8	0	3	0	1	
応用化学コース基盤教育科目	高分子合成化学	3前			2		○				1					
	有機合成化学	3後			2		○			1						
	有機機能化学	3前			2		○			1						
	反応理論化学	3後			2		○				1					
	電気材料化学	3後			2		○			1						
	高分子物性学	3後			2		○				1					
	無機素材化学	3前			2		○			1						
	生物工学	3後			2		○			1						
	生体材料化学	3後			2		○			1						
	材料物理化学	3後			2		○			1						
	資源利用化学	3後			2		○			1						
	化学工学	3前			2		○								1	
	反応工学	3後			2		○								1	
	小計（13科目）	－	－	0	26	0	－			8	3	0	0	0	1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
応用化学コース応用教育科目	工業化学概論	3後			2		○								1	
	電気工学通論	3前			2		○				1					
	機械工学通論	3後			2		○								1	
	インターンシップⅡ	3通			1				○		1					
	応用化学特別講義Ⅰ	3前			1		○								1	
	応用化学特別講義Ⅱ	3前			1		○								1	
	応用化学特別講義Ⅲ	3前			1		○								1	
	応用化学特別講義Ⅳ	3前			1		○								1	
	小計（8科目）	－	－	0	11	0	－			0	2	0	0	0	5	
建築学コース基幹教育科目	建築概論	1前	○	2			○			1						
	建築計画Ⅰ	1後	○	2			○				1					
	建築力学Ⅰ	1前	○	2			○				1					
	建築力学演習Ⅰ	1前	○	1				○			1					
	建築力学Ⅱ	1後	○	2			○			1						
	建築力学演習Ⅱ	1後	○	1				○		1						
	建築計画Ⅱ	2前	○	2			○				1					
	建築環境工学Ⅰ	2前	○	2			○			1						
	建築環境工学Ⅱ	2後	○	2			○			1						
	建築環境工学Ⅲ	2後	○	2			○			1						
	建築都市環境工学演習	2通	○	1				○			1					
	建築設備Ⅰ	3前	○	2			○				1					
	建築構造材料	2前	○	2			○			1						
	鉄筋コンクリート構造	3前	○	2			○			1						
	構造材料実験法	3前	○	2			○			1						※実験
	建築生産Ⅰ	3前	○	2			○			1					1	
	建築生産Ⅱ	3後	○	2			○								1	
	鉄骨構造	2後	○	2			○			1						
	都市・地域計画	2後	○	2			○			1						
	日本建築史	3前	○	2			○				1					
	西洋・近代建築史	2後	○	2			○			1						
	建築行政	3後	○	2			○								1	
	建築図学	1通	○	2				○			1					
	建築設計製図Ⅰ	2前	○	2				○		2	3					共同
	建築設計製図Ⅱ	2後	○	2				○		1	3				1	共同
	建築設計製図Ⅲ	3前	○	3				○		2	2				1	共同
	防災都市工学	3前	○	2			○			1						
	工業数学	1後	○	2			○								1	
	建築英語	4前	○	1				○		6	6					共同
	建築家職能論	3後	○	1			○			2	1				1	オムニバス
	建築企画設計	4前	○	2				○		6	6					共同
	小計（31科目）	－	－	58	0	0	－			6	6	0	0	0	7	
建築学コース基盤教育科目	ファシリティマネジメント	2後			2		○				2					オムニバス
	建築意匠	3前			1		○			1						
	景観設計	3前			2		○			1						
	都市環境	3前			2		○			1						
	建築力学Ⅲ	2前			2		○				1					
	木質構造	3前			2		○				1					
	建築生産Ⅲ	3前			2		○								3	オムニバス
	造形実習Ⅰ	1後			1				○						1	
	造形実習Ⅱ	2前			1				○						1	
	小計（9科目）	―	－	0	15	0	－			3	4	0	0	0	5	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
建築学コース応用教育科目	建築構法	3後			2		○			1	1					オムニバス
	建築設備Ⅱ	3後			2		○			1					2	オムニバス
	建築設備設計法	3後			2		○								5	オムニバス
	建築基礎構造	3後			2		○								1	
	建築構造設計演習	4前			1			○			1					
	建築設計製図Ⅳ	3後			3			○		2	2					共同
	防災まちづくり工学	3後			2		○								1	
	防災安全工学	3後			2		○				1					
	インターンシップⅡ	3通			2				○		1					
	小計（9科目）	―	－	0	18	0	－			3	5	0	0	0	9	
情報工学コース基幹教育科目	確率統計学	1前	○	2			○			1						
	計測とデータ	2前	○	2			○				1					
	情報倫理と知的財産	3前	○	2			○				1					
	技術英語	3後	○	2				○		1						
	専門英語Ⅰ	4前	○	1				○		6	5	3				
	専門英語Ⅱ	4後	○	1				○		6	5	3				
	情報工学概論	1前	○	2			○			1		1				
	離散数学	1後	○	2			○			1						
	複素解析	1後	○	2			○			1						
	データサイエンス演習	1後	○	1				○					5			
	数理論理学	2前	○	2			○					1				
	常微分方程式	2前	○	2			○			1						
	フーリエ・ラプラス解析	2前	○	2			○			1						
	論理システム設計	2前	○	2			○			1						
	情報理論	2前	○	2			○			1						
	プログラミング論	2前	○	2			○				1					
	プログラミング演習	2前	○	1				○					4			
	情報工学実験Ⅰ	2後	○	3					○		5		5			
	計算機アーキテクチャ	2後	○	2			○					1				
	データ構造・アルゴリズム論	2後	○	2			○					1				
	情報工学実験Ⅱ	3前	○	3					○		5		5			
	情報工学実験Ⅲ	3後	○	3					○	6	5	3				
	応用情報学	4前	○	2			○			1						
	小計（23科目）	―	－	45	0	0	－			6	5	3	5	0	0	
情報工学コース基盤教育科目	電気回路	2前			2		○			1						
	電磁気学	2前			2		○			1						
	データベース	2後			2		○				1					
	コンピュータネットワーク	2後			2		○					1				
	電子回路	2後			2		○				1					
	信号処理	2後			2		○			1						
	画像処理	2後			2		○			1						
	オートマトン	3前			2		○			1						
	計算機ハードウェア設計	3前			2		○			1						
	人工知能と機械学習	3前			2		○			1						
	情報工学特別講義Ⅰ	3通			2		○			1	1				6	
	情報工学特別講義Ⅱ	4通			2		○			1	1				6	
	実践開発演習	3前			2			○		1		1			4	集中
	インターンシップⅡ	2通・3通			1				○	1		1				
	インターンシップⅢ	2通・3通			1				○	1		1				
	小計（15科目）	―	－	0	28	0	－			6	4	3	0	0	14	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	情報工学コース応用教育科目	オペレーティグシステム	3前			2		○			1						
		コンパイラ	3前			2		○					1				
		無線情報通信	3前			2		○				1					
		IoTシステム	3前			2		○				1					
		ヒューマンインタフェース	3前			2		○			1						
		サイバー空間設計	3前			2		○				1					
		暗号と情報セキュリティ	3後			2		○			1						
		組込みシステム	3後			2		○			1						
		光情報伝送	3後			2		○			1						
		環境センシング	3後			2		○				1					
		ニューロコンピューティング	3後			2		○			1						
		小計（11科目）	―	－	0	22	0	－			5	4	1	0	0	0	
	クロス科目	メカトロニクス工学特論	4前				2	○			1						
		ロボット工学特論	4前				2	○				1					
		機械制御工学特論	4前				2	○			1						
		機力・制御・情報演習Ⅱ	4後				1		○		1	1					
		機械知能学特論	4前				2	○			1						
		接合工学特論	4前				2	○				1					
		接合工学演習	4後				1		○			1					
		ＮＣ加工法実習	4前				1			○		1					集中
		ナノテクノロジー特論	4前				2	○			1						
		流体工学特論	4前				2	○			1						
		エネルギー環境機械特論	4後				2	○				1					
		応用熱工学特論	4前				2	○				1					
		応用熱工学演習	4後				2		○			1					
		流動現象学特論	4前				2	○			1						
		環境流体熱工学演習	4後				2		○			1					
		電機制御特論Ⅰ	4後				2	○			1			1			隔年
		電機制御特論Ⅱ	4前				2		○		1						隔年
		制御工学特論Ⅰ	4前				2	○			1						隔年
		制御工学特論Ⅱ	4前				2		○		1	1					隔年
		電気エネルギーシステム特論	4前				2	○				1					隔年
		情報処理特論	4後				2	○			1						隔年
		通信システム特論Ⅰ	4前				2	○				1					
		通信システム特論Ⅱ	4前				2	○			1			1			
		計算機工学特論Ⅰ	4前				2	○			1						隔年
		オプトエレクトニクス特論	4前				2	○				1					隔年
		半導体工学特論	4前				2	○			2						
		先端マイクロ波フォトニクス特論	4前				2	○			1			1			隔年
		誘電体工学特論	4後				2	○				1					隔年
		有機エレクトロニクス特論	4前				2	○				1					隔年
		量子エレクトロニクス特論	4後				2	○				1					隔年
		電子デバイスプロセス設計特論	4前				2	○			1						隔年
		物性物理学特論	4後				2	○				1					
		物質情報学特論	4前				2	○			1			1			
		物質情報学PBL演習	4後				2		○		1			1			
		ナノ材料工学特論	4前				2	○				1					
		磁性体工学特論	4前				2	○				1					
		半導体デバイス特論	4前				2	○			1						
		高分子設計化学特論	4後				2	○				1					隔年
		高重合化学特論	4前				2	○				1					隔年
		応用有機反応化学特論	4前				2	○			1						隔年

科目区分		授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		応用有機合成化学特論	4後				2	○				1					隔年
		有機機能化学特論	4前				2	○			1						隔年
		有機物性化学特論	4前				2	○			1						隔年
		理論化学特論	4前				2	○			1						隔年
		計算化学特論	4後				2		○			1					隔年
		無機反応化学特論	4前				2	○			1			1			隔年
		応用固体化学特論	4後				2	○				1					隔年
		材料物理化学特論	4後				2	○				1					隔年
		量子化学特論	4前				2	○			1						隔年
		分析化学特論	4後				2	○				1					隔年
		生物機能化学特論	4後				2	○				1					隔年
		応用生物工学特論	4後				2	○			1						隔年
		材料応用化学特論	4後				2	○				1					隔年
		界面応用化学特論	4前				2	○			1						隔年
		素材化学特論	4後				2	○			1						隔年
		生体材料化学特論	4後				2	○			1						隔年
		機能性材料化学特論	4後				2	○			2						隔年
		組織工学材料特論	4前				2	○			1						隔年
		計算モデル特論	4前				2	○					1				隔年
		並列ソフトウェア特論	4前				2	○					1				隔年
		マルチメディア処理特論	4前				2	○				1					隔年
		通信信号処理特論	4後				2	○				1					隔年
		IoTシステム特論	4前				2	○				1					隔年
		データサイエンス特論	4前				2	○				1					隔年
		XRテクノロジー特論	4後				2	○				1					隔年
		医用画像処理特論	4後				2	○				1					隔年
		数理情報学特論	4後				2	○			1						隔年
		コンピュータ・アーキテクチャ特論	4後				2	○			1						隔年
		情報ネットワーク特論	4前				2	○			1						隔年
		知能化システム特論	4前				2	○			1						隔年
		ヒューマン・インタフェース特論	4前				2	○			1						隔年
		信号計測システム特論	4後				2	○			1						隔年
		小計（72科目）	－	－	0	0	141	－			32	31	2	5	0	0	
自由科目		職業指導	2・3・4後				1	○								1	
		小計（1科目）	－	－	0	0	1	－			0	0	0	0	0	1	
教職に関する科目		工業科教育法Ⅰ	3前				2	○								1	
		工業科教育法Ⅱ	3後				2	○								1	
		教育学	2前・後				2	○								1	
		教職入門A	1後				2	○								1	
		教職入門B	1後				2	○								1	
		教育行政学	2後				2	○								1	
		教育社会学	2後				2	○								1	
		教育心理学	2前・後				2	○								1	
		特別支援教育入門	2前				2	○								1	
		教育課程論~~A~~	2前				2	○								1	
		総合的な学習の時間の指導法	3前				2	○								1	
		特別活動論	2前・後				2	○								1	
		教育技術論A（ICT活用を含む）	2後				2	○								1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
	教育技術論B（ICT活用を含む）	2前				2	○								1	
	生徒指導・進路指導論	2前・後				2	○								1	
	教育相談	2前・後				2	○								1	
	教育実習（高等学校）	4前				3			○						1	
	教育実習（高等学校）	4前				2			○						1	
	教育実習（高等学校）	4前				1			○						1	
	教職実践演習（高）	4後				2		○		1					1	
	小計（20科目）	－	－	0	0	40	－			1	0	0	0	0	15	
合計（657科目）		－	－	357	680	222	－			45	38	3	19	0	459	

又は称号	学士（工学）	学位又は学科の分野	工学関係

卒業・修了要件及び履修方法

		機械工学コース	電気電子工学コース	応用化学コース	建築学コース	情報工学コース	電子情報工学コース
共通教育科目		39	45	37	42	39	45
専門教育科目	学部共通科目	8					
	必　修	45	23	51	58	54	24
	選　択	34	52	26	17	22	51
	小　計	87	83	85	83	84	83
合計		126	128	122	125	123	128

授業期間等

１学年の学期区分	2期
１学期の授業期間	15週
１時限の授業の標準時間	90分

別記様式第２号（その３の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

授　業　科　目　の　概　要

（工学研究科電子情報工学専攻）

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究科共通科目	知的財産権出願特論		プロパテントを経て、プロイノベーションの時代となった。イノベーションにおいては、ビジネスモデルと知的財産戦略・マネジメント、その相互的な作用・効果などが必要不可欠となる。知的財産においては、その創出、保護・強化、活用が基本要素であり、それらをサイクルとして継続することが重要となる。 本特論では、イノベーションにおける知的財産戦略・マネジメント、知的財産権（特に特許）について、その基礎的知識を習得する。また、知的財産戦略・マネジメントにおける発明・特許の有効活用を理解する。さらに、受講対象学生個々の博士前期学位論文に係る研究テーマ・内容を題材として、知的財産戦略・マネジメント、研究・開発において重要となる特許情報の検索方法・利用方法について、演習を通して実践的に取得する。そして、これらの知識に基づき、特許取得のための特許明細書の書き方を実践的に習得する。	
	ISO学特論		ISOについてはネジや計測法などの国際標準を制定していることで存在が知られている。しかし、最近はISOでは各種のマネジメントシステムの標準化が進められてきて、これら標準を使った適合性評価の方式の標準化も行われている。マネジメントシステム標準の対象である品質、環境、情報セキュリティなどの企業管理活動が外から信頼されるための説明性の確保が、WTO/TBT協定によって国際化した企業の活動に不可欠になっている。しかし、伝統的な日本の品質管理活動はものづくりを強調しており、ものづくりを推進するためのマネジメントの重要性は限定されている。最近公表されている品質不祥事はものづくりの問題より、企業のマネジメントの不作為という問題によって生じていると考えられる事例が多い。国際マネジメントシステム標準の理解が向上するによって企業がマネジメント活動を強化し、これによって企業の国際取引を直接、間接に円滑化する事が期待される。	
	工学展望特論 （社会人向け）		社会人学生を対象として、様々な分野の講師により、材料系、システム系各分野の最新技術と課題、夢の技術、考え方など、工学技術者の立場から見た社会との関わりも含めた幅広い技術の展望を講述する。	
	ベンチャービジネス特論		授業の概要:新技術の事業化のノウハウ、知的財産権、創業・経営に必要な基礎的知識の修得に関する実践的な講義を行うことにより、創造的な研究開発能力とベンチャー精神を涵養する。 学修の目的:日本経済の活性化の視点でも、若い起業家のベンチャー精神への期待は大きい。ベンチャー精神は、スタートアップのみならず、既存企業においても必須となっている。製造業全般において、技術の多様化により、製品やサービス、競合や協業、調達・製造・市場の国際化等の点で大きな変化が進行している。このような状況の中で技術者に求められる知財戦略、ベンチャー精神、創造的思考について理解を深める。 学修の到達目標:起業家精神を持った技術者・研究者になるために必要な基礎的姿勢や知識を得る。	
	論文発表演習		博士前期課程の研究活動を通して得られたデータを基として、国内で開催されるその分野の専門家の集団である学会（研究会）等で、修士研究（特別研究）として取り組んでいる研究成果を、国内の専門家・専門技術者に新規性や進歩性が理解されるように取りまとめて、日本語で投稿、発表する。国内の専門家・専門技術者が理解しやすいように、研究成果の内容を吟味して編集すると共に、日本語による発表（プレゼンテーション）を実施する。指導教員は、発表の構成等の纏め方、質疑応答などの研究発表に対する取り組み方を細かく指導する。これらの準備と実践を通じて、企業の技術者あるいは研究者として要求される「問題解決能力」、「纏める能力」、「発表する能力」、「学外の研究者と討論する能力」を習得する。	
	企画力養成演習		社会人として必須となる企画力について、外部環境と内部環境の両側面から養成を行う。 目まぐるしく変化する時代潮流を大きな視点から捉えて整理することで、企業を取り巻く社会・経済の現状分析及び将来見通し（外部環境）を行うとともに、企業活動を知るに当たって必要となるマーケティング手法や事業分析、コミュニケーション手法などを包括的に理解する。 最後にこれらの知識を総動員するとともに、これらを使いこなすための知恵を絞りながら、実践的な企画書作成を実践する。最終的には、相手にわかりやすい効果の高い企画書の作成とプレゼンテーションができるようになることを目的とする。	

	大学院・国内インターンシップ		学部生のインターンシップと異なり、夏・春休み等の期間中に、学生の大学院の専門性と関連した国内の民間企業や各種団体・地方公共団体等で、大学院の修士研究内容が実社会でどのように役立っているかを認識するために、2週間程度の就業体験を実施する。また、大学院修士課程を修了した後の職業選択に役立つように、研究、管理、技術営業など自己の適正を正しく知り、生産活動や開発研究に対する目的意識の確立や、専門知識などを実社会での就業経験から習得する。学生の専門性の観点から指導教員のアドバイスを受け、インターンシップを実施する国内企業を選択し、指導教員、企業、学生が十分に就業内容を吟味・確認して、指導教員の事前指導、実施中の指導、事後指導に繋げる。	
	大学院・長期インターンシップ		学部生のインターンシップや大学院・国内インターンシップとは異なり、指導教員の共同研究先や大学院の修士研究内容に関連した国内の民間企業や各種団体・地方公共団体等で長期間（合計30日以上かつ270時間以上）の就業体験を実施する。生産活動や開発研究を通じて、企業等での問題発見・解決力、課題探究力、先端技術を取り込む力を習得し、学んだ専門知識を将来的に実社会で有効に活用できる能力を習得する。指導教員のアドバイスを受けながら、長期インターンシップを実施する国内企業を選択し、指導教員、企業、学生が十分に就業内容を吟味・確認して、指導教員の事前指導、実施中の指導、事後指導に繋げる。	
国際教育科目	国際特別講義Ⅰ		外国人専門家による講義を通じて、工学分野における最新の国際的な基礎研究の潮流、到達点、実践例について理解を深め、国際的な研究の潮流や到達点等に関する専門知識を習得する。習得した専門知識を活用して、広い視野から各自が取り組んでいる博士前期課程の研究活動を評価して適切に見直すことができるようになる。	
	国際特別講義Ⅱ		外国人専門家による講義を通じて、工学分野における最新の国際的な応用研究の潮流、到達点、実践例について理解を深め、国際的な研究の潮流や到達点等に関する専門知識を習得する。習得した専門知識を活用して、広い視野から各自が取り組んでいる博士前期課程の研究活動を評価して適切に見直すことができるようになる。	
	国際会議発表演習		博士前期課程の研究活動を通して得られたデータを基として、国際会議（コンファレンス）で修士研究（特別研究）として取り組んでいる研究成果を、幅広い分野の研究者に新規性や進歩性が理解されるように取りまとめて、英語で投稿、発表する。指導教員は、以下の点に重点をおいて指導を行う。1）背景となる問題点、研究目的、研究方法、解決方法の効果を含めた研究結果、考察、今後の課題を論理的に纏める。２）英語で発表するために、適切な英語を使用し、発表用資料（パワーポイント）を作成する。３）英語口頭発表の台詞を作成し、発音練習、発声練習をする。４）発表練習を指導教員を交えて行い、より適切な口頭発表となるように吟味する。５）多人数の前で口頭発表することにより、英語で発表する感覚を養う。６）質疑応答により、聞き手の考えを理解し、適切な議論の仕方を習得する。これらの準備と実践を通じて、企業の技術者あるいは研究者として要求される「英語で発表する能力」と「海外の研究者と討論する能力」を習得する。	
	学術英語論文発表		博士前期課程の研究活動を通して得られたデータを基にして、英語の論文としてとりまとめて、国内外の査読付き学術雑誌に投稿、発表する。指導教員は、以下の点に重点をおいて指導を行う。学生は各段階を実体験し、課程修了後も学術論文が執筆できる能力を育成する。１）英語の学術雑誌に投稿するために、執筆要領を熟読し、適切な専門英語を使用し、投稿用原稿を作成する。２）アブストラクト、序論、実験、結果と考察、結論を論理的に整理して下書き原稿にまとめる。３）投稿用原稿、サポーティングインフォメーション、動画等を指導教員に提出し、論文の質を向上させるように推敲を繰り返す。４）投稿用原稿を学術雑誌の事務局へ投稿する。５）査読者からの採録条件、コメントなとに対して、記述の修正、追加実験・データ整理などの適切な対応を実施する。６）修正した原稿、修正の説明などの資料を学術雑誌、国際会議の事務局に投稿する。これらの準備と実践を通じて、査読付き論文として必要なデータの信頼性、結論の明確性・新規性・独自性等に加えて国際性を習得する。	
	国際インターンシップ		夏・春休み等の休暇中に、海外の企業等で1ヶ月程度の就業体験をすることにより、国際的な視野を持つ高度専門技術者として求められる専門知識、実践スキル、自ら主体的に行動する能力に加えて、英語のスキルアップや異なる人種、言語、宗教、考え方から成る異文化社会で共存する能力等を習得する。指導教員のアドバイスを受けながら、インターンシップを実施する海外の企業を選択し、指導教員、企業、学生が十分に就業内容を吟味・確認して、指導教員の事前指導、実施中の指導、事後指導に繋げる。また、海外の企業組織等の一員として、協調性、責任感、指導力がいかに重要であるかを再認識し、同世代の国際的な人脈ネットワークを構築し将来の財産とする。	

	短期留学		海外の研究機関あるいは大学等で研修を行うことにより、国際的な視野を持って研究活動等ができる高度専門技術者として求められる専門知識、実践スキル、自ら主体的に行動する能力に加えて、国際社会にて研究活動等を行う上で要求される英語での情報交換能力等や異なる人種、言語、宗教、考え方から成る異文化社会で共存できる能力を習得する。短期留学先は、指導教員のアドバイスを受けながら、修士論文研究の内容と関連している研究ラボを選択し、指導教員、留学先の指導者、学生により、短期留学中の研究内容を詳細に吟味・確認して、指導教員の事前指導、実施中の指導、事後指導に繋げる。	
専攻指定科目	数理統計・多変量解析特論		現代の情報化社会においては、様々な分野で大規模かつ多様なデータが蓄積されており、これら実際に蓄積されたデータからその現象を理解し予測する、さらには新たな知識・傾向を発見するためには、統計学ならびに多変量解析の知識が必要不可欠である。そこで本特論では、数理統計学の基礎ならびに、多変量解析における各分析法の手法を概説するとともに、それらの適用例と計算法等についてコンピュータを用いた演習を通じて理解を深める。理論体系の教授と演習とを通じた実践的な教育により、得られた結果の解釈ができるようなスキルを身につける.	
	半導体産業特論		本特論により、最先端技術の中でも特に重要な分野に焦点を当て、半導体の基本概念から始まり、結晶構造や電子伝導などの基本原理を理解する。次に、微細加工技術や製造プロセスについて学び、最新の製造技術や装置についても深堀りする。また、半導体デバイスの種類や応用分野についても掘り下げ、集積回路（IC）の設計や製造プロセス、製品開発に関する知識を習得する。産業全体の動向や市場トレンドも解説し、企業戦略や競争環境に対する理解を深める。さらに、半導体の応用分野としてのエレクトロニクス、通信、自動車、医療などに焦点を当て、産業としての半導体の役割や影響についても教授する。	
	電子情報工学特別講義AⅠ		この科目では、電子情報工学の専門知識を深めるとともに、国際的な視野を持って研究や開発の潮流を理解することを目的として、電気電子工学の各分野の最新の研究や技術動向について、学外からその分野における優れた研究者・技術者を招いて集中的に講義を行う。講演の内容は、量子情報、マルチメディア、ロボティクス、通信ネットワークなど、幅広いテーマをカバーしており、講演を聴講した後、講演概要や学ぶべき点、関連する調査などをレポートにまとめて提出することで、自らの学習効果を高めることができる。	
	電子情報工学特別講義AⅡ		この科目では、電子情報工学の専門知識を深めるとともに、国際的な視野を持って研究や開発の潮流を理解することを目的として、電気電子工学の各分野の最新の研究や技術動向について、学外からその分野における優れた研究者・技術者を招いて集中的に講義を行う。講演の内容は、量子情報、マルチメディア、ロボティクス、通信ネットワークなど、幅広いテーマをカバーしており、講演を聴講した後、講演概要や学ぶべき点、関連する調査などをレポートにまとめて提出することで、自らの学習効果を高めることができる。	
研究領域教育科目	計算知能特論		近年、深層学習（ディープラーニング）をはじめとする画像認識技術は、生産管理やサービス産業など様々な分野において応用されるようになりつつある。本特論では、画像処理や信号処理、機械学習といった情報処理分野、とりわけ深層学習を用いた画像認識における基礎理論について概説するとともに、関連技術の最近の研究や社会実装の動向などについても紹介する。必要に応じてレポートや演習などをふまえることにより、講義内容に関する理解を深める。	隔年
	計算知能PBL演習		本科目では情報処理、とりわけ画像処理や画像認識、深層学習（ディープラーニング）に関する最新技術の習得を目的とする。ここでは、基本となる代表的な手法の調査・実装を通じてシステム開発の技術を育成するとともに、基本原理や理論について理解し、研究に取り組む姿勢や論理的思考を涵養する。また最新の研究論文の調査等も行うことにより、当該分野の最新動向について把握するとともにそれらの理論体系についても修得する。	
	半導体工学特論		半導体は電気電子工学や情報通信工学の分野で不可欠な技術であり、その基礎と応用を理解することが重要である。本特論では、半導体の結晶工学、製造や評価に必要なプロセス技術や半導体の物理的性質について学ぶ。具体的には、物質の構造や結晶、X線回折法や電子線回折法などの回折法、固体のバンド理論や半導体の電気的・光学的性質などの半導体物性を学ぶとともに、pn接合やトランジスタ、FETについてもデバイスの原理等の半導体に関する専門的な知識と論理的思考能力を身につける。	
	半導体工学PBL演習		半導体材料の物性・作製技術、半導体デバイスの原理や作製方法、関連の特許についてPBL演習形式で学ぶ。さらに、最新の半導体研究に関する動向についても論文等で調査し、その半導体物理、結晶成長、プロセス技術の内容をまとめてプレゼンテーションを行い、教員や受講している学生間で議論する。これにより、半導体分野の知識に加えて、プロセス技術や産業の動向を実践的に学ぶ。	

半導体デバイス工学特論		本特論では、トランジスタ、ダイオード、光デバイスなどの主要な半導体デバイスの動作原理や設計手法について深堀りし、半導体デバイスの特性、製造工程、評価について学び、半導体の結晶構造や電子伝導メカニズムなどの基礎知識を獲得する。加えて、微細加工技術やデバイス製造技術やパターニング、エッチングなどのプロセスを解説する。デバイスの信頼性や性能向上に関する最新の研究トピックや技術動向にも触れ、産業界での実践的な知識を養う。最新のデバイス技術に対する理解を深め、将来的に半導体デバイス工学の分野でリーダーシップを発揮できることを目的とする。	
半導体デバイス工学PBL演習		本演習では、トランジスタ、ダイオード、光デバイスなどの主要な半導体デバイスの動作原理や設計手法について深堀りし、半導体デバイスの特性、製造工程、評価についてPBL形式で実践的に学ぶ。この演習を受講することで、半導体デバイスの設計や開発に必要な基礎知識と応用能力を身につけ、半導体プロセス技術を理論と実践の両面から統合的に学ぶとともに、最新のデバイス技術に対する理解を深める。	
ナノ材料工学特論		近年の半導体技術の進展に伴いナノスケールでの半導体材料設計の重要性が増大している。ナノスケールでの半導体材料設計には、量子力学等の物理学的手法による半導体材料物性の理解が不可欠である。本特論では、半導体材料物性をこれら物理学的手法にもとづき概説する。また、これら物理学的手法を半導体材料設計へと適用した実例を取り上げて、半導体材料物性を系統的に解説する。	
ナノ材料工学PBL演習		近年のナノテクノロジーの進展に伴いナノスケールでの材料設計の重要性が増大している。本演習では、ナノスケールでの半導体材料設計に不可欠な物理学的手法の習得を目的として、半導体材料設計手法に関連した学術論文の輪読および演習を行う。学術論文作成を念頭に置いた演習をPBL形式で行うことで、半導体材料設計を行うための実践的スキルを獲得する。	
計算機科学特論		本特論では、コンピュータ・シミュレーションに必要不可欠となる統計学の理論を計算機上で実装するための数学的な理論体系、ならびに計算機科学に関する基礎知識を修得する。また、これらの知識を用いて物理現象や社会現象、とりわけ半導体物性や医療・社会システムのシミュレーションシステムの構築に必要となる実装方論やそれらに関連する周辺技術についても教授することで、システム構築に関する知識も修得する。	
計算機科学PBL演習		計算機統計学PBL演習では、計算機統計学特論にて修得した知識を基に、実際の物性物理や社会システムのシミュレーションを計算機上で実現するための実践的な技術をプロジェクト型の演習を通じて身につける。ここでは実際の半導体特性シミュレーションや合成人口といったリアルスケール社会シミュレーションに関するプロジェクトを題材にし、それらを実現するための計算機システムの構築、プログラミング、数値計算の実装方法とその特徴等ついて学ぶ。	
先端センシングシステム特論		本特論では、種々の物理量を計測し数値化する原理とそれを具体化したセンサのメカニズムに関する仕組み、センサーデバイスからの信号変換によってられた数値データの解析・解釈法について学ぶ。ここでは、環境保全や防災、都市活動のモニタリング等の分野において空間情報データの利活用が重要となりつつあることを念頭に、実世界の情報をセンシング・デジタル化するための基礎理論、それらを利用するためのデバイスの原理、利用時における情報処理に関する知識を習得する。	
先端センシングシステムPBL演習		先端センシングシステムPBL演習では、先端センシングシステム特論にて修得した知識を基に、実際の情報をセンシング・デジタル化するための実践的技術を実際のプロジェクト型学習を通じて修得する。ここでは、衛星やドローンにより撮影された画像やハイパースペクトラム計測システム等を題材とし、それらを実現するためのプログラミング手法、データ解析手法、可視化等の技術について実践的に学ぶ。また、最新の文献調査も行い、当該分野の最新技術についても理解を深める。	

創成工学教育科目	生産管理論特論Ⅰ		生産管理論の発展を標準化の発展ととらえて、産業構造の変化に対応して実際の企業行動を動かす生産管理技術（標準化）が組織の中で機能してきた内容を概説する。Taylorの科学的管理法、フォードシステム、人間関係論、意思決定論、トヨタ生産方式への流れを講義し、それらが現代企業の中でどのように使われているかを理解させるため、３分割された中部電力の執行役員を招聘して具体的な企業行動を講演いただき、教員が解説する。生産管理論に関するより高度な講義は、必要に応じてMoodleやYoutubeから100講座ほど流すことができる。トヨタ生産方式に関しては、初代レクサスのデザイナーの講義のDVD、トヨタから頂戴した初代プリウスの設計過程を述べているDVDをオンデマンドでMoodleを使って副読本として流す。	
	生産管理論特論Ⅱ		トヨタ生産方式の発展をTPS（Toyota・Production・System）・TDS（Toyota・Development・System）・TMS（Toyota・Marketing・System）に分割して概説を行う。生産管理論特論ⅠではTPSを中心に展開しているので、生産管理論特論Ⅱではエンジニアの中心課題であるTDSを中心に講義する。トヨタの製品の価値の大半を実現すると同時に、原価企画の責任者でもある「主査」の行動をマーケティング論に即して分析する。愛・地球博のトヨタ館の歩行ロボットのデザイナーのDVD、トヨタから頂戴したクラウンの設計過程とソアラの設計過程のDVDをオンデマンドでMoodleから流して副読本にしてマーケティングの4Pと関連づける。	
	ものづくり管理工学特論		実務社会で求められる技術者に必要なスキルは、①高い専門知識と粘り強さ、②事業が適切か判断できる管理能力と考える。この講義は②の主要管理項目であるQ（品質管理）、C（コスト管理）、D（生産管理）のベーシックな領域を取り上げる。 使用する資料は全て講師が会社で経験したことを基に作成したオリジナルなものであり、その内容は日本の経験のみならず、講師の12年間の海外駐在経験で学んだこと・失敗したこと・うれしかったことなどを織り込んでいる。 講義の方法は座学の他、ケーススタディやグループディスカッション、演習などを使って考える力、解決できる力、報告出来る力を養う。 さらにこの講義の特別な進め方として、講義の後、「印象に残ったこと・学んだこと」と「解らなかったこと」を提出させ、それに講師がメールで答える形で講義を進める。	
	実践企業学		本講義は、企業人として知っておくべき広範な基礎的知識を学生たちに授けるとともに、その学生たちに仕事の実践力・大局観・思考力・論理力を養ってもらうことを目的とする。 なお、本講義では、学生たちに夢と野望を抱かせ、学生たちの心の衝動を掻き立て、学生たちに右脳の刺激を促す講義を行う。具体的には、学生自身が問題を考えることを通じて、これまで学んだ各論を総論へと底上げする。また、講義を通じて、「目的から各論へ」という演繹法の論理の習得を目指す。本講義を受講した学生たちが、心の衝動や右脳の刺激を以て、今からアクションを起こしてくれることを願う。 主な講義内容は以下のとおり。 ・市場経済と企業の仕組み ・安全・品質・コスト・納期・環境の基礎（SQCDE） ・経済性管理・人的資源管理・安全管理・情報管理・社会環境管理の基礎（五つの管理）	
	造船工学特論		造船に関わる様々な工学を、実際のエンジニアの話を通して学ぶことにより、造船関連の広範な知識を習得する。主な講義内容は以下のとおり。 ・海上輸送における安全と環境への取組みとその重要度 ・実際の製造現場で行われている生産・安全・品質に関する管理とその意義 ・構造設計、プラント設計など各種技術の製造現場での応用	
	先輩から学ぶ先端科学技術		三重大学工学部を卒業し、社会人として、技術者として成功を収めた８人の各分野の先輩から直接その専門分野や業界についてに聞くとともに、先輩のキャリア形成について聞くことにより、①自身の進路を深く考えるきっかけにし、②技術系社会人として生きていくための覚悟を持つことを目的とする。そのことにより、①企業、企業活動、社員（技術者）として求められることを知り、②技術者として大事なことを知ることを学修の到達目標とする。 （オムニバス方式／全8回） （川口　昌良／1回）最新のIoT 技術と実装例 - IoTを実現するさまざまな無線技術とその実現方法と実例紹介する - （吉永　勇一／1回）大学で学ぶことは、学問だけではない、しかし、その間学んだ事は、社会に出ての数多くの分岐点での判断に大いに役立つ（研究施設のトレンドから見る日本の研究環境・社会で活躍するために必要な不都合な真実） （都築　繁男／1回）自動車用駆動装置の変遷と自身の関わり （薗田　享志／1回）企業経営の醍醐味　～サラリーマン社長として、国内・海外で20年間社長業を務めて思うこと～ （佐藤　幸喜／1回）科学技術の大変革時代に、エンジニアを目指す学生に期待したい事 （都竹　広幸／1回）エンジン技術の進化の歩みと新たなモビリティ社会の行方！？ （出口　達也／1回）半導体製造とエンジニアの考え方 （大田　文夫／1回）電力の自由化と私	オムニバス

機械設計製作法特論及び 演習・実習		具体的な課題を設計し、実際に製作・評価することを通して、材料力学、機械設計、各種の材料加工法、機械材料学の知識が有機的に関連していることを習得する。具体的な課題として、本講義では、破損までの荷重が最大となるような3点曲げ荷重を受ける梁を設計する。講義では、設計に必要な材料力学、機械工作法、機械材料などの知識の確認および発展的な問題点について講述する。講義と並行して、演習では実際に製作する梁を設計する。実際の設計に則して、本講義では使用する材料の種類・量および使用する加工方法などについて制約を課す。工程時間割の期限を守り作業を進展させることも制約のひとつである。設計演習を通して、個別の知識の関連を理解して融合された知識として習得する。講義、設計演習と並行して、実習では自らが設計した梁を製作する。実習の最後に製作した梁の3点曲げ破壊実験を実施し、設計値と実験値との比較検討を通じて、実際の生産活動が包含する問題点を考察する。 （オムニバス方式／全22回） （稲葉　忠司／3回）材料力学、設計演習指導 （吉川　高正／3回）ガイダンス、ひずみ測定、設計演習指導 （馬場　創太郎／3回）工作指導、設計演習指導 （川上　博士／3回）加工法、溶接実習指導、設計演習指導 （尾崎　仁志／3回）熱切断法、工作指導、設計演習指導 （中西　栄徳／2回）NC加工法、工作指導、設計演習指導 （全教員／5回）発表・討論会	オムニバス
電気システム設計演習		モータで駆動された速度・位置決めサーボ制御システムの設計事例を通して、ＣＡＤを使った自己学習とグループ学習により、制御システムの設計方法、構築法、制御性能の評価法を理解する。また、実機実験システムを構築し、設計に用いたモデルの問題点・トラブルを認識し、原因究明法、トラブル対処法、システム性能の改善法について習得する。具体的には下記を学修する。 （１）メカトロニクス装置を使って、速度・位置サーボ制御システムの設計法を理解する。（２）自己学習とグループ学習により、速度・位置サーボ制御システムの設計能力を育成する。（３）制御対象の数式モデルの構築、検証および修正、ＣＡＤシミュレーションによる事前確認、実機システムを用いた実験による検証を通じて、システムの動作検証と改善法を習得する。	共同
環境創成実践特論		企業の生産活動を考える上で、脱炭素の考え方は避けては通れなくなり、今後は、脱炭素を含めた環境対策マインドを常に心がける必要がある。そこで、次世代の環境創成を考えるために、環境浄化技術や環境動向を概説し、環境に関する高度知識を習得する。また、企業外部講師により、社会環境経済動向、環境に対する企業倫理、環境マネージメントも概説する。水環境や大気環境を中心とした環境浄化技術や、環境動向、企業における環境対策等の内容を紹介し、環境動向やサスティナビリティを独自に考えることができる能力を涵養する。	
材料創成工学特論		石油精製触媒（水素化脱硫、接触分解、接触改質、水素製造）、資源開発技術、石油化学、環境触媒、触媒のキャラクタリゼーション法、グリーンケミストリーについて解説する。また、材料を構成する様々な分子構造やナノ構造の解析とその物性について、基礎から最新の研究開発を通して学ぶ。特に電子顕微鏡像観察や電子回折などによる構造解析、ならびに分光分析などの基礎について学び、その特異な構造から発現する物性との相関について実例を通して学習する。	
建築学特別制作		建築士事務所、建築設備事務所等の一員として、建築士の指導のもとに一定期間（通算30時間以上）、設計・工事監理の実務に関する実務訓練を行い、設計図書、試作物等の成果物を制作し、建築に関する高度専門技術者として求められる専門知識、実践的スキル、自ら主体的に行動する能力を習得する。建築士事務所等で建築士の指導のもとに就業体験をすることで、建築実務について認識を高め、専門知識の学習や研究に対する目的意識を確立するとともに、自己の適性を正しく知り、社会人として必要なマナーを習得する。	
建築学特別調査		建築士事務所、建築設備事務所等の実施する調査プロジェクト等の一員として、建築士の指導のもとに一定期間（通算30時間以上）調査活動に従事することにより、建築に関する高度専門技術者として求められる調査企画実施分析等の専門知識、実践的スキル、自ら主体的に行動する能力を習得する。建築士事務所等で建築士の指導のもとに就業体験をすることで、調査企画実施分析等の建築実務について認識を高め、専門知識の学習や研究に対する目的意識を確立するとともに、自己の適性を正しく知り、社会人として必要なマナーを習得する。	

	情報創成工学特論		Society5.0に向け、次世代情報技術のイノベーションを創成していくには、現段階で基礎研究レベルにあるような、様々な情報工学の最新動向を把握し、それらの複合/融合的なトランスレーションを検討できる能力が求められる。本科目では、多様な情報工学分野の研究内容等をオムニバス形式で講義し、これに関するディスカッション等を通じて、次世代イノベーションに対する論理的な思考力・推考力を養うとともに、将来にわたる創造的工学者としての意識付けを涵養する。 （オムニバス方式 全15回） （河内亮周・山田俊行／2回）：コンピュータソフトウェア関連分野の最新研究開発について （高木一義・大野和彦／2回）：コンピュータアーキテクチャ関連分野の最新研究開発について （真鍋哲也／1回）：情報通信システム関連分野の最新研究開発について （成枝秀介／1回）：ネットワークセンシング関連分野の最新研究開発について （松岡真如・奥原俊／2回）：データサイエンス関連分野の最新研究開発について （若林哲史・盛田健人／2回）：ヒューマンコンピュータインタラクション関連分野の最新研究開発について （林田祐樹・小川将樹／2回）：知能化ライフサポート関連分野の最新研究開発について （野呂雄一・森本尚之／2回）：スマートシステム関連分野の最新研究開発について （全教員／1回）受講生による研究紹介	オムニバス
特別研究	電子情報工学特別研究Ⅰ		（概要） 電子情報工学分野の諸課題に関して、博士前期課程で行う研究計画の立案・研究の実践などを通して研究指導を行う。 （1　濵口　達史） 半導体レーザーの設計、作製、評価に関する研究の基本的な進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （2　姚 永昭） 半導体の結晶評価や電子デバイス特性に関する研究の基本的な研究の進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （3　三宅　秀人） 窒化物半導体の結晶成長と、光デバイス・電子デバイスに関する研究の基本的な研究の進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （4　中村　孝夫） ワイドギャップ半導体と関連材料のデバイス作製と評価を通じて、基礎的な物理的な理解や目標到達を目指した工学的なアプローチについて研究指導を行う。 （5　秋山　亨） 半導体ナノ構造に対する計算科学的研究を取り上げ、シミュレーション手法を用いたナノ構造形成に関する課題の研究指導を行う。	
	電子情報工学特別研究Ⅱ		（概要） 電子情報工学分野の諸課題に関して、博士前期課程で行う研究計画の立案・研究の実践などを通して研究指導を行う。 （1　濵口　達史） 半導体レーザーの設計、作製、評価に関する研究の基本的な進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （2　姚 永昭） 半導体の結晶評価や電子デバイス特性に関する研究の基本的な研究の進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （3　三宅　秀人） 窒化物半導体の結晶成長と、光デバイス・電子デバイスに関する研究の基本的な研究の進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （4　中村　孝夫） ワイドギャップ半導体と関連材料のデバイス作製と評価を通じて、基礎的な物理的な理解や目標到達を目指した工学的なアプローチについて研究指導を行う。 （5　秋山　亨） 半導体ナノ構造に対する計算科学的研究を取り上げ、シミュレーション手法を用いたナノ構造形成に関する課題の研究指導を行う。	

	電子情報工学特別研究Ⅲ		（概要） 電子情報工学分野の諸課題に関して、博士前期課程で行う研究計画の立案・研究の実践などを通して研究指導を行う。 （1　濵口　達史） 半導体レーザーの設計、作製、評価に関する研究の基本的な進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （2　姚 永昭） 半導体の結晶評価や電子デバイス特性に関する研究の基本的な研究の進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （3　三宅　秀人） 窒化物半導体の結晶成長と、光デバイス・電子デバイスに関する研究の基本的な研究の進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （4　中村　孝夫） ワイドギャップ半導体と関連材料のデバイス作製と評価を通じて、基礎的な物理的な理解や目標到達を目指した工学的なアプローチについて研究指導を行う。 （5　秋山　亨） 半導体ナノ構造に対する計算科学的研究を取り上げ、シミュレーション手法を用いたナノ構造形成に関する課題の研究指導を行う。	
	電子情報工学特別研究Ⅳ		（概要） 電子情報工学分野の諸課題に関して、博士前期課程で行う研究計画の立案・研究の実践などを通して研究指導を行う。 （1　濵口　達史） 半導体レーザーの設計、作製、評価に関する研究の基本的な進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （2　姚 永昭） 半導体の結晶評価や電子デバイス特性に関する研究の基本的な研究の進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （3　三宅　秀人） 窒化物半導体の結晶成長と、光デバイス・電子デバイスに関する研究の基本的な研究の進め方、装置の使い方について研究指導を行う。 （4　中村　孝夫） ワイドギャップ半導体と関連材料のデバイス作製と評価を通じて、基礎的な物理的な理解や目標到達を目指した工学的なアプローチについて研究指導を行う。 （5　秋山　亨） 半導体ナノ構造に対する計算科学的研究を取り上げ、シミュレーション手法を用いたナノ構造形成に関する課題の研究指導を行う。	

位置図

■三重県内

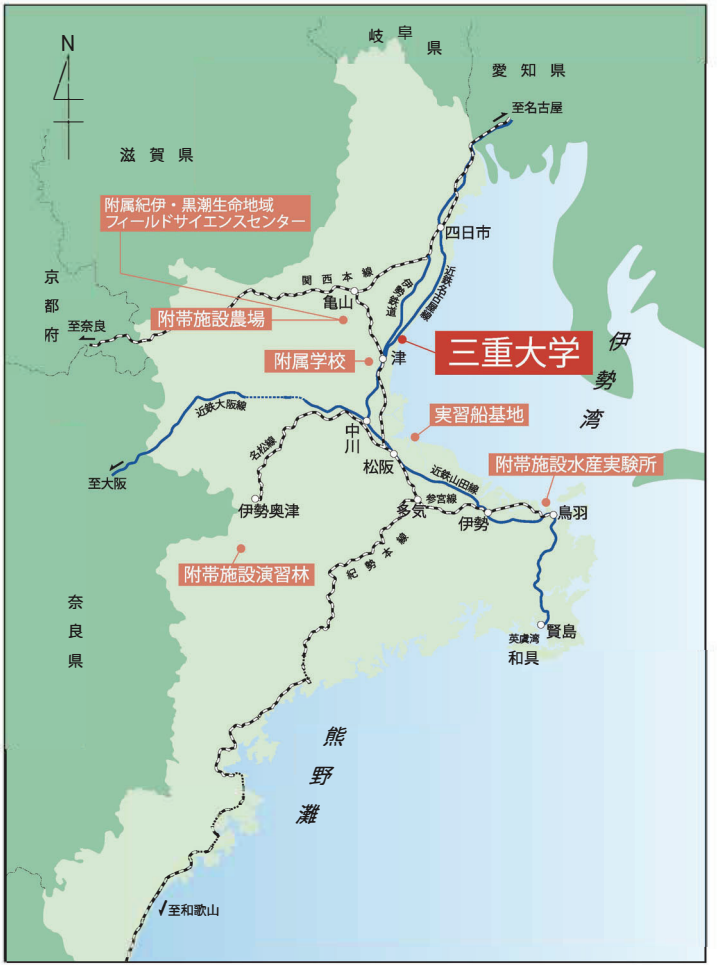
N
岐阜県
愛知県
至名古屋
滋賀県
附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター
四日市
京都府
至奈良
関西本線
亀山
附帯施設農場
附属学校
津
三重大学
伊勢湾
実習船基地
近畿大阪線
中川
名松線
松阪
至大阪
伊勢奥津
近鉄山田線
参宮線
多気
伊勢
鳥羽
附帯施設水産実験所
附帯施設演習林
紀勢本線
奈良県
英虞湾
賢島
和具
熊野灘
至和歌山

－ 図面 1 －

■津市内

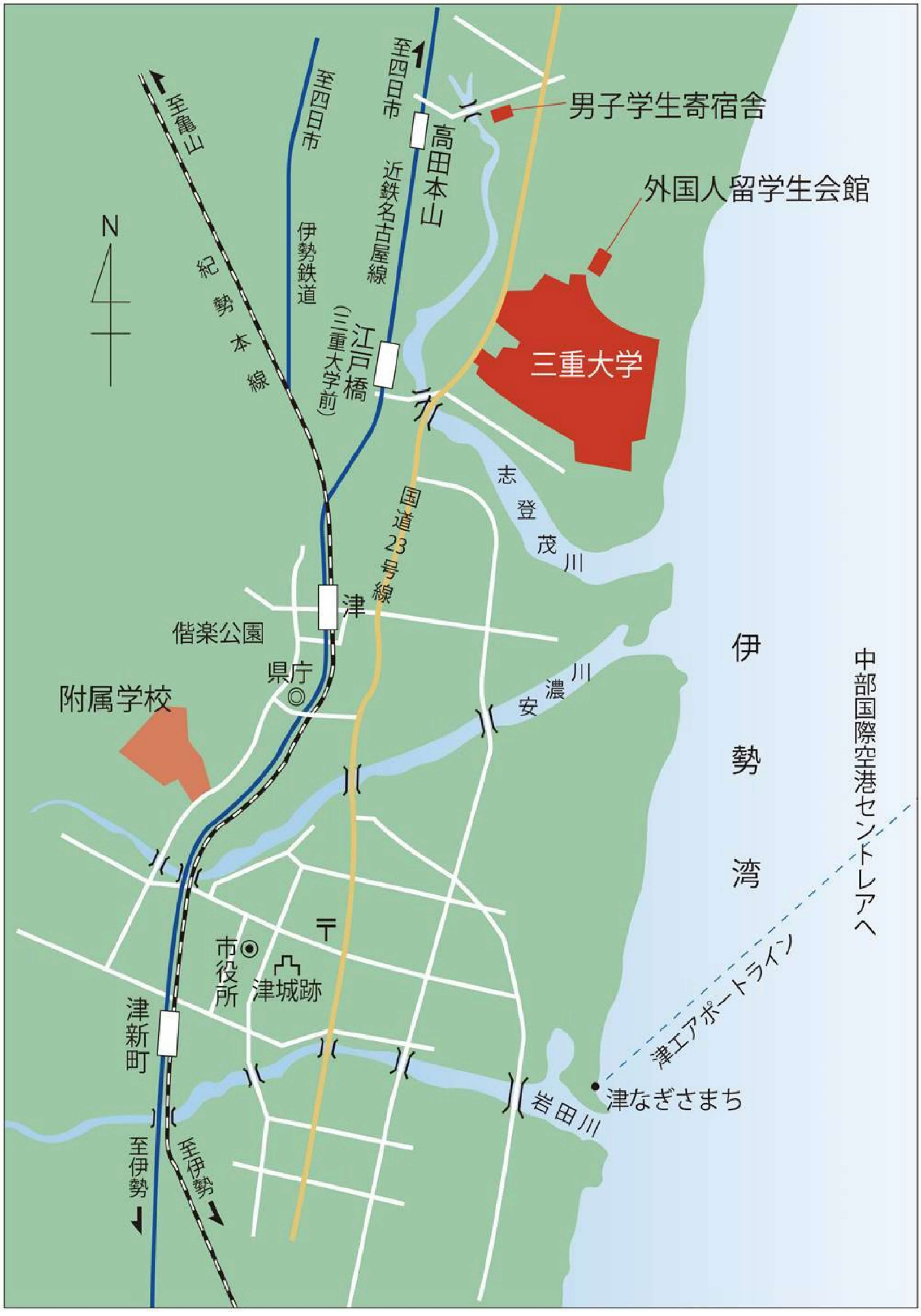
至亀山
至四日市
至四日市
高田本山
近鉄名古屋線
男子学生寄宿舎
外国人留学生会館
N
伊勢鉄道
紀勢本線
江戸橋
(三重大学前)
三重大学
国道23号線
志登茂川
津
偕楽公園
県庁
附属学校
伊勢湾
中部国際空港セントレアへ
濃安川
市役所
津城跡
津新町
津エアポートライン
津なぎさまち
岩田川
至伊勢
至伊勢

― 図面 2 ―

津駅から

津駅東口バスのりば「4番」から三重交通バスで、「白塚駅」（06系統）、「三重病院」（51系統）、「椋本（むくもと）」（52系統）、「豊が丘」（52系統）、「サイエンスシティ」（52系統）、「東豊野」（53系統）、「高田高校前」（56系統）行きで、「三重大学前」下車。（附属病院、医学部、工学部へは「大学病院前」下車。）

津駅からタクシーで約10分

江戸橋駅（三重大学前）から

徒歩で約15分（近鉄電車「特急」は停車しません。バス停やタクシー乗り場がないため、基本的に徒歩で大学へお越しいただくことになります。）

中部国際空港（セントレア）から

津エアポートライン（船）で津なぎさまちへ45分

「津なぎさまち」から三重交通バスで「津駅前」まで約15分

「津なぎさまち」からタクシーで三重大学まで約15分

ー 図面 3 ー

上浜団地配置図

冬季主風向
夏季主風向
国道２３号線
陸上競技場
（400M トラック）
野球場
サッカー・ラグビー場
伊勢湾
0
50
100
150
200m
S=1/4,000

三重大学大学院学則（案）

目次

第 1 章　総則(第 1 条－第 2 条の 2)
第 2 章　組織(第 3 条－第 6 条の 2)
第 3 章　大学教員組織(第 7 条)
第 4 章　運営組織(第 8 条－第 9 条の 4)
第 5 章　学年，学期及び休業日(第 10 条)
第 6 章　標準修業年限及び在学期間(第 11 条－第 13 条)
第 7 章　入学(第 14 条－第 22 条)
第 8 章　教育課程(第 23 条－第 28 条の 3)
第 9 章　休学，留学，転学，退学及び除籍(第 29 条－第 35 条)
第 10 章　課程の修了及び学位(第 36 条－第 46 条)
第 11 章　教育職員免許(第 47 条)
第 12 章　賞罰(第 48 条)
第 13 章　科目等履修生，特別聴講学生，研究生，特別研究学生及び委託生(第 49 条－第 53 条)
第 14 章　検定料，入学料及び授業料(第 54 条－第 58 条の 2)
第 15 章　雑則(第 59 条)
附則

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条　この学則は，国立大学法人三重大学学則(以下「本学学則」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき，三重大学大学院(以下「大学院」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条　大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，地域社会及び国際社会における文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 条の 2　研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，各研究科において，別に定める。

第 2 章　組織

(研究科及び課程)

第 3 条　大学院に，次の研究科及び課程を置く。

人文社会科学研究科	修士課程
教育学研究科	専門職学位課程
医学系研究科	修士課程
	博士課程
工学研究科	博士課程
生物資源学研究科	博士課程

地域イノベーション学研究科　博士課程

2　医学系研究科(看護学専攻に限る。)，工学研究科，生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科の博士課程は，これを前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3　教育学研究科に，専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 26 条第 1 項に規定する教職大学院の課程を置く。

(修士課程)

第 4 条　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(博士課程)

第 5 条　博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

第 5 条の 2　専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし，そのうちの教職大学院の課程は，専ら小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻及び収容定員)

第 6 条　研究科に置く専攻及びその収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	地域文化論専攻	8	16				
	社会科学専攻	7	14				
	計	15	30				
教育学研究科	教職実践高度化専攻					25	50
	計					25	50
医学系研究科	医科学専攻	12	24				
	看護学専攻	11	22	3	9		
	生命医科学専攻			45	180		
	計	23	46	48	189		
工学研究科	機械工学専攻	55	110				
	電気電子工学専攻	45	90				
	電子情報工学専攻	10	20				

	応用化学専攻	56	112				
	建築学専攻	20	40				
	情報工学専攻	30	60				
	材料科学専攻			6	18		
	システム工学専攻			10	30		
	計	216	432	16	48		
生物資源学研究科	資源循環学専攻	23	46	4	12		
	共生環境学専攻	26	52	4	12		
	生物圏生命科学専攻	39	78	4	12		
	計	88	176	12	36		
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	15	30	6	18		

2　人文社会科学研究科地域文化論専攻及び社会科学専攻については，大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 3 条第 3 項の規定に基づく 1 年以上 2 年未満の標準修業年限であるコース(以下「短期在学コース」という。)を含むものとする。

3　教育学研究科，医学系研究科，工学研究科，生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科に教育・研究上の目的を達成するための教員組織として，講座等を置く。

4　講座等に関し必要な事項は，別に定める。

(研究科附属の教育研究施設)

第 6 条の 2　大学院に次の研究科附属の教育研究施設を置く。

生物資源学研究科	紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター，練習船勢水丸

2　研究科附属の教育研究施設は，本学の教育・研究上支障がないと認められる場合には，他の大学等の利用に供することができるものとする。

3　研究科附属の教育研究施設に関し必要な事項は，別に定める。

第 3 章　大学教員組織

(大学教員組織)

第 7 条　大学院の授業及び研究指導は，各研究科ごとに大学院設置基準又は専門職大学院設置基準に定める資格を有する大学教員が担当するものとする。

第 4 章　運営組織

(教育研究評議会等)

第 8 条　大学院の教育研究に関する重要事項の審議は，教育研究評議会において行う。

2　研究科に関する重要事項を審議するため，人文社会科学研究科及び教育学研究科に研究科委員会を，医学系研究科，工学研究科，生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科に研究科教授会(以下「研究科委員会等」という。)を置く。

3　前項の研究科委員会等に関し必要な事項は，別に定める。

(研究科長)

第9条　研究科に研究科長を置く。
2　研究科長は，当該研究科の教授(医学系研究科にあっては，医学部の教授を含む。)をもって充てる。
3　前項の規定にかかわらず，人文社会科学研究科長及び教育学研究科長にあっては，当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし，学部の長が研究科担当の教授でない場合は，当該研究科委員会から選出された教授をもって充てる。
(副研究科長)
第9条の2　研究科に副研究科長を置くことができる。
2　副研究科長は，当該研究科の教授(医学系研究科にあっては，医学部の教授を含む。)をもって充てる。
(専攻長)
第9条の3　専攻に専攻長を置くことができる。
2　専攻長は，当該専攻の教授をもって充てる。
(研究科附属の教育研究施設の長)
第9条の4　研究科附属の各教育研究施設に長を置き，当該研究科の教授又は准教授をもって充てる。

第5章　学年，学期及び休業日

(学年，学期及び休業日)
第10条　学年，学期及び休業日については，本学学則第36条から第38条までの規定を準用する。

第6章　標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)
第11条　修士課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，人文社会科学研究科地域文化論専攻及び社会科学専攻の短期在学コースの標準修業年限は，1年とする。
2　博士後期課程の標準修業年限は，3年とする。
3　医学系研究科の博士課程(生命医科学専攻をいう。以下同じ。)の標準修業年限は，4年とする。
4　教職大学院の課程の標準修業年限は，2年とする。
(在学期間)
第12条　在学期間は，標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。
(長期にわたる教育課程の履修)
第13条　学生(短期在学コースに在学する学生を除く。)が，職業を有している等の事情により，第11条に規定する標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し課程を修了する旨を申し出たときは，その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。
2　長期履修の期間は，入学時から通算するものとし，次の各号のいずれかに掲げるところによる。
(1)　修士課程及び教職大学院の課程　4年以内
(2)　博士後期課程　6年以内

(3)　医学系研究科の博士課程　8年以内

3　長期履修の在学期間は，入学時から通算するものとし，次の各号のいずれかに掲げる年数を超えることができない。

(1)　修士課程，博士後期課程及び教職大学院の課程　6年

(2)　医学系研究科の博士課程　8年

4　長期履修に関し必要な事項は，別に定める。

第7章　入学

(入学の時期)

第14条　入学の時期は，学年の始めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

(入学資格)

第15条　修士課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学の卒業者

(2)　学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　文部科学大臣の指定した者

(9)　学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10)　研究科において，個別の入学資格審査により，第1号に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，入学させることができる。

(1)　大学に 3 年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第 16 条　博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位(学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校，第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24 歳に達したもの

第 17 条　医学系研究科の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学の医学部医学科，歯学部又は 6 年課程の薬学若しくは獣医学の学部を卒業した者

(2)　外国において学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者
(4)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(5)　外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が 5 年以上である課程(医学，歯学，薬学又は獣医学を履修するものに限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者(大学の課程が医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)であって，医学系研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(8)　医学系研究科において，個別の入学資格審査により，第 1 号に定める学部又は学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24 歳に達したもの

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，医学系研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，入学させることができる。
(1)　大学(医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者
(2)　外国において学校教育における 16 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者
(4)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(入学の出願)

第 18 条　入学志願者は，入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第 19 条　前条の入学志願者については，別に定めるところにより選考の上，学長は，当該研究科委員会等の議を経て，合格者を決定する。

（入学手続）

第 20 条　前条の選考に合格した者は，所定の期日までに，誓約書その他指定の書類を提出するとともに，入学料を納付しなければならない。

（入学許可）

第 21 条　学長は，前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

2　第 58 条により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者の入学料に関しては，その免除願又は徴収猶予願の受理をもって入学手続を終えた者とみなし，入学を許可する。

（再入学及び転入学）

第 22 条　次の各号のいずれかに該当する者については，欠員のある場合に限り，当該研究科の定めるところにより選考の上，入学を許可することがある。

(1)　大学院を退学した者で，再入学を願い出たもの

(2)　他の大学院から転入学を願い出た者

(3)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学する者で，転入学を願い出たもの

2　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては，当該研究科委員会等の議を経て研究科長が決定する。

3　第 1 項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については，当該研究科委員会等の議を経て学長が決定する。

第 8 章　教育課程

（教育課程の編成方針）

第 23 条　大学院は，学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき，必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し，体系的に教育課程を編成する。

2　前項の場合において，教職大学院の課程にあっては，学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき，必要な授業科目を，産業界等と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成する。

（特別の課程の編成）

第 23 条の 2　大学院は，前条に規定するもののほか，学校教育法第 105 条の規定に基づき，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2　前項の特別の課程の編成に関し必要な事項は，別に定める。

（授業科目及び単位）

第 23 条の 3　研究科における専攻別の授業科目及び単位は，各研究科において，別に定める。

（履修方法）

第 24 条　学生は，在学期間中に，各研究科において定められた授業科目を履修し，所定の単位を修得しなければならない。

2　教育課程及び履修方法等については，各研究科において，別に定める。

（教育方法の特例）

第 25 条　大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の研究科又は学部における授業科目の履修等）

第 25 条の 2　研究科において教育上有益と認めるときは，学生が他の研究科又は学部（以下「他の研究科等」という。）の授業科目を履修することができる。

2　前項により他の研究科等の授業科目を履修しようとする者は，所属研究科長を経て当該の研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

3　前 2 項により他の研究科において履修した授業科目について修得した単位にあっては，10 単位を超えない範囲で所属研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，教職大学院の課程にあっては，適用しないものとする。

（他の大学院における授業科目の履修）

第 26 条　研究科において教育上有益と認めるときは，学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，15 単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，教職大学院の課程にあっては，修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲とする。

2　前項の規定は，学生が，第 32 条の規定により留学する場合，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合，外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし，教職大学院の課程にあっては，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については，準用しない。

（休学期間中の外国の大学院等における修得単位の取扱い）

第 26 条の 2　研究科において教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に外国の大学院等において修得した単位について，前条第 1 項の規定を準用する。

（特別の課程における学修）

第 26 条の 3　研究科において教育上有益と認めるときは，学生が行う学校教育法第 105 条の規定により他の大学院が編成する特別の課程又は第 23 条の 2 に規定する特

別の課程(共に履修資格を有する者が，同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を，大学院における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は，前 2 条の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。ただし，教職大学院の課程にあっては，修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 27 条　研究科において教育上有益と認めるときは，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条において読み替えて準用する科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は，第 26 条第 2 項の場合に準用する。

3　前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，第 22 条第 2 項に規定する場合を除き，大学院において修得した単位以外のものについては，15 単位を超えないものとする。ただし，教職大学院の課程にあっては，前 3 条の規定により修得したものとみなす単位数及び第 36 条第 6 項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第 27 条の 2　研究科(教職大学院の課程を除く。)において第 25 条の 2 から前条までの規定により修得したものとみなすことができる単位数は，合わせて 20 単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第 28 条　研究科(教職大学院の課程を除く。)において教育上有益と認めるときは，他の大学院又は研究所等との協議に基づき，学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし，修士課程の学生については，当該研究指導を受ける期間は，1 年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第 28 条の 2　大学院は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　大学院は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 28 条の 3　大学院は，学生に対する教育の充実を図るため，授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第 9 章　休学，留学，転学，退学及び除籍

(休学)

第 29 条　疾病又はその他の理由により 3 月以上修学することができない者は，休学願により，学長に願い出なければならない。この場合において，休学の理由が疾病であるときは，医師の診断書を添えるものとする。
2　前項の場合，学長は，当該研究科委員会等の議を経てこれを許可する。
3　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については，学長は，当該研究科委員会等の議を経て，休学を命ずることができる。
（休学期間）
第 30 条　休学期間は，1 年以内とする。ただし，相当の理由がある場合は，引き続き休学することができる。
2　休学期間は，通算して標準修業年限の年数を超えることができない。ただし，特別の理由があり，学生の修学に支障がある場合は，この限りでない。
3　休学期間は，在学期間の年数に算入しない。
（復学）
第 31 条　休学期間が満了する場合又は休学期間中にその理由が消滅した場合は，復学願により，学長に願い出なければならない。この場合において，休学の理由が疾病であったときは，医師の診断書を添えるものとする。
2　前項の場合，学長は，当該研究科委員会等の議を経てこれを許可する。
（留学）
第 32 条　外国の大学院等に留学を志願する者は，理由書を添え，学長に願い出なければならない。
2　前項の規定により留学を願い出た者については，学長は，当該研究科委員会等の議を経て，留学を許可する。
3　留学期間は，第 11 条に規定する標準修業年限に含まれるものとする。
（転学）
第 33 条　他の大学院に転学しようとする者は，理由書を添え，学長に願い出なければならない。
2　前項の規定により転学を願い出た者については，学長は，当該研究科委員会等の議を経て，転学を許可する。
（退学）
第 34 条　退学については，本学学則第 53 条の規定を準用する。
（除籍）
第 35 条　除籍については，本学学則第 55 条の規定を準用する。

第 10 章　課程の修了及び学位

（課程の修了）
第 36 条　修士課程の修了要件は，当該課程に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限)以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ，学位論文又は特定の課題についての研究の成果を在学期間中に提出して，その審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究

科が別に定めるところにより，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2　博士後期課程の修了要件は，当該課程に3年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科が別に定めるところにより，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3　医学系研究科の博士課程の修了要件は，当該課程に4年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科が別に定めるところにより，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4　短期在学コースを修了した者及び第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院の修士課程を在学期間2年未満で修了した者を含む。)の博士後期課程の修了要件については，第2項中「1年」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて，同項の規定を適用する。

5　教職大学院の課程の修了要件は，当該課程に2年以上在学し，所定の単位(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位を含む。)を修得することとする。

6　教職大学院の課程は，教育上有益と認めるときは，当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について，前項に規定する実習により修得する10単位の全部又は一部を免除することができる。

(在学期間の短縮)

第36条の2　第27条第1項及び第2項の規定により大学院修士課程又は医学系研究科の博士課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。)を当該課程において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，修士課程については，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2　第27条第1項及び第2項の規定により教職大学院の課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第 36 条の 3　教職大学院の課程は，第 36 条第 5 項に規定する実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

（学位論文）

第 37 条　修士課程の学位論文を提出しようとする者は，所定の学位論文審査願に学位論文（前条第 1 項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。），論文目録及び論文要旨を添え，研究科長に提出するものとする。

2　博士課程の学位論文を提出しようとする者は，所定の学位論文審査願に学位論文，論文目録，論文要旨及び履歴書を添え，研究科長に提出するものとする。

3　学位論文は，1 編とする。ただし，参考として他の論文を添付することができる。

4　審査のため必要があるときは，学位論文の副本，訳文，模型又は標本等を提出させることがある。

5　提出した学位論文は返還しない。

（審査の付託）

第 38 条　研究科長は，学位論文を受理したときは，研究科委員会等に審査を付託するものとする。

（審査委員）

第 39 条　研究科委員会等は，学位論文の審査を付託されたときは，審査委員を選出して，審査を行う。

2　審査委員は，主査 1 名，副査 2 名とする。ただし，必要に応じて委員の数を増し，又は大学院の他の研究科，他の大学院又は研究所等の大学教員等を加えることができる。

3　審査委員は，学位論文の審査のほか最終試験を行う。

（最終試験）

第 40 条　最終試験は，学位論文の審査終了後，学位論文を中心として，これに関連のある科目について，口答又は筆答によって行う。

（審査結果の報告）

第 41 条　審査委員は，学位論文の審査及び最終試験を終了したときは，直ちにその結果を文書により，研究科委員会等に報告するものとする。

（研究科委員会等の審議）

第 42 条　研究科委員会等は，前条の報告に基づいて学位論文の審査及び最終試験の合否について議決する。

2　前項の議決は，研究科委員会等の構成員（休職者，海外渡航中の者及び内地研究員を除く。）の 3 分の 2 以上が出席し，その 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

（学長への報告）

第 43 条　研究科長は，前条第 1 項の審議結果について，学位論文の審査要旨及び最終試験の結果を添え，文書により学長に報告するものとする。

（課程修了の認定）

第 43 条の 2　学長は，前条の報告を受け，課程修了の認定を行う。

（学位）

第 44 条　修士課程を修了した者に，修士の学位を授与する。
2　博士課程を修了した者に，博士の学位を授与する。
3　教職大学院の課程を修了した者に，教職修士(専門職)の学位を授与する。
第 45 条　前条第 2 項に定めるもののほか，本学に学位論文を提出してその審査に合格し，かつ，博士課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認された者に，博士の学位を授与する。
第 46 条　この章に定めるもののほか，学位に関する事項は，本学学位規則の定めるところによる。

第 11 章　教育職員免許

(教育職員免許)
第 47 条　教員の免許状を受けるための所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
2　研究科において当該所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は，別表第 1 のとおりとする。

第 12 章　賞罰

(表彰及び懲戒)
第 48 条　表彰及び懲戒については，本学学則第 56 条から第 58 条までの規定を準用する。

第 13 章　科目等履修生，特別聴講学生，研究生，特別研究学生及び委託生

(科目等履修生)
第 49 条　大学院の学生以外の者で，一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，学長は，関係研究科委員会等の議を経て科目等履修生として入学を許可することがある。
2　科目等履修生の入学資格は，第 15 条から第 17 条までに定める入学資格を有する者又は研究科において，当該授業科目を履修する能力があると認めた者とする。
3　前 2 項のほか，科目等履修生に関し必要な事項は，本学学則第 9 章の規定を準用する。
(特別聴講学生)
第 50 条　他の大学院又は外国の大学院の学生で，大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは，当該大学院との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。
2　前項のほか，特別聴講学生に関し必要な事項は，本学学則第 10 章の規定を準用する。
(研究生)
第 51 条　研究科において，特別の事項について研究しようとする者があるときは，当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考の上，研究生として入学を許可することがある。
2　研究生の入学資格は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士課程及び教職大学院の課程にあっては，修士の学位又は専門職学位を有する者
(2)　博士後期課程及び医学系研究科の博士課程にあっては，博士の学位を有する者
(3)　研究科において相当の学力があると認めた者

3　前2項のほか，研究生に関し必要な事項は，本学学則第11章の規定を準用する。

(特別研究学生)

第52条　他の大学院又は外国の大学院の学生で，大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは，当該大学院との協議に基づき，特別研究学生として入学を許可することがある。

2　特別研究学生の検定料及び入学料は，徴収しない。

3　特別研究学生の授業料については，本学学則第 109 条の規定を準用する。ただし，特別研究学生が他の国立大学法人の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定に基づき締結された公立大学若しくは私立大学の大学院の学生であるときは，これを徴収しないことができる。

4　特別研究学生が外国の大学との大学間交流協定(部局等間交流協定を含む。)に基づき受け入れる外国人留学生で，授業料を相互に不徴収とされている場合は，授業料を徴収しない。

(委託生)

第53条　公の機関又は団体等からその所属職員につき，履修科目又は研究事項を定めて大学院に入学を願い出たときは，関係研究科の教育に支障のない場合に限り選考の上，委託生として入学を許可することがある。

2　前項のほか，委託生に関し必要な事項は，本学学則第12章の規定を準用する。

第14章　検定料，入学料及び授業料

(検定料，入学料及び授業料)

第54条　検定料，入学料及び授業料の額は，別表第2に定めるところによる。

2　授業料は，年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。
前期(4月から9月まで)　　納期4月中
後期(10月から翌年3月まで)納期10月中

3　前項の規定にかかわらず，学生の申出があったときは，前期に係る授業料を徴収するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4　入学年度の前期又は後期若しくは前期及び後期に係る授業料については，第2項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申出があったときは，入学を許可するときに徴収するものとする

5　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。ただし，前期に係る授業料を徴収するときに，後期に係る授業料を併せて納付した者が，後期に係る授業料徴収時期前に休学又は退学した場合には，納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

6　前項本文の規定にかかわらず，第 4 項により徴収した授業料については，納付した者が入学年度の前年度の 3 月 31 日(後期から入学予定であった者にあっては，9 月 30 日)までに入学を辞退した場合は，納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。
7　第 5 項本文の規定にかかわらず，第 2 項又は第 3 項により授業料を納付した者が，その後授業料納期限以前に休学を許可された場合は，納付した者の申出により次条の規定の準用による当該授業料相当額を返還する。
8　第 5 項本文の規定にかかわらず，第 4 項により徴収した授業料については，納付した者が入学年度の 4 月 1 日(後期から入学した者にあっては，10 月 1 日)から休学を許可された場合は，納付した者の申出により月割計算により休学当月から復学当月の前月までの当該授業料相当額を返還する。
9　第 5 項本文の規定にかかわらず，学業成績等が特に優秀であると認められ，学業成績等優秀学生として授業料免除対象者となった場合は，当該期間に係る既納の授業料相当額を返還する。
10　第 5 項本文の規定にかかわらず，第 5 項ただし書き及び第 6 項から前項までに規定するもののほか，学長が特に必要と認めた場合は，既納の授業料相当額を返還する。
11　第 1 項の規定にかかわらず，本学大学院研究科の修士課程，博士前期課程又は教職大学院の課程を修了し，引き続き本学大学院研究科の博士課程又は博士後期課程に進学する者の入学料及び検定料は徴収しない。
12　第 5 項本文の規定にかかわらず，大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合は，既納の検定料相当額を返還する。

(転入学者等の授業料)

第 55 条　転入学者等の授業料については，本学学則第 77 条の規定を，退学者等の授業料については，同学則第 78 条の規定を，休学者の授業料については，同学則第 79 条の規定を，停学者の授業料については，同学則第 80 条の規定を準用する。

(長期履修を認められた者の授業料)

第 56 条　長期履修を認められた者の授業料の額及び徴収方法は，別に定めるところによる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 57 条　授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては，本学学則を準用する。
2　本学学則第 81 条の規定にかかわらず，学業成績等が特に優秀であると認められ，学業成績等優秀学生として授業料免除対象者となった学生に対しては，当該学年の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料の不徴収)

第 57 条の 2　第 54 条から第 56 条までの規定にかかわらず，学長が特に必要と認めた場合は，授業料を徴収しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 58 条　特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者等に対しては，入学料の全部又は一部を免除し，又は徴収を猶予することがある。
2　入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては，本学学則を準用する。
(検定料の免除)
第 58 条の 2　検定料の免除については，本学学則第 86 条の 2 の規定を準用する。

第 15 章　雑則

(学則の準用)
第 59 条　この学則に定めるもののほか，大学院学生に関し必要な事項は，本学学則を準用する。この場合において，「学部」を「研究科」に，「学部長」を「研究科長」に，「教授会」を「研究科委員会等」に読み替えるものとする。

附　則

1　この学則は，平成 16 年 4 月 16 日から施行し，平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
2　平成 15 年度以前の入学者は，第 6 条及び第 47 条の規定については，なお従前の例による。
3　この学則施行前の生物資源学研究科農業生産学専攻，森林資源学専攻，水産生物生産学専攻，生物生産工学専攻及び生物資源利用学専攻(以下「従前の専攻」という。)は，第 6 条の規定にかかわらず，平成 16 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
4　生物資源学研究科博士前期課程の平成 16 年度の収容定員は，第 6 条の規定にかかわらず，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 16 年度
生物資源学研究科	資源循環学専攻	23
	共生環境学専攻	26
	生物圏生命科学専攻	39
	計	88

5　平成 10 年度の入学者の授業料については，別表第 2 の規定にかかわらず，年額 469,200 円に読み替えるものとする。

附　則(平成 17 年 2 月 24 日学則)

この学則は，平成 17 年 2 月 24 日から施行し，平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附　則(平成 17 年 3 月 24 日学則)

この学則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 17 年 3 月 24 日学則)

この学則は，平成 17 年 3 月 24 日から施行し，平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附　則(平成 17 年 3 月 29 日学則)

この学則は，平成 17 年 3 月 31 日から施行し，平成 17 年度授業料から適用する。

附　則(平成 17 年 5 月 26 日学則)

この学則は，平成 17 年 5 月 26 日から施行する。

附　則(平成 18 年 3 月 23 日学則)

1　この学則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則施行前の生物資源学研究科の生物資源開発科学専攻，生物圏保全科学専攻及び生物機能応用科学専攻(以下「従前の専攻」という。)は，改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず，平成 18 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3　改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず，生物資源学研究科博士後期課程の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 18 年度	平成 19 年度
生物資源学研究科	資源循環学専攻	4	8
	共生環境学専攻	4	8
	生物圏生命科学専攻	4	8
	計	12	24

4　平成 17 年度以前の入学者に係る改正後の学則第 27 条の 2 の規定の適用については，同条中「10 単位」とあるのは「20 単位」と読み替えるものとする。

附　則(平成 18 年 5 月 25 日学則)

この学則は，平成 18 年 5 月 25 日から施行する。

附　則(平成 18 年 7 月 27 日学則)

この学則は，平成 18 年 7 月 27 日から施行する。

附　則(平成 18 年 9 月 28 日学則)

この学則は，平成 18 年 9 月 28 日から施行し，平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 19 年 1 月 25 日学則)

この学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 3 月 29 日学則)

この学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 12 月 27 日学則)

この学則は，平成 19 年 12 月 27 日から施行し，平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附　則(平成 20 年 2 月 28 日学則)

この学則は，平成 20 年 2 月 28 日から施行する。

附　則(平成 20 年 3 月 27 日学則)

1　この学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則施行前の教育学研究科障害児教育専攻(以下「従前の専攻」という。)は，改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず，平成20年3月31日に従前の専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3　教育学研究科の平成20年度の収容定員は，改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成20年度
教育学研究科	学校教育専攻	10
	特別支援教育専攻	3
	教科教育専攻	66
	計	79

4　平成19年度以前の人文社会科学研究科の入学者については，改正後の学則第6条第2項，第11条第1項及び第13条第1項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成21年3月30日学則)

1　この学則は，平成21年4月1日から施行する。

2　地域イノベーション学研究科の平成21年度及び平成22年度の収容定員は，改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成21年度		平成22年度
		修士課程	博士課程	博士課程
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	10	5	10

附　則(平成21年12月24日学則)

この学則は，平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月24日学則)

この学則は，平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年2月24日学則)

1　この学則は，平成23年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず，医学系研究科及び工学研究科博士前期課程の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成23年度		平成24年度	平成25年度
		修士課程	博士課程	博士課程	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	35			
	看護学専攻	32			
	生命医科学専攻		225	210	195

	計	67	225	210	195

研究科	専攻	平成23年度 修士課程
工学研究科	機械工学専攻	80
	電気電子工学専攻	75
	分子素材工学専攻	88
	建築学専攻	39
	情報工学専攻	46
	物理工学専攻	36
	計	364

附　則(平成24年2月23日学則)

1　この学則は，平成24年4月1日から施行する。

2　この学則施行前の教育学研究科の学校教育専攻，特別支援教育専攻及び教科教育専攻(以下「従前の専攻」という。)は，改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず，平成24年3月31日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3　改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず，人文社会科学研究科及び教育学研究科の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成24年度
人文社会科学研究科	地域文化論専攻	13
	社会科学専攻	12
	計	25
教育学研究科	教育科学専攻	41

4　平成24年3月31日に教育学研究科に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は，改正後の学則別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成24年9月27日学則)

この学則は，平成24年9月27日から施行する。

附　則(平成26年3月27日学則)

1　この学則は，平成26年4月1日から施行する。

2　平成26年3月31日に工学研究科に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は，改正後の学則別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成26年7月31日学則第2号)

1　この学則は，平成27年4月1日から施行する。

2　平成 27 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科社会科学専攻に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は，改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 27 年 2 月 26 日学則第 2 号)

この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 5 月 28 日学則第 2 号)

この学則は，平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 3 月 24 日学則第 2 号)

1　この学則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，医学系研究科の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 28 年度		平成 29 年度
		修士課程	博士課程	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	30		
	看護学専攻	27	3	6
	生命医科学専攻		180	180
	計	57	183	186

附　則(平成 28 年 7 月 20 日学則第 2 号)

この学則は，平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

附　則(平成 28 年 11 月 24 日学則)

この学則は，平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 2 月 23 日学則)

1　この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，教育学研究科，医学系研究科及び地域イノベーション学研究科博士前期課程の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 29 年度	
		修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育科学専攻	68	
	教職実践高度化専攻		14
	計	68	14
医学系研究科	医科学専攻	27	
	看護学専攻	22	
	計	49	

地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	25	

附　則(平成 31 年 2 月 28 日学則第 2 号)

1　この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　地域イノベーション学研究科の平成 31 年度及び平成 32 年度の収容定員は,改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	平成 31 年度	平成 32 年度
		博士課程	博士課程
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	16	17

附　則(令和 2 年 3 月 12 日学則第 2 号)

この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 3 年 2 月 18 日学則第 2 号)

1　この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則施行前の教育学研究科の教育科学専攻(以下「従前の専攻」という。)は,改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，令和 3 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3　教育学研究科の令和 3 年度の収容定員は，改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	令和 3 年度	
		修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育科学専攻	27	
	教職実践高度化専攻		39
	計	27	39

4　令和 3 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は，改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(令和 5 年 2 月 28 日学則第 2 号)

1　この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則施行前の工学研究科の機械工学専攻，電気電子工学専攻，分子素材工学専攻，建築学専攻，情報工学専攻及び物理工学専攻(以下「従前の専攻」という。)は，改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，令和 5 年 3 月 31 日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3　改正後の学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，工学研究科博士前期課程の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	令和 5 年度 修士課程
工学研究科	機械工学専攻	50

	電気電子工学専攻	45
	分子素材工学専攻	55
	建築学専攻	20
	情報工学専攻	28
	物理工学専攻	18
	機械工学専攻	55
	電気電子工学専攻	55
	応用化学専攻	56
	建築学専攻	20
	情報工学専攻	30
	計	432

附　則(令和6年2月27日学則第2号)

この学則は，令和6年3月1日から施行する。

附　則(令和6年2月27日学則第2号)

この学則は，令和6年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は，令和7年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず，工学研究科博士前期課程の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	令和7年度 修士課程
工学研究科	機械工学専攻	110
	電気電子工学専攻	100
	電子情報工学専攻	10
	応用化学専攻	112
	建築学専攻	40
	情報工学専攻	60
	計	432

別表第1(第47条関係)

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文 社会 科学	地域 文化 論専	中学校 教諭専 修免許	国語，社会，英語

研究科	攻	状	
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，英語
教育学研究科	教職実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，中国語，フランス語，ドイツ語，スペイン語，ポルトガル語，ロシア語，韓国語・朝鮮語，宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，中国語，フランス語，ドイツ語，スペイン語，ポルトガル語，ロシア語，韓国・朝鮮語，宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者
生物資源学研究科	資源循環学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科，農業
	共生環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科，農業
	生物圏生命科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科，農業，水産

別表第 2(第 54 条関係)

区分	授業料	入学料	検定料
修士課程，博士前期課程及び教職大学院の課程の学生	平成 11 年度以降の入学生 年額　535,800 円	282,000 円	30,000 円
博士課程及び博士後期課程の学生	平成 11 年度以降の入学生 年額　520,800 円		

三重大学大学院学則の変更事項を記載した書類

１．　変更事由

本学大学院工学研究科における電気電子工学専攻の入学定員及び収容定員の変更，新たに，電子情報工学専攻を設置することに伴い，所要の改正を行うものである。

２．　変更点

・工学研究科の電気電子工学専攻の入学定員及び収容定員を変更する。
・工学研究科に，電子情報工学専攻を新設する。
・附則において，令和７年度における工学研究科博士前期課程の収容定員を規定する。

３．　施行日　令和７年４月１日

三重大学大学院学則新旧対照表（案）

新

（専攻及び収容定員）

第６条　研究科に置く専攻及びその収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科～医学系研究科　（現行に同じ。）							
工学研究科	機械工学専攻	５５	１１０				
	電気電子工学専攻	４５	９０				
	電子情報工学専攻	１０	２０				
	応用化学専攻	５６	１１２				
	建築学専攻	２０	４０				
	情報工学専攻	３０	６０				
	材料科学専攻			６	１８		
	システム工学専攻			１０	３０		
	計	２１６	４３２	１６	４８		
生物資源学研究科～地域イノベーション学研究科　（現行に同じ。）							

２　（現行に同じ。）

３　（現行に同じ。）

４　（現行に同じ。）

附　則

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

旧

（専攻及び収容定員）

第６条　研究科に置く専攻及びその収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科～医学系研究科　（略）							
工学研究科	機械工学専攻	５５	１１０				
	電気電子工学専攻	５５	１１０				
	（新設）	（新設）	（新設）				
	応用化学専攻	５６	１１２				
	建築学専攻	２０	４０				
	情報工学専攻	３０	６０				
	材料科学専攻			６	１８		
	システム工学専攻			１０	３０		
	計	２１６	４３２	１６	４８		
生物資源学研究科～地域イノベーション学研究科　（略）							

２　（略）

３　（略）

４　（略）

２　改正後の学則第６条第１項の規定にかかわらず，工学研究科博士前期課程の収容定員は，次の表により読み替えるものとする。

研究科	専攻	令和７年度 修士課程
工学研究科	機械工学専攻	１１０
	電気電子工学専攻	１００
	電子情報工学専攻	１０
	応用化学専攻	１１２
	建築学専攻	４０
	情報工学専攻	６０
	計	４３２

三重大学教授会規程

（趣旨）

第1条　この規程は，国立大学法人三重大学学則第32条第2項及び三重大学大学院学則第8条第3項の規定に基づき，三重大学の教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

（任務）

第2条　教授会は，次に掲げる事項について，学長が決定を行うに当たり，審議し，意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学，卒業及び課程の修了に関する事項

(2)　学位の授与に関する事項

(3)　教育課程の編成に関する事項

(4)　学生の再入学，転入学，編入学及び転学部に関する事項

2　教授会は，前項に規定するもののほか，別表に掲げる事項について審議する。また，学長，学部長又は研究科長の求めに応じ，意見を述べることができる。

3　前2項に規定する意見を述べる方法は，次のとおり取り扱うものとする。

(1)　文書（意見書・理由書を添付したもの）による上申

(2)　口頭による説明

（組織）

第3条　各学部に置かれる教授会（以下「学部教授会」という。）は，当該学部（教育学部にあっては，教育学研究科を，医学部にあっては，医学系研究科を含み，工学部及び生物資源学部にあっては，当該学部を基礎とする研究科とする。以下同じ。）の専任の教授をもって組織する。

2　各研究科に置かれる教授会（以下「研究科教授会」という。）は，当該研究科（医学系研究科にあっては，医学部を含む。以下同じ。）の専任の教授をもって組織する。

3　学部教授会には，当該学部の専任で第1項の職員以外の者を加えることができる。

4　研究科教授会には，当該研究科の専任で第2項の職員以外の者を加えることができる。ただし，審議事項によっては，当該研究科を担当する第2項の職員以外の者を加えることができる。

（議長）

第4条　教授会に議長を置き，学部教授会にあっては当該学部長を，研究科教授会にあっては当該研究科長をもって充てる。

2　議長は，教授会を主宰する。

3　議長に事故があるときは，あらかじめ議長が指名した教授が，その職務を代行する。

（会議）

第5条　教授会は，半数以上であって当該教授会が定める割合以上の構成員が出席しなければ，会議を開き，議決することができない。

2　教授会の議事は，出席構成員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。ただし，特別の必要があると認められるときは，半数以上

であって当該教授会の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条　教授会が必要と認めたときは，構成員以外の者を出席させ，意見又は説明を聴くことができる。

(代議員会等)

第7条　教授会は，当該教授会の定めるところにより，構成員の一部の者をもって組織される代議員会，専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2　教授会は，当該教授会の定めるところにより，代議員会等の議決をもって，教授会の議決とすることができる。

3　代議員会等の組織及び運営に関し必要な事項は，当該教授会が別に定める。

(庶務)

第8条　教授会の庶務は，学部教授会にあっては当該学部の事務を所掌するチームにおいて，研究科教授会にあっては当該研究科又は当該研究科の基礎となる学部の事務を所掌するチーム(医学・病院管理部を含む。)において処理する。

(雑則)

第9条　この規程に定めるもののほか，教授会の運営に関し必要な事項は，当該教授会が別に定める。

附　則

この規程は，平成16年4月16日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附　則(平成17年3月24日規程)

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月23日規程)

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成18年5月18日規程)

この規程は，平成18年5月18日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

附　則(平成20年1月24日規程)

この規程は，平成20年1月24日から施行する。

附　則(平成21年3月30日規程)

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月27日規程)

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月26日規程第13号)

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 3 月 30 日規程第 13 号)
この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 2 月 23 日規程)
この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 3 月 30 日規程第 13 号)
この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 3 月 24 日規程第 13 号)
この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

教授会の審議事項

区分	事項名
教育	学部・学科等又は研究科・専攻の設置及び改廃等に関する事項
	学部規程又は研究科規程の制定及び改廃に関する事項
	学生の懲戒に関する事項
	学生の休学，復学，退学，転学，除籍及び留学に関する事項
	再入学，転入学，編入学及び転学部を許可された者の既修得単位数等の取扱い及び在学すべき年数に関する事項
	他の大学・大学院又は短期大学で履修した授業科目の単位認定に関する事項
	大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する事項
	入学前の既修得単位及び学修の単位認定に関する事項
	入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算に関する事項
	学位論文の審査及び最終試験に関する事項
	国費外国人留学生の選考に関する事項
	複数学位取得を目的とした大学間交流協定により入学した外国人留学生の入学前に修得した単位の認定に関する事項
	学生の表彰に関する事項（三重大学学業優秀学生表彰に関する取扱要項による表彰を含む。）
	専攻生，科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生及び委託生の入学許可等に関する事項
	教職課程の認定申請等に関する事項
	司書及び学芸員養成課程の認定申請等に関する事項
	看護師学校等指定申請に関する事項

研究	産学官連携講座及び産学官連携研究部門の設置申請に関する事項
	寄附講座及び寄附研究部門の設置申請に関する事項
	プロジェクト研究室の設置申請に関する事項
人事	評議員の選考に関する事項
	学部長，研究科長又は病院長の選考に関する事項
	学科長，専攻長又は院部門長の選考に関する事項
	学部・研究科附属の教育研究施設の長の選考に関する事項
	大学教員の選考に関する事項
	大学院担当教員の資格審査に関する事項
	特任教員の選考に関する事項
	外国人教師及び外国人研究員の選考に関する事項
	客員教授及び客員准教授の選考に関する事項
	連携教授及び連携准教授の選考に関する事項
	招へい教員の受入に関する事項
	附属学校園特別教員の選考に関する事項
	大学教員早期退職制度による退職の申出に関する事項
	大学教員のクロスアポイントメント制度の適用に関する事項
	大学教員のサバティカル制度利用の申出に関する事項
	名誉教授称号授与候補者の申出に関する事項
	名誉博士称号授与候補者の推薦に関する事項
―	その他学部・研究科等が必要と認めた教育研究に関する事項

三重大学大学院工学研究科教授会内規

（趣旨）
第１条 この内規は，三重大学教授会規程第９条の規定に基づき，三重大学大学院工学研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。
（組織）
第２条 研究科教授会は，本研究科専任の教授，准教授，講師及び助教（以下「構成員」という。）をもって組織する。
２ 前項の規定にかかわらず，本研究科の組織及び専任教員の人事に係る審議に関しては，専任の教授をもって組織する。
３ 研究科教授会には，工学研究科を担当する第１項以外の専任教員を加えることができる。ただし，教学関係以外の議決には加わることができないものとする。
（成立）
第３条 研究科教授会は，別に定めのあるものを除き，構成員の過半数の出席により成立する。ただし，休職者，海外出張者，内地研究員及び１月以上の病気欠勤者は構成員に算入しない。
（構成員以外の者の出席）
第４条 研究科教授会が必要と認めたときは，構成員以外の者を出席させ，意見又は説明を聴くことができる。
（庶務）
第５条 研究科教授会の庶務は，工学部・工学研究科チームにおいて処理する。
（雑則）
第６条 この内規に定めるもののほか，研究科教授会の運営に関し，必要な事項は，その都度研究科教授会が定める。
附 則
この内規は，平成１６年４月１日から施行する。
附 則
この内規は，平成１８年４月１日から施行する。
附 則
この内規は，平成２１年４月１日から施行する。
附 則
この内規は，平成２７年４月１日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

（三重大学大学院工学研究科電子情報工学専攻）

１．設置の趣旨及び必要性 ····· P2

２．修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か ····· P11

３．研究科、専攻等の名称及び学位の名称 ····· P12

４．教育課程の編成の考え方及び特色 ····· P13

５．教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 ····· P17

６．基礎となる学部との関係 ····· P22

７．「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施 ·····P23

８． 入学者選抜の概要 ·····P24

９． 教育研究実施組織の編成の考え方及び特色 ·····P27

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組 ····· P28

11. 施設・設備等の整備計画 ····· P29

12. 管理運営 ····· P30

13. 自己点検・評価 ····· P30

14. 情報の公表 ····· P31

15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等 ····· P32

１．設置の趣旨及び必要性

１－１．社会的背景及び設置の趣旨・必要性

政府は 2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指しており、それに向けてはデジタル社会への変革が不可欠であり、その要として半導体技術とデジタル技術はますます重要性を増している。これらの技術は、情報通信技術やエレクトロニクス業界を始めとする様々な分野での革新と成長を促し、また、AI や IoT 等の新たな技術の進展にも欠かせない要素である。半導体は、電子機器や通信システム、自動車、医療機器等様々な製品に頭脳として利用され、情報を処理し、信号を制御する役割を果たしており、デジタル技術の基盤となっている。また、デジタル技術は情報の収集、処理、配信等を効率的に行うことができ、現代の社会インフラやビジネスにおいて不可欠な存在である。

三重県には、北勢地域を中心に我が国の産業を代表する半導体製造企業や自動車関連企業、それらを支える関連企業が集積しており、電子部品・デバイス・電子回路の製造品出荷額が 17 年連続で全国１位を誇る。また、令和５年３月に国が示した「産業立地プロジェクト」において、半導体重要地域として定められるなど、日本の半導体産業を牽引する地域となっている。また、県内の半導体産業の更なる振興に向けて、半導体人材の育成・確保を強力に推進するため、令和５年３月、産学官が連携して「みえ半導体ネットワーク」を新たに設立し、三重大学は本ネットワークにおいて半導体人材育成の中核を担っている。

三重大学大学院工学研究科（以下、「本研究科」という）では、これまでも電気電子工学専攻を中心に半導体人材を育成しており、令和３年度から令和５年度までの３年間で計 34 名が県内の半導体製造企業３社へ入社している。さらに、前述の社会的背景や「みえ半導体ネットワーク」での役割を踏まえ、本学では、令和５年４月に「半導体・デジタル未来創造センター」を設置した。本センターでは、三重県や地域の半導体関連企業、県内の高等専門学校と連携し、半導体分野の講義の増設、インターンシップ、工場見学等の実施、共同研究をベースとした研究環境下での教育に取り組んでおり、半導体人材の育成を強化している。

また、半導体技術とデジタル技術の急速な進化に伴い、新たなアイデアや技術の創出が求められており、半導体技術とデジタル技術の分野では、高度な知識と技術を持った人材が不可欠である。本研究科ではこれまで、電気電子工学専攻では半導体技術に関する教育、情報工学専攻ではデジタル技術に関する教育をそれぞれ行ってきたが、半導体技術とデジタル関連技術の両方を理解し、研究開発能力を有する人材を育成するため、電子情報工学専攻を新設する。この専攻では、学生に基礎的な知識から応用的な技術まで幅広い教育を提供し、産業界や社会に貢献できる人材を育成することを目指している。産業界や研究機関との連携を強化し、実践的な教育を実現する。関連企業等と技術交流や共同研究を推進し問題解決能力を身につける機会を提供することで、高い開発能力を備えた高度専門技術者及び研究者を育成する。

１－２．工学研究科におけるこれまでの取組み

三重県は地理的に東海地方と関西地方の接点に立地しており、前述のとおりこの地域は我が国の産業を代表する自動車関連企業、さらにそれを支える関連企業が集積しているほか、特に四日市市を中心とする県の北勢地域では、電子部品やデバイス等の半導体関連企業や石油化学工業企業が三重県産業を牽引している。本学工学部・工学研究科には、それらの産業と共創する研究開発や人材の育成が強く望まれている。

このような背景から、これらの専門分野の深い知識を有することは勿論のこと、海外展開を強化する半導体・自動車関連企業に加えて三重県内企業からも、グローバルな感性と俯瞰的視点を有する人材の育成が切望されている。また、若年層の三重県外への流出を防ぐため、地域課題に関する授業の展開や地域の自治体及び企業等との各種連携活動を実施する必要がある。さらに、「大学における工学系教育の在り方について（中間まとめ）」の内容が工学新体制検討の後押しとなり、本学工学部・工学研究科で養成する人材として以下を掲げ、令和元年に学士課程、令和５年度に大学院博士前期課程の改組を行っている。

① 原理・原則を理解する基礎力を持つ人材
② 分野の多様性を理解し、異分野とのコミュニケーション能力を持つ人材
③ 学科・コースの垣根を越えた学際分野も理解する研究者、リーダー
④ 専門分野の深い知識と同時に、グローバルな感性と俯瞰的視点を持つ人材
⑤ 大学院修了後の実社会に自然に延長できる教育を受けた人材
⑥ 修了後の進路が自然に描けるような人材

大学院博士前期課程の改組（工学研究科改組）では、三重県・東海圏の産業構造ニーズに応じた５専攻体制（機械工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、建築学専攻、情報工学専攻）に改編した。この改編により、基礎力・専門知識に加えて、産業の発展に迅速に対応できる展開力と適応力、実学の修得、実践力、グローバルな感性、俯瞰的視野を持ち、基幹産業を強固に支えることが可能なものづくり・研究に前向きな優秀な人材（意識の高い人材）を養成・輩出できる教育研究体制としている。これらの体制を実現するために、以下の４点を重要項目と定めている。

（１）学士課程からの円滑な接続

学士課程５コース（機械工学、電気電子工学、応用化学、建築学、情報工学）からの円滑な接続を可能にし、学部修士一貫（３＋３年）コースの教育体制を提供する。また、博士前期課程５専攻化に際し、分子素材工学専攻を応用化学専攻に再編するとともに、物理工学専攻を発展的に解消して、実学だけでなく各専攻における理論的教育を強化し、三重県・東海圏に求められている Society 5.0（自動化・AI）の橋渡しとなる工学人材を輩出する。

（２）学部・研究科一貫教育による研究力強化、カリキュラムの余裕により、学生自らがキャリアプランを立て外で学ぶ

国際社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点に富む人材を育成するため、博士前期課程における積極的な海外留学を推進している。また、インターンシップは、産業の発展に迅速に対応できる展開力と適応力、実学の修得、実践力を修得する上で重要である。学部修士一貫（３＋３年）コースの学生は、学部４年次においてクロス科目（博士前期課程開講科目の先取り）を履修することができ、先んじて博士前期課程の単位を取得することができるため、通常の大学院へ進学する学生（４＋２年）と比べ、より研究に打ち込む時間や海外留学、インターンシップ等の時間が確保できる体制となっている。

（３）カリキュラム内容について、理論的側面と実学を強化

工学研究科共通の知識（企画力養成、先端技術、ベンチャービジネス、CSR 教育（知的財産、ISO 学）等）の講義内容を、産業の発展に迅速に対応できる展開力と適応力の養成のためブラッシュアップしている。実務経験のある教員による講義は、実学面を強化した内容で実施する。また、実学・実践力に関する「先輩から学ぶ先端科学技術」を開講している。更に、産業の発展に迅速に対応できる展開力と適応力、実学の修得、実践力等に対する能力を向上させるため、創成工学プログラムを選択した学生（現状では、博士前期課程収容定員の 40%程度）の修士論文テーマは、共同研究と関連させたものとしている。

（４）グローバルな感性、俯瞰的視点、学際分野の教育のための研究領域による教育（疑似的メジャー／マイナー教育）

本研究科の教育体制の特徴の１つとして、「専攻」に加え、研究科独自で「研究領域」と「プログラム」を定めている。「研究領域」は、「専攻」を横断する形で７つの分野からなる（領域Ａ：ロボティクス・メカトロニクス、領域Ｂ：地球環境・エネルギー、領域Ｃ：情報処理・情報通信、領域Ｄ：ライフサイエンス、領域Ｅ：ナノサイエンス・ナノテクノロジー、領域Ｆ：先進物質・先進材料、領域Ｇ：社会基盤・生産）。学生は入学時に指導教員と相談し、各自の特別研究と密接に関連する１つの研究領域を選択し、軸足を「専攻」に置きつつ「研究領域」にも所属することにより、専攻分野以外の「研究領域」分野の講義科目を履修できる疑似的メジャー／マイナーの教育を受ける（参考資料１-２-１、１-２-２）。一方「プログラム」は、修了後の希望進路に応じて重点的に履修する専門知識を区別することを目的に設置しており、学生は３つのプログラム（「研究領域プログラム」、「創成工学プログラム」、「国際プログラム」）から１つを選択する。「研究領域プログラム」は主に研究に関する専門知識に、「創成工学プログラム」は主に実際の企業現場で求められる専門知識に、また、「国際プログラム」は国際的な視点から研究開発を行う上で必要となる専門知識に重きを置いており、それぞれ修了要件が異なっている（P18. ５－３参照）。

「専攻」、「研究領域」、「プログラム」に関係を図示すると以下のとおり。

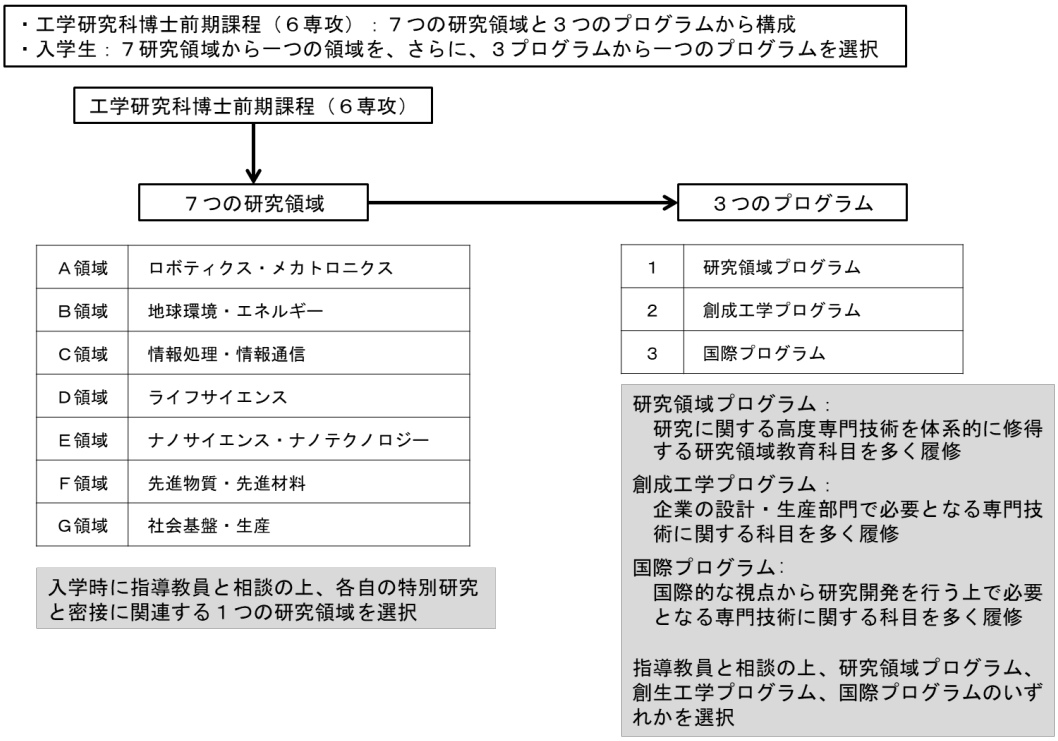

改組後の工学研究科（博士前期課程）では、大学の研究実験と企業の研究・実学等を関連づけて、基礎力・専門知識に加えて産業発展に迅速に対応できる展開力と適応力及び実学の修得、実践力、グローバルな感性、俯瞰的視野の能力を向上させる以下の教育を実施している。

（１）研究領域による疑似的メジャー／マイナーの教育方式

疑似的メジャー／マイナーの教育の例として、「研究領域Ｄ：ライフサイエンス」の研究領域教育科目の例を示す。「研究領域Ｄ：ライフサイエンス」は、機械工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻の一部の教員が所属している。研究領域Ｄの担当教員の研究室に所属する学生は、研究領域Ｄの担当教員が講義する研究領域教育科目の中から履修する。この方式であると、通常の専攻教育では履修できない他専攻の教員の講義を履修することが一般的になる。また、同一講義を機械工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻の学生が混在して受講することにより、専攻の垣根を越えて他専攻の学生（異なるバックボーンを持っている）と議論することが一般的になる。これらの状況より、俯瞰的視野と異分野とのコミュニケーション能力を修得できる。

（２）就学目的や修了後希望進路に応じたプログラム選択

本研究科の学生は入学時に、就学目的や修了後の希望進路等に応じて、３つの「プログラム」から１つのプログラムを選択する。

研究領域プログラムを選択した学生は、研究に関する高度専門技術を体系的に修得

する研究領域教育科目を多く履修する。研究領域プログラムは、従来型の大学院博士前期課程教育を実施するプログラムであり、本研究科では学生が選択した領域で開講される研究領域教育科目を主として履修して、その領域における高度専門知識・技術を深堀して修得することを目指すプログラムである。

創成工学プログラムを選択した学生は、企業の設計・生産部門で必要となる専門技術に関する科目を多く履修する。実学の修得や実践力に資する教育を主に実施する創成工学プログラムでは、学生の修士論文のテーマは、基本的に企業との共同研究に関連しているものとする。さらに、研究・実験以外の共同研究先とのコミュニケーションやディスカッション等にも、この創成工学プログラムの学生を参画させる。

国際プログラムを選択した学生は、国際的な視点から研究開発を行う上で必要となる専門技術に関する科目を多く履修する。国際プログラムでは、英語で開講される科目を主として受講し、また、研究指導が英語で実施されるため、英語のみで課程修了が可能なプログラムである。そのため、海外からの留学生を積極的に受入る体制を提供するプログラムである。

（３）海外留学・海外インターンシップ

学部修士一貫（３＋３年）コースの学生は、学部４年次において、先んじて大学院の単位が取得きるため、従来の大学院生より時間的余裕が生まれ、海外留学等の時間が確保できる。海外留学（科目名：短期留学）と海外インターンシップ（科目名：国際インターンシップ）は、ある一定期間（１か月程度以上）海外で体験すると、３単位を付与する。

（４）特徴のある講義科目

〇研究科共通科目：知的財産権出願特論（１単位）

イノベーションにおける知的財産戦略・マネジメント、知的財産権（特に特許）について、その基礎的知識を習得する。また、知的財産戦略・マネジメントにおける発明・特許の有効活用を理解する。さらに、受講対象学生個々の博士前期学位論文に係る研究テーマ・内容を題材として、知的財産戦略・マネジメント、研究・開発において重要となる特許情報の検索方法・利用方法について、演習を通して実践的に取得する。そして、これらの知識に基づき、特許取得のための特許明細書の書き方を実践的に習得する。

〇研究科共通科目：ベンチャービジネス特論（１単位）

新技術の事業化のノウハウ、知的財産権、創業・経営に必要な基礎的知識の修得に関する実践的な講義を行うことにより、創造的な研究開発能力とベンチャー精神を涵養する。ベンチャー精神は、スタートアップのみならず、既存企業においても必須となっている。製造業全般において、技術の多様化により、製品やサービス、競合や協業、調達・製造・市場の国際化等の点で大きな変化が進行している。このような状況の中で技術者に求められる知財戦略、ベンチャー精神、創造的思考について理解を

深める。
〇研究科共通科目：大学院・国内インターンシップ（２単位）
学部生のインターンシップと異なり、夏季・春季休業等の期間中に、学生の大学院の専門性と関連した国内の民間企業や各種団体・地方公共団体等で、大学院の修士研究内容が実社会でどのように役立っているかを認識するために、２週間程度の就業体験を実施する。また、大学博士前期課程を修了した後の職業選択に役立つように、研究、管理、技術営業等自己の適正を正しく知り、生産活動や開発研究に対する目的意識の確立や、専門知識等を実社会での就業経験から習得する。学生の専門性の観点から指導教員のアドバイスを受け、インターンシップを実施する国内企業を選択し、指導教員、企業、学生が十分に就業内容を吟味・確認して、指導教員の事前指導、実施中の指導、事後指導に繋げる。
〇研究科共通科目：大学院・長期インターンシップ（３単位）
学部生のインターンシップや大学院・国内インターンシップとは異なり、指導教員の共同研究先や大学院の修士研究内容に関連した国内の民間企業や各種団体・地方公共団体等で長期間（合計 30 日以上かつ 270 時間以上）の就業体験を実施する。生産活動や開発研究を通じて、企業等での問題発見・解決力、課題探究力、先端技術を取り込む力を習得し、学んだ専門知識を将来的に実社会で有効に活用できる能力を習得する。指導教員のアドバイスを受けながら、長期インターンシップを実施する国内企業を選択し、指導教員、企業、学生が十分に就業内容を吟味・確認して、指導教員の事前指導、実施中の指導、事後指導に繋げる。
〇国際教育科目：国際インターンシップ（３単位）
夏季・春季休業等の期間中に、海外の企業等で１ヶ月程度の就業体験をすることにより、国際的な視野を持つ高度専門技術者として求められる専門知識、実践スキル、自ら主体的に行動する能力に加えて、英語のスキルアップや異なる人種、言語、宗教等の考え方から成る異文化社会で共存する能力等を習得する。指導教員のアドバイスを受けながら、インターンシップを実施する海外の企業を選択し、指導教員、企業、学生が十分に就業内容を吟味・確認して、指導教員の事前指導、実施中の指導、事後指導に繋げる。また、海外の企業組織等の一員として、協調性、責任感、指導力がいかに重要であるかを再認識し、同世代の国際的な人脈ネットワークを構築し将来の財産とする。
〇国際教育科目：短期留学（３単位）
海外の研究機関あるいは大学等で研修を行うことにより、国際的な視野を持って研究活動等ができる高度専門技術者として求められる専門知識、実践スキル、自ら主体的に行動する能力に加えて、国際社会にて研究活動等を行う上で要求される英語での情報交換能力等や異なる人種、言語、宗教、考え方から成る異文化社会で共存できる能力を習得する。短期留学先は、指導教員のアドバイスを受けながら、修士論文

研究の内容と関連している研究ラボを選択し、指導教員、留学先の指導者、学生により、短期留学中の研究内容を詳細に吟味・確認して、指導教員の事前指導、実施中の指導、事後指導に繋げる。

〇創成工学教育科目：環境創成実践特論（２単位）

企業の生産活動を考える上で、脱炭素の考え方は避けては通れなくなり、今後は、脱炭素を含めた環境対策マインドを常に心がける必要がある。そこで、次世代の環境創成を考えるために、環境浄化技術や環境動向を概説し、環境に関する高度知識を習得する。また、企業外部講師により、社会環境経済動向、環境に対する企業倫理、環境マネジメントも概説する。水環境や大気環境を中心とした環境浄化技術や、環境動向、企業における環境対策等の内容を紹介し、環境動向やサスティナビリティを独自に考えることができる能力を涵養する。

〇創成工学教育科目：先輩から学ぶ先端科学技術（２単位）

本学工学部・工学研究科を卒業・修了し、社会人として、技術者として成功を収めた各分野の先輩から直接その専門分野や業界について聞くとともに、先輩のキャリア形成について聞くことにより、①自身の進路を深く考えるきっかけにし、②技術系社会人として生きていくための覚悟を持つことを目的とする。そのことにより、①企業、企業活動、社員（技術者）として求められることを知り、②技術者として大事なことを知ることを学修の到達目標とする。

〇創成工学教育科目：実践企業学（１単位）

学生に、就職してからが真の生涯学習の始まりであることを認識させ、実社会に巣立つ心構えを提供する。普段、学生が知ることができない企業側の視点から企業実態を紹介し、学生が企業理解を深めるための講義を行う。企業活動の実態(生産活動、研究開発活動等)と、その中で活動する企業人の生き方を講義し、学生に専門教育の有用性、原理原則に基づく科学的思考法の重要性を認識させ、専門教育受講への動機づけを行う。

以上が本研究科におけるこれまでの取組である。今回新設する電子情報工学専攻においても、当該専攻が養成する人材像（P６．１－３参照）実現のために上記の教育体制を引き続き維持する。さらに電子情報工学専攻では上記に加え、半導体技術とデジタル技術を両立して修得するために特徴的な教育科目を配置する（P13．４－４参照）。

１－３．工学研究科電子情報工学専攻が養成する人材像及び３つのポリシー

本研究科電子情報工学専攻が養成する人材は、電子工学の幅広い知識と、特に半導体分野においてはより深い知識及び技術を修得すると同時に、統計学や情報工学の基礎と応用を理解してデータを活用する高度な実践力を有した者であって、分野の多様性を理解したグローバルなコミュニケーション能力、学際分野を理解した技術開発をプロジェクト・マネー

ジメントできる能力を備えたものである。修了後は主に産業界において高度専門技術者として技術開発等に携わり、イノベーションを支える者、あるいはアカデミック領域において研究者として活躍する者である。このような人材を養成するため、電子情報工学専攻のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは次のとおりとする（養成する人材像と３つのポリシー各項目との相関及び整合性については、参考資料１-３-１参照）。

電子情報工学専攻ディプロマ・ポリシー

電子情報工学専攻では、所定の課程を修め、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格し、以下のすべての能力を満たした者に対して、修士（工学）の学位を授与します。なお、研究領域プログラムにあっては研究に関する高度専門技術の体系的習得に、創成工学プログラムにあっては企業の設計・生産部門で必要となる専門技術の習得に、国際プログラムにあっては国際的な視点から研究開発を行う上で必要となる専門技術の習得に、それぞれ重点を置くものとします。

１．半導体分野の高度で深い専門知識及び技術と同時に電子工学の幅広い専門知識を有し、これらを実課題に活用することができる。
２．統計学や情報工学の基礎と応用を理解し、複雑で多様なデータを活用する高度な実践力を発揮することができる。
３．分野の多様性を理解し、グローバルなコミュニケーションを実施することができる。
４．学際分野を理解し、技術開発のプロジェクト・マネージメントを円滑に実践することができる。

電子情報工学専攻カリキュラム・ポリシー

＜教育内容＞

電子情報工学専攻では、電子工学の幅広い知識、特に半導体分野における深い知識及び技術を教授すると同時に、統計学や情報工学の基礎と応用の理解を促して種々のデータを活用する能力を教授します。また、分野の多様性を理解してグローバルなコミュニケーション能力を備え、学際分野を理解して技術開発をプロジェクト・マネージメントできる研究者あるいは高度技術者の養成を目指した教育を行います。カリキュラムは社会性を養う研究科共通科目、国際教育科目と、専門性や創造性を養う専攻指定科目、研究領域科目、創成工学教育科目、特別研究の科目群により体系的に編成されています。

＜教育方法＞

電子情報工学専攻の教育は、社会で活躍できる実践力を身につけた研究者や高度専門技術者を養成するために、講義形式の授業に加え、演習、PBL、プレゼンテーション能力やコミュニケーション力の育成を図るための教育を用意しています。また、全学年に

亘る修士特別研究を行い、専門知識の応用力と実践力、及び問題発見・解決能力の育成を促す教育を行います。修士特別研究は共同研究に基づく研究環境下で実施され、より高度な実践力の育成を促します。

＜成績評価＞

講義等においては、出席状況、課題レポート、小テスト、課題プレゼンテーション、課題製作、筆記試験等の方法による評価を組み合わせて行います。修士学位論文の審査では、研究領域の教員によって中間論文発表会・最終論文発表会におけるプレゼンテーション内容の評価を行い、最終的には主査・副査から成る論文審査委員会が合否を判定します。

＜カリキュラム評価＞

電子情報工学専攻の修了生が就職した企業等の関係者を対象としてアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーで示された専門技術や能力を修了生が修得しているかどうか（修了生の質の保証）について検証して評価します。

電子情報工学専攻アドミッション・ポリシー

○　このような人を育てます

工学研究科の博士前期課程では、地域・国際社会の発展と福祉に貢献することを目的とし、学際的・独創的・総合的視野を基盤にした専門的な工学の研究を通して、高度な専門技術者及び研究者としての基礎的能力を備えた人材を養成します。

○　このような人を求めます

1．半導体やデジタル分野に高い関心が有り、高度な専門技術者や研究者を目指す意欲にあふれる人

2．工学研究に必要な基礎学力と専門分野における基礎知識を修得しており、高度な専門知識と技能を学ぶために必要な実践、応用及び創造の能力に富む人

3．国際的社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点に富む人

○　入学者選抜の基本方針

【学部・修士一貫コース特別選抜】

入学者の選抜は、志望専攻に関する分野のコースに在学し、志望専攻から予備選抜された学業成績優秀者を対象に提出書類の審査と口述試験及び面接の結果を総合して行います。

提出書類の審査及び口述試験にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識を測るとともに、面接にて研究意欲、適性を評価します。

【一般選抜】

入学者の選抜では、学力検査、提出書類の審査、面接（口述試験を含む）の結果を総合して合否判定を行います。

学力検査及び提出書類の審査にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知

識と英語能力を測るとともに、面接（口述試験を含む）にて研究意欲、適性を評価します。

【外国人留学生特別選抜】

入学者の選抜では、学力検査、提出書類の審査、面接（口述試験を含む）の結果を総合して合否判定を行います。

学力検査及び提出書類の審査にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識と英語能力を測るとともに、面接（口述試験を含む）にて研究意欲、適性を評価します。

【社会人特別選抜】

入学者の選抜では、提出書類の審査、口述試験及び面接の結果を総合して合否判定を行います。

提出書類の審査及び口述試験にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識と英語能力を測るとともに、面接にて、研究意欲、適性を評価します。

【専攻科特別選抜】

入学者の選抜では、提出書類の審査、口述試験及び面接の結果を総合して合否判定を行います。

提出書類の審査及び口述試験にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識と英語能力を測るとともに、面接にて研究意欲、適性を評価します。

１－４．修了後の進路

修了者は、高度工学技術者・研究者として、必要とされる産業において活躍することが期待され、この場合、想定される進路は次のとおりである。

電子情報工学専攻の修了生の想定される進路

半導体産業、電子部品、精密機器、電機、自動車、航空・宇宙、重工業、情報機器、エネルギー、エレクトロニクス、素材、通信・放送、他

２．修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

今回の改組は博士前期課程のみを対象としたもので、博士後期課程は従前の体制を維持する。

本研究科では、現在、材料科学専攻とシステム工学専攻からなる博士後期課程が既に設置されている。材料科学専攻は、現在の最先端科学技術の一層の飛躍と環境保全等の見地から、先進物質・先進材料、ナノサイエンス・ナノテクノロジー、ライフサイエンス等学際的な研究を通して、新材料の創造・加工・評価・応用に関する基礎学力と幅広い応用能力を兼ね備え、かつ、創造性豊かで先端技術に対応できる先導的能力を持った研究者及び

極めて高度な技術者を育成し、地域・国際社会の発展と福祉に貢献することを目的としている。システム工学専攻は、地球環境・エネルギー、社会基盤構築、情報処理・通信、ロボティクス・メカトロニクス等の研究領域に関連するシステム工学技術の探求を通して、システム工学技術に対する学際的で豊かな学識と独創的な能力を兼ね備え、かつ、先導的役割を果たせる研究者及び極めて高度な技術者を育成し、地域・国際社会の発展と福祉に貢献することを目的としている。

現在の教育組織としては、博士前期課程５専攻に対して博士後期課程２専攻（材料科学専攻とシステム工学専攻）の体制で運用している。これにより、博士課程全体の教育研究が狭い専門領域に入り過ぎず、従来の蛸壺型教育に陥らない教育体制であるため、幅広い分野の学生を受け入れることができる。さらに、この教育体制には、学生が特定の学問分野にとらわれない幅広い視野と柔軟な思考力、多面的・複合的な知識や能力をより高度に修得できる利点がある。このようなメリットから、電子情報工学専攻を設置し博士前期課程が６専攻になった後も、博士後期課程２専攻の体制を維持する。

また、インターンシップや共同研究環境下での教育研究を積極的に推進することにより、学理探求と同時に実学の修得が進み研究の魅力を感じやすくなるため、研究に取り組む姿勢も格段に意欲的になり、博士後期課程への進学率の向上も期待できる。

３．研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科、専攻の名称

研究科名称

大学院工学研究科（Graduate School of Engineering）

専攻名称

電子情報工学専攻（Division of Electronic and Information Engineering）

学位の名称

修士（工学）（Master of Engineering）

電子情報工学専攻（博士前期課程）では、電子工学及び情報工学から構成される分野を教育研究するため、名称を電子情報工学専攻とした。英語名称は、Electronic and Information Engineering が専門的及び国際的観点から妥当である。

４．教育課程の編成の考え方及び特色

４－１．工学研究科電子情報工学専攻の教育研究の柱となる分野

本研究科の教育研究領域は、工学全般に渡るものであり、学際的・独創的・総合的視野を基盤にした専門的な工学の教育研究を通して、新たな問題解決の工学的知識と方法・技術を開発するための分野である。電子情報工学専攻では、以下の分野を柱として、三重県を含めた東海圏の基幹産業ニーズに応じた分野に半導体を中心とする材料科学とデジタル分野の基礎と応用を深化させた専攻を構築する。

電子情報工学専攻の教育研究の柱となる分野

結晶工学、半導体デバイスからなる半導体工学領域、データサイエンス、センシング工学からなるデジタル工学領域等を教育研究する分野

４－２．教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）と対応する学修内容

本研究科の博士前期課程は、学士として身につけている工学の基礎知識・能力の上に、高度な専門知識を身につけると同時に研究に取り組み、未来社会を創り出す人材を育成する。１－３で示したディプロマ・ポリシーに対応してカリキュラム・ポリシーを定める。

また、カリキュラム・ポリシーと対応する学修内容については、参考資料４-３-２のとおり。

電子情報工学専攻カリキュラム・ポリシー（再掲）

＜教育内容＞

電子情報工学専攻では、電子工学の幅広い知識、特に半導体分野における深い知識及び技術を教授すると同時に、統計学や情報工学の基礎と応用の理解を促して種々のデータを活用する能力を教授します。また、分野の多様性を理解してグローバルなコミュニケーション能力を備え、学際分野を理解して技術開発をプロジェクト・マネージメントできる研究者あるいは高度技術者の養成を目指した教育を行います。カリキュラムは社会性を養う研究科共通科目、国際教育科目と、専門性や創造性を養う専攻指定科目、研究領域科目、創成工学教育科目、特別研究の科目群により体系的に編成されています。

＜教育方法＞

電子情報工学専攻の教育は、社会で活躍できる実践力を身につけた研究者や高度専門技術者を養成するために、講義形式の授業に加え、演習、PBL、プレゼンテーション能力やコミュニケーション力の育成を図るための教育を用意しています。また、全学年に亘る修士特別研究を行い、専門知識の応用力と実践力、及び問題発見・解決能力の育成を促す教育を行います。修士特別研究は共同研究に基づく研究環境下で実施され、より高度な実践力の育成を促します。

＜成績評価＞

講義等においては、出席状況、課題レポート、小テスト、課題プレゼンテーション、課題製作、筆記試験等の方法による評価を組み合わせて行います。修士学位論文の審査では、研究領域の教員によって中間論文発表会・最終論文発表会におけるプレゼンテーション内容の評価を行い、最終的には主査・副査から成る論文審査委員会が合否を判定します。

＜カリキュラム評価＞

電子情報工学専攻の修了生が就職した企業等の関係者を対象としてアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーで示された専門技術や能力を修了生が修得しているかどうか（修了生の質の保証）について検証して評価します。

４－３．科目区分とカリキュラム

４ページに記載の通り、本研究科博士前期課程に入学した学生は、入学時に指導教員と相談し、各自の特別研究と密接に関連する１つの研究領域を選択し、さらに１つのプログラムを選択し、履修するカリキュラムの計画を立てる。研究領域プログラムは、研究に関する高度専門技術を体系的に修得する研究領域教育科目を、創成工学プログラムは、企業の設計・生産部門で必要となる専門技術に関する科目を、国際プログラムは、国際的な視点から研究開発を行う上で必要となる専門技術に関する科目を多く履修する。

工学研究科博士前期課程のカリキュラムは、「研究科共通科目」、「国際教育科目」、「専攻指定科目」、「研究領域教育科目」、「創成工学教育科目」、「特別研究」の６種類の科目群から構成されている（参考資料４－３－１参照）。これら６種類の科目群それぞれに対して、専攻ごとに定められたコース別修了要件（必要単位数）に従って履修する。修士の学位を取得するためには、これら科目群に対して必要な単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない（修了要件は P18. ５－３　参照）。

６種類の科目群の履修目的について以下に示す（カリキュラム・ポリシーとの関連は参考資料４－３－２、履修例は参考資料４－３－３参照）。

（１）研究科共通科目

全ての専攻に対して共通に開講される科目であり、工学技術者及び工学研究者として必要な知識とノウハウの修得を目的とする。研究科共通科目として開講されている科目の中から、専攻ごとに決められているコース別修了要件に従って履修する。

（２）国際教育科目

全ての専攻に対して共通に開講される科目であり、国際的な視点を持つ工学技術者及び工学研究者として必要な英語の修得を目的とする。国際教育科目として開講されている科目の中から、専攻ごとに決められているコース別修了要件に従って履修する。

（３）専攻指定科目

専攻別に開講される科目であり、各専攻の修了生として必要な専門知識の修得を目的とする。所属する専攻で開講されている専攻指定科目の中から、専攻ごとに決められているコース別修了要件に従って履修する。所属する専攻以外で開講されている専攻指定科目は、原則として履修することはできない。

（４）研究領域教育科目

専攻横断的に設置された７つの研究領域ごとに開講される科目であり、研究領域別の高度専門技術を体系的に修得することを目的とする。履修に際しては、最初に指導教員と相談し、特別研究と密接に関連する１つの研究領域を選択する。その選択した研究領域内で開講されている研究領域教育科目の中から、専攻ごとに決められているコース別修了要件に従って履修する。ただし、指導教員の承認が有れば、選択した研究領域以外で開講されている研究領域教育科目も履修可能とし、修了要件の必要単位数に算入することができる。

（５）創成工学教育科目

全ての専攻に対して共通に開講される科目であり、設計、製作、実験、評価の一連の産業化プロセスを実際に体験することにより、企業の設計・生産部門で必要となる専門技術を修得することを目的とする。開講されている創成工学教育科目の中から、専攻ごとに決められているコース別修了要件に従って履修する。

（６）特別研究

指導教員のもとで修士論文に関する研究を行う実習科目であり、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、特別研究Ⅲ、特別研究Ⅳの４科目（８単位）を必修科目として履修する。

参考資料４-３-４に、入学から修了までに必要となる履修方法、論文申請方法、論文作成方法の流れを示す。

４－４．教育課程の特色

電子情報工学専攻の教育課程の大きな特徴は、半導体技術とデジタル技術の両方を理解し、それを共同研究等の研究環境下で実践的に学ぶことである。

また、学生の主たる専攻分野に応じた履修上の区分として、「半導体工学分野」及び「デジタル工学分野」を設ける。半導体工学分野では、半導体製造に必要不可欠となる物性物理や製造プロセスに関する幅広い知識を学ぶことができるような授業科目体系を展開する。デジタル工学分野においては、AI や機械学習、DX をはじめとする革新的情報技術や計算機科学に係る理論体系を教授するための授業科目を提供する。また、実務家教員と連携した演習やプロジェクト型実習を積極的に導入することで修得した知識の定着を図るとともに、実際の半導体製造分野や情報システム開発に必要となる論理思考力や実践技術力を涵養する。

研究科共通科目と国際教育科目では、エンジニアとして必要不可欠となる社会性や倫理観、知的財産等に関する基礎的な知識を教授する（「知的財産権出願特論」、「ISO 学特論」、

「ベンチャービジネス特論」等）とともに、国際会議発表や英語学術論文発表、国際インターンシップ科目を通して国内外で活躍できるグローバルな技術者を養成するための実践的な教育を行う（「国際会議発表演習」、「学術英語論文発表」、「国際インターンシップ」、「短期留学」等）。

専攻指定科目や研究領域教育科目では電子情報分野、とりわけ半導体とデジタル分野に関連する専門的かつ最先端の知識や技術を学生に教授し、当該分野において技術者として活躍するための基礎力を養うことを目的とした科目群を展開する。

固体物理学や材料科学は、半導体産業を支える技術者において基盤となる知識であり、さらにプロセス技術や評価技術は半導体産業に必要不可欠な知識である。また、データサイエンスや画像処理等のデジタル分野の知識も重要性を増している。電子情報工学専攻では、これらの半導体分野とデジタル分野との基盤となる科目として、「半導体産業特論」と「数理統計・多変量解析特論」を専攻指定科目として教授する。半導体工学分野においては、半導体プロセスや集積回路に関する最新技術を修得するための特論（「半導体デバイス工学特論」、「計算機科学特論」等）や、学生が与えられた課題に対して主体的に取り組むことができるようなPBL科目（「半導体デバイス工学PBL演習」、「先端センシングシステムPBL演習」、「計算機科学PBL演習」等）を研究領域科目として教授する。デジタル工学分野においては、コンピュータサイエンスの基礎となる基礎理論から応用情報学に係る分野までの専門知識を体系的に学ぶことができるような科目を展開する。例えば、「数理統計・多変量解析特論」ではデータ分析や人工知能、機械学習の基礎理論となる数理統計学や多変量解析学に関する知識を教授する。「計算知能特論」においては、人工知能（Artificial Intelligence: AI）や計算知能（Computational Intelligence: CI）の基礎となる解析理論や学習理論とその応用、パターン認識アルゴリズム等に関する内容を取り扱う。これらの内容をさらに深く理解するために、本専攻では「計算知能PBL演習」演習科目を設置し、基礎理論の理解から知識の定着までをシームレスで実現できる体制を整備する。そのほか、「先端センシングシステム特論」や「ナノ材料工学特論」等、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: DX）のキーテクノロジーとなる技術やセンシング技術に関する科目も設置し、今後の半導体・情報産業の潮流となるような分野までカバーするカリキュラム内容とする。

また、本専攻では半導体・デジタル分野における国内外の著名や研究者を招き、当該分野の最先端の動向や展望等について講義する「電子情報工学特別講義AI、AII」や、次世代情報技術のイノベーションを創成することを学ぶ創成工学教育科目「情報創成工学特論」を設置する。

特別研究では全学年にわたる修士特別研究を行い、専門知識の応用力と実践力、及び問題発見・解決能力の育成を促す。特に、本専攻では企業との共同研究や実務家教員との連携によるPBL形式による特別研究を取り入れることで、現代社会における種々の問題を半導体・デジタルの技術を用いて解決できるような即戦力となる人材の育成に力を入れる。また、創

成工学教育科目「先輩から学ぶ先端科学技術」では工学研究科の OB・OG、キャリア教育の専門家を招いた講義を実施し、修了後の就職・キャリアについても自ら学び・考える機会を提供する。

５．教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

５－１．教育方法

本学は、前期後期の２学期制を取っており、１学期の授業期間は 15 週としている。学生は、講義と演習を大学院１年次中心に履修するが、２年次においても履修が可能である。学生は、研究領域教育科目とともに、専攻指定科目、研究科共通科目、国際教育科目、創成工学教育科目、特別研究を履修する。全ての講義と演習には、体系的な科目ナンバリングが割り当てられており、科目区分や開講時期が分かるように工夫されている。授業科目の内容等に応じて、１週 90 分で２単位、１週 180 分で４単位等の講義科目等を配置する。場合によっては、１週 90 分で隔週開講（８週間分）の１単位の講義科目等も配置する。

学生の能力の養成のために、教育・履修方法として次の項目を重要視する。

① 研究課題の遂行のために、必要な工学の知識を体系的に学ぶこと。
② 実社会と工学技術との関係を理解する科目を、計画的に履修すること。
③ 実学の修得、実践力、俯瞰的視野を身につけるために、創成工学教育科目を積極的に履修すること。
④ 国際的社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点を涵養するために、国際教育科目を積極的に履修すること。

５－２．履修指導、研究指導の方法

（１）出願前の指導

学生募集要項の中に各教育研究分野の担当教員と主要研究テーマを掲載しており、志願者が指導を希望する教員は、キャリア計画、研究分野、教育内容が合致するか等について、受験前に相談に応じる。外国人留学生については、指導教員予定者が日本語の能力、入学後の生活等に関する個別の指導も行う（入学後の留学生支援体制については、「（４）入学後の履修指導」を参照）。

学部・修士一貫コース特別選抜による入学者は、全員が本学工学部に在籍しているため、工学部４年次において、各自の学修に対応する目標を事前に設定・計画するように指導する。また、本専攻では工学部３年次後期に研究室へ配属する早期配属制度も整備する。早期研究室配属の対象者は成績上位者であり、これにより早い段階で研究活動に参加できるとともに、大学院で開講されている一部の特論を履修することもできる。４年次で学部修士一貫コースに進む可能が高い学生を主として３年次から研究室に配属させることで、より早い段階での専門知識の修得と研究時間の十分な確保、さらには就

職や博士後期課程への進学といった自身のキャリアパスについて考える機会を提供している。早期配属研究室における指導教員よる指導により、修学・研究・生活の面から出願前の学生を支援する体制が整っている。

一般選抜・４月入学（８月下旬実施予定）による志願者は、本学工学部を卒業見込の者が主となるが、それ以外の者が出願する場合は、本学の大学院教育の目標と内容について説明を受けさせ、修学計画の立案を推奨する。

専攻科特別選抜による志願者は、三重県内の高等専門学校専攻科との間で実施する連携教育プログラムを修了見込である者を対象としている。高等専門学校専攻科２年次において各自の学修に対応する目標を事前に設定・計画するように指導する。

（２）指導教員等の決定

学生は、志願時に希望する講座（研究指導教員）を選択し、入学時に決定する。入学後、指導教員は研究科担当の教授、准教授又は講師をもって充てる。

（３）入学時の指導

入学者に対しては、教務委員が全般的なガイダンス、専攻における科目区分の説明、学習環境・設備の説明等、履修に関するオリエンテーションを実施し、その後、授業科目や履修に関する事項等を説明する。

学生は指導教員の指導の下に履修計画を立て、研究領域及び選択するプログラム（研究領域プログラム、創成工学プログラム、国際プログラムから１つ選択する）を決定する。詳細な研究テーマは入学後、研究指導の過程で定める。

（４）入学後の履修指導

指導教員等は、学生の研究課題、短期留学（３単位）、国際インターンシップ（３単位）、国内インターンシップ（２単位）及び長期インターンシップ（３単位）等のキャリア計画に基づいて、履修計画を立てさせ、綿密に指導する。

学生の研究課題を鑑み、研究を実施するために必要な高度な専門知識を身に付けるために研究領域教育科目を履修させる。この時、学部４年次で修得したクロス科目に留意して、履修を計画させる（修了までのスケジュール表は参考資料５−２−１、履修モデルは参考資料４−３−３を参照）。最終的に、学生は、プログラムが定める修了要件を考慮して、指導教員と相談しながら博士前期課程の研究計画を立て、授業科目を履修する。学生の修学上の指導・相談は、本研究科学務担当、教育推進・学生支援機構学生支援・キャリアセンター修学支援ユニット及び指導教員が協力して行い、特に援助が必要な学生は、学生相談ユニット（学生相談センター）の専任カウンセラー（教員）、心理カウンセラー、インテーカーが助言、指導を行う。また、心身の健康の問題については、保健管理センターと連携して指導する。

近年、本研究科でも留学生数が増加してきている。そこで、本学では、平成 17 年 10 月に国際交流センターを開設し、国際貢献のひとつとしてさらなる留学生の受入れ、日本人学生の留学派遣の促進、外国人研究者の受け入れに力を入れている。このセンター

では、海外の大学との交流事業の企画、情報収集、事務手続きのほか、留学生の学修・研究支援、生活支援にも力を入れて活動を行っている。入学時には、大学施設の利用方法や履修方法等の大学生活に必要な知識を得るためのガイダンス、地域での生活に必要な基礎知識を理解するためのガイダンスを受けられる機会を設けている。また、国際交流センターでは、留学生へ日本の伝統行事の紹介や、本学の留学生、日本人学生、教職員及び市民の方々との交流を促進するための企画を実施している。さらに、学生視点での留学生ケアも重要であることから、入学後半年間は、留学生１人に対し、専属で日本人学生のチューター１人を配置し、日本語指導や日常生活支援に関しても各留学生の状況に応じて個別に支援が受けられる体制が整っている。なお、チューターとなる日本人学生には、事前にガイダンスを実施し、適切な対応が可能となるようにしている。指導教員やチューター、国際交流センター、本研究科学務担当が多方面から留学生を支援する仕組みにより、日本での生活に不安を持つ留学生も安心して勉学や研究活動に専念することができる。

学修計画の変更を必要とする場合は、指導教員及び本研究科学務担当が指導し、プログラム（研究領域プログラム、創成工学プログラム、国際プログラム）の変更が可能である。プログラムの変更を必要とする場合は、博士前期課程２年次に、指導教員と相談のうえ、年度初めの所定の期日までに、プログラム変更届を提出する。

（５）修士論文指導及び学位審査

修士論文を提出するためには、中間論文発表（２年次の９月実施、10 月入学者は２年次の２月実施）を行わなければならず、修士論文の研究の進展具合を確認することができる。学位論文の評価は、提出された修士論文と最終論文発表会（２年次の２月実施、10 月入学者は８月実施）に基づいて行う。修士論文及び最終試験の合否判定は、次の評価基準に則り、総合的に判定する。

○　当該研究領域における修士としての十分な専門知識を修得しているか。

○　提出された論文は、申請された研究テーマに対して、研究の背景、研究の位置付け、研究目的等が明確に述べられており、工学的な見地から妥当な内容となっているか。

○　論文の記述（本文、図、表、引用、文献表等）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。

○　設定された研究テーマに対して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは具体的な解決手段等が提示され、かつ、研究結果に対して具体的な分析・考察が為されているか。

○　当該研究領域の理論的見地又は実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

○　外国語文献読解や外国における調査が必要とされるテーマについては、その文献読解や調査研究に必要となる外国語能力が、十分なレベルに達しているか。

○　研究成果について、学術論文誌、研究会、国際会議、特許、あるいは、研究室や講座が主催する公開の研究会等の場で公表しているか。
○　最終論文発表において、研究の背景、研究目的、研究方法、結果、考察が適切に発表できたか。
○　質問された内容について適切に答えられたか。
○　論文審査委員や最終論文発表会の場で指摘された事項に対して論文が適切に修正されているか。

研究の進展具合を研究報告及び研究プレゼンテーションとしてまとめ、これを発表させて指導する。適宜、関連する外部の学会等において発表させ、専門家の評価を得る。修了６か月前に中間論文発表を行い、研究成果の進捗を評価して指導する。学位審査においては、主査１名、副査２名以上によって修士論文審査会を実施する。修士（工学）を授与するため、主査と副査には、適切な専門分野の教員を含める。

（６）他の履修指導上の工夫

学部・修士一貫コース特別選抜による入学者（全員が本学工学部卒業）が、学部４年次において修得したクロス科目（博士前期課程で開講する科目）を、大学院進学後、入学前の既修得単位として認定する。

クロス科目の対象授業は、学生の学部段階における学習内容を照らして、クロス科目が履修可能であるかどうかを、工学部のクラス担任と卒論研究指導教員の指導を受けた上で、履修を許可することとしている。

５－３．修了要件

学生は入学時に、３つのプログラム（研究領域プログラム、創成工学プログラム、国際プログラム）から一つを選択する。選択したプログラムにより、科目群における修了するための単位数が異なる。博士前期課程では、以下の条件をすべて満たすことを修了要件とする。

（１）２年以上在学し、選択した研究領域プログラム、創成工学プログラムあるいは国際プログラムで 30 単位以上修得する。
（２）必要な研究指導(研究倫理教育を含む)を受けたうえで、学位論文の審査及び最終試験に合格する。
（３）国際会議等で英語による研究発表を行う。
（４）「研究科共通科目」、「国際教育科目」、「専攻指定科目」、「研究領域教育科目」、「創成工学教育科目」の合計単位数を 22 単位以上取得し、「特別研究」８単位を合わせて合計 30 単位以上となること。ただし、国際プログラムを選択した者は、国際対応科目を 12 単位以上修得すること。

修了要件及び修士論文に関する要件を満たし、最終審査に合格した者に修士（工学）を授与する。

電子情報工学専攻の修了要件を次のとおり定める。

研究領域プログラム

専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を 12 単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究を８単位修得し、修得単位数の合計 30 単位以上であること。ただし、社会人学生は次のとおりとする。

専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を 12 単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が 30 単位以上であること。

創成工学プログラム

専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を 10 単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が 30 単位以上であること。ただし、社会人学生は次のとおりとする。

専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を 10 単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が 30 単位以上であること。

国際プログラム（英語のみで単位を取得することが可能）（全専攻共通）

専攻指定科目、研究科共通科目、国際教育科目から２単位以上、研究領域科目 12 単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、特別研究８単位を含む 30 単位以上を修得すること。ただし、合計 30 単位の中には、国際対応科目を 12 単位以上含む必要がある。

５－４．研究倫理審査体制

本学では、「三重大学における公正研究の基本方針（平成 27 年３月 26 日制定、平成 31 年３月 20 日改正）」により、本学に所属する教員、技術職員、大学院生、学部生等の研究活動に携わるすべての者が守るべき倫理指針を示している。遺伝子組み換えに関する研究計画については、「三重大学組換え DNA 実験安全管理規程（平成 17 年３月 24 日制定）」、人間を直接の対象とする研究計画については、「三重大学における人を対象とする研究の倫理に関する規程（平成 21 年２月４日制定）」、動物実験等の研究計画については、「三重大学動物実験取扱規程（平成 19 年２月 28 日制定）」に基づき、事前に申請書を提出し、各審査委員会での審議を経て承認を得なければ研究を開始できない研究倫理審査体制が整備されている。また、工学部・工学研究科では、「三重大学大学院工学研究科・工学部実験倫理に関する内規（平成 19 年９月 12 日制定）」を施行し、倫理的かつ社会的諸問題に対処している。また、研究活動に携わる全ての研究者に対し、研究倫理教育を定期的に実施しており、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース（eLCoRE）又は公正研究推進協会提供 APRIN を受講させている。加えて、三重大学の全ての大学院生にお

いても修了要件として、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース（eLCoRE）を受講している（関係規程は添付の参考資料５－４－１を参照）。

６．基礎となる学部との関係

電子情報工学専攻と工学部総合工学科の各コースとの対応関係を下図に示す。図には工学研究科の他専攻についても記してあり、電子情報工学専攻の基礎となる学部のコースは、電子情報工学コース（令和７年度新設予定）である。

令和 10 年度までは、新設の電子情報工学コースの卒業生が不在のため、基礎となる学部のコースは既存の全コースとなる（下図参照）。

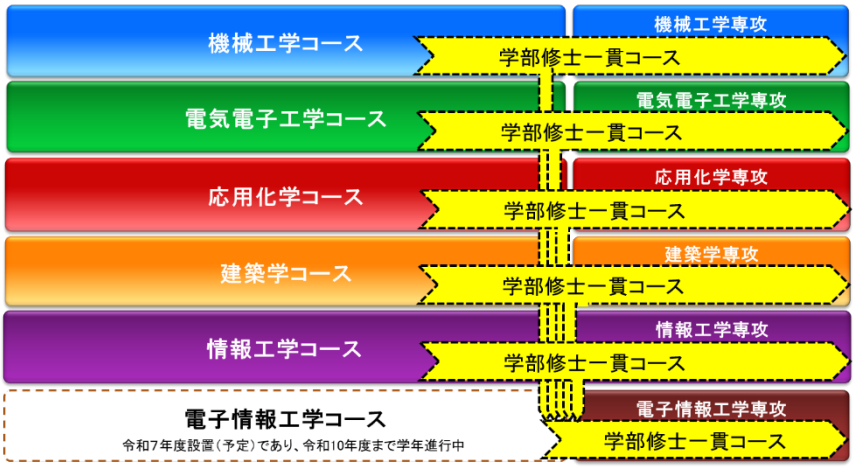

令和 11 年度以降は、電子情報工学専攻の基礎となる学部のコースは電子情報工学コースとなる（下図参照）。

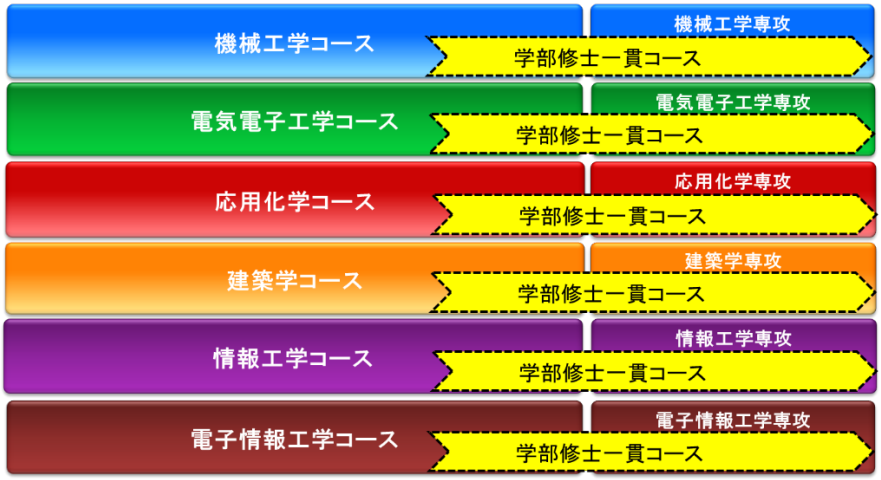

７．「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施

本研究科では、リカレント教育を目的として社会人を広く受け入れている。工学研究科博士前期課程では、基本的に出願時において、企業、官公庁、研究機関等に正規職員として１年以上勤務する者で、所属長又はこれに準ずる者から本研究科の受験を承諾されたものであれば、社会人特別選抜を受験することができ、多様な学生（社会人学生）に対応できるようにしている。電子情報工学専攻においても同様の対応による教育を実施する。

（１）修業年限

本研究科博士前期課程は標準修業年限が２年であるが、職業等を有しながら研究に取り組むには時間的制約等の困難も多く、修了までに２年以上要することもあり、経済的負担が大きくなる。そこで本研究科では、職業を有する等個人の事情に応じて柔軟に標準修業年限（２年）を超えて履修し、学位を取得できるよう「長期履修学生制度」（最長４年）を設けている。

（２）履修指導及び研究指導の方法

研究指導は、主指導教員と副指導教員の連携によるきめ細かい指導体制により、専門的分野と学際的観点から実施する。修士論文の課題は、柔軟性を持たせ、職場（企業等）での実際的研究の内容が修士論文研究を相当する場合には、これを認めることも可能である。

（３）授業の実施方法

通常の授業時間帯のほかに、夜間は平日の第 11・12 時限（18：00～19：30）まで、休日は土曜日・日曜日の第１・２時限（８：50～10：20）から第７・８時限（14：40～16：10）の間に授業を受講することができる。また、必要に応じて長期休暇を利用して授業を受講することも可能である。これらの場合、指導を希望する教員と十分相談の上、実施可能な履修計画を検討する。

（４）教員の負担の程度

夜間開講等の授業を担当する教員に対して、勤務時間の振替措置を実施するとともに、超過勤務にならないように、他の授業科目の開講時間の調整を実施する。また、育児・介護が必要な教員には、夜間の授業が継続しないように配慮する。一部の教員に過度な負担が生じないように十分に配慮する。

（５）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学附属図書館は、平日８時 30 分から 20 時 00 分まで、土日祝日 11 時 00 分から 18 時 30 分まで開館しており、社会人学生も十分利用可能な体制を取っている。また、電子ジャーナル学外認証に対応しており、自宅等の学外から文献データベースにアクセス可能であるため、文献の調査も効率的に実施できる。

（６）入学者選抜の概要

本研究科では、社会人特別選抜を実施する。入学者の選抜は、提出書類（出身大学等の成績証明書、研究計画書、研究等業績調書、受験承諾書、業績等を確認できる書類）

の審査、オンラインによる口述試験及び面接の結果を総合して実施する。

８．入学者選抜の概要

８－１．学生受入れの方針

養成する人材像及び教育課程の編成方針を踏まえ、アドミッション・ポリシーを次のとおり定める。

選抜区分では、一般選抜に加えて、学部・修士一貫コース特別選抜（募集定員：入学定員の半数程度）、外国人留学生特別選抜（同：若干名）、社会人特別選抜（同：若干名）、専攻科特別選抜（同：若干名）を実施する（アドミッション・ポリシー「このような人を育てます」と入学者選抜方法の関係は参考資料８－１－１を参照）。

電子情報工学専攻アドミッション・ポリシー（再掲）

○　このような人を育てます

工学研究科の博士前期課程では、地域・国際社会の発展と福祉に貢献することを目的とし、学際的・独創的・総合的視野を基盤にした専門的な工学の研究を通して、高度な専門技術者及び研究者としての基礎的能力を備えた人材を養成します。

○　このような人を求めます

１．半導体やデジタル分野に高い関心が有り、高度な専門技術者や研究者を目指す意欲にあふれる人

２．工学研究に必要な基礎学力と専門分野における基礎知識を修得しており、高度な専門知識と技能を学ぶために必要な実践、応用及び創造の能力に富む人

３．国際的社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点に富む人

○　入学者選抜の基本方針

【学部・修士一貫コース特別選抜】

入学者の選抜は、志望専攻に関する分野のコースに在学し、志望専攻から予備選抜された学業成績優秀者を対象に提出書類の審査と口述試験及び面接の結果を総合して行います。

提出書類の審査及び口述試験にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識を測るとともに、面接にて研究意欲、適性を評価します。

【一般選抜】

入学者の選抜では、学力検査、提出書類の審査、面接（口述試験を含む）の結果を総合して合否判定を行います。

学力検査及び提出書類の審査にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識と英語能力を測るとともに、面接（口述試験を含む）にて研究意欲、適性を評価します。

【外国人留学生特別選抜】

入学者の選抜では、学力検査、提出書類の審査、面接（口述試験を含む）の結果を総合して合否判定を行います。

学力検査及び提出書類の審査にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識と英語能力を測るとともに、面接（口述試験を含む）にて研究意欲、適性を評価します。

【社会人特別選抜】

入学者の選抜では、提出書類の審査、口述試験及び面接の結果を総合して合否判定を行います。

提出書類の審査及び口述試験にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識と英語能力を測るとともに、面接にて、研究意欲、適性を評価します。

【専攻科特別選抜】

入学者の選抜では、提出書類の審査、口述試験及び面接の結果を総合して合否判定を行います。

提出書類の審査及び口述試験にて、各専攻の専門分野で必要とする工学の基礎知識と英語能力を測るとともに、面接にて研究意欲、適性を評価します。

８－２．入学者選抜の方法・体制

電子情報工学専攻の入学者選抜は、入学定員（10 名）の約半数（約５名）を８月下旬実施予定の「学部・修士一貫コース特別選抜」で選抜し、残りの約半数を８月下旬（第１次）と１月下旬実施（第２次）予定の「一般選抜」等で選抜する。合否については、本研究科の教員で構成する入試委員会と研究科教授会等において厳格に審査し決定する。各入試の特色に応じて次のような選抜を行う。

（１）学部・修士一貫コース特別選抜（８月下旬実施予定）

本選抜の対象者は、本学工学部総合工学科の各コース（機械工学、電気電子工学、応用化学、建築学、情報工学、電子情報工学）が実施する「学部・修士一貫コース」選考に３年次後期に出願し、合格した者とする。また、本入試に合格し博士前期課程に入学できないものは、「学部・修士一貫コース」の合格を取り消し、学部・修士一貫コース生の身分を失うこととする。

出願時には、入学志願票、成績証明書（学部１年から３年まで）、志望理由書等を提出する。

試験方法は口述試験及び面接とし、提出された書類と総合して合否を判断する。面接では、基本的な学力、学修の目標、学部・修士一貫コースにおける教育プログラムに対する意欲等を確認する。

（２）一般選抜（第１次：８月下旬実施予定）

出願時には、志願する専攻及び教育研究分野を入学志願票に選択・記入し、出身大学

等の成績証明書、志望理由書及び英語外部試験のスコア等とともに提出する。

試験方法は専門試験（筆記試験）、外国語試験、面接（口述試験を含む）とし、合否はこれらの結果を総合して判断する。専門試験は、志望する専攻の教育研究分野に応じて必要な専門科目の知識を確認する。志願者には、専攻分野毎に課す試験科目とその範囲を示すこととする。外国語試験は、TOEIC 公開テスト公式認定証のスコアを用いることとし、出願前２年以内のスコアシートを提出させる。面接では、研究意欲、適正、人物を見る個人面接を実施する。

（３）一般選抜（第２次：１月下旬実施予定）

各専攻の入学定員を充足していない場合に、定員を充足していない専攻のみで、第２次学生募集を実施する。

提出書類、試験方法は、基本的に第１次試験と同じである。

（４）外国人留学生特別選抜

本選抜の対象者は、留学の在留資格を取得又は取得見込みの外国人とする。出願時には志望する専攻及び教育研究分野を入学志願票に選択・記入し、出身大学等の成績証明書、研究計画書等とともに提出する。

試験方法は専門試験（筆記試験）、外国語試験、及び面接（口述試験を含む）とし、合否は提出された書類の審査、学力検査及び面接の結果を総合して実施する。

（５）社会人特別選抜

本選抜の対象者は、企業、官公庁、研究機関等に正規職員として１年以上勤務する者もしくは過去の実務経験や国家資格の取得等により社会人として認められる者とする。

出願時には、志望する専攻及び教育研究分野を入学志願票に選択・記入し、出身大学等の成績証明書、研究計画書、研究等業績調書、受験承諾書、業績等を確認できる書類等とともに提出する。

試験方法は口述試験及び面接とし、提出された書類の審査結果と総合して合否を判断する。

（６）専攻科特別選抜

本選抜の対象者は、三重県内の高等専門学校専攻科との間で実施する連携教育プログラムを修了見込である者とする。

出願時には、志望する専攻及び教育研究分野を入学志願票に選択・記入し、出身高専本科・専攻科等の成績証明書、研究計画書、研究等業績調書、業績等及び英語外部試験のスコア等を確認できる書類等とともに提出する。

試験方法は口述試験及び面接とし、提出された書類の審査結果と総合して合否を判断する。

９．教育研究実施組織の編成の考え方及び特色

９－１．教員組織の編成の考え方等

本研究科では令和６年６月現在、博士前期課程（機械工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、建築学専攻、情報工学専攻の５専攻）に専任教員として 103 名が配置されている。

電子情報工学専攻設置にあたっては、電気電子工学専攻から６名、本研究科以外の学内組織から１名が異動し、計７名が電子情報工学専攻の専任教員となり大学院教育を担当する。

電子情報工学専攻の特論の講義は、専攻指定科目４科目（６単位）、研究領域教育科目 12 科目（24 単位）であり、特論の講義数と学生定員を鑑みて、教員を配置する。

なお、上記の特論を含め、教育上主要な科目は、専任の教授・准教授が担当する。

９―２．年齢構成及び定年

教員の年齢構成については、以下のとおりであり、一定の年代に教員数が集中しないよう計画的な採用を行っている。また、教員の定年は、国立大学法人三重大学職員就業規則（参考資料９－２－１参照）により 65 歳と定めている。

電子情報工学専攻　専任教員の年齢構成

設置時（令和７年４月時点）

職　　位	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	合　　計
教　　授	人	人	人	2人	2人
准 教 授	人	2人	1人	人	3人
講　　師	人	人	人	人	0人
助　　教	2人	人	人	人	2人

国立大学法人三重大学職員就業規則（抄）

（定年）

第 21 条　職員の定年は，満 65 歳とする。

２　定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は，定年に達した日以後における最初の３月 31 日とする。

なお、完成年度（令和９年３月 31 日時点）における教員組織の年齢構成は以下のとおり。

電子情報工学専攻　専任教員の年齢構成 完成年度（令和９年３月時点）					
職　　位	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	合　　計
教　　授	人	人	人	2人	2人
准 教 授	人	2人	1人	人	3人
講　　師	人	人	人	人	0人
助　　教	2人	人	人	人	2人

９－３．事務組織

事務組織は、履修申請、学位授与審査申請、奨学金申請等に関する事項をサポートする等、専攻の円滑な運営に努める。工学部・工学研究科は、総務担当と学務担当の事務体制を取り、学生生活系の事務を担当している。また、留学生や在学生の海外インターンシップ等に対応するため、国際交流センターと連携しながら、適宜サポートを行う。

１０．研究の実施についての考え方、体制、取組

１０－１．研究の実施についての考え方、実施体制

本学では、世界に貢献する特色ある先端研究、地域に根ざしたオンリーワン研究、社会課題の解決につながる応用研究、さらに未来を拓く多様な基礎研究に取り組み、国際性と高い倫理性を備えた研究活動を行うことを目標としている。

上記の目標を達成するため、独自の研究支援制度により、研究資金や渡航費用の支援、公的研究費獲得に向けた支援等を実施している。

また、既存の組織を再編することで令和４年４月に「三重大学研究基盤推進機構」を設置し、本学が社会とともに発展することを目指して、多様的に展開する研究活動を支援、推進している。

１０－２．技術職員や URA の配置状況

（1）技術職員

本研究科内に 17 名の技術職員が配置されており、技術部を構成している。技術部組織では、技術職員個々の専門性を活かす６グループ（機器・分析、情報、加工開発、設計・計測、作業環境測定、安全管理）から成り、本研究科等の教員からの委託業務に最適な専門職員を配置し、効率的・効果的な業務遂行を実現している。

（２）URA

これまでURAは、教員として採用していたが、更なる研究資金獲得、研究活動マネジメント等の研究力の強化を目的に、研究支援業務を専門的に行う専門職（URA）を令和６年度から新設した。令和６年５月時点で教員６名、専門職（URA）２名の計８名を配置しており、今後更に増員していく。

本学では、研究・社会連携活動を統括する組織である研究・地域連携統括本部（令和６年４月設置）にURA室を設置し、研究者が研究に専念できる環境と充分な研究時間を確保し、研究成果を社会変革につながるイノベーションの創出の推進を強化していく。

また、本学ではURAを「研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行うことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する者」と定義しており、外部資金の獲得のための支援、企業・自治体等と本学教員等との共同研究等のマッチング、研究支援、進捗状況の管理及び知的財産権の管理等を行っている。

１１．　施設・設備等の整備計画

１１－１．校地等の整備計画

本研究科の専任教員の教育・研究拠点は上浜キャンパス（三重県津市）である。工学部、本研究科博士前期課程、博士後期課程で当該校地を共用することになるが、現在の在籍学生数を鑑みると、教育・研究の実施に支障を及ぼすことはない。

１１－２．校舎等施設の整備計画

上浜キャンパスには、本研究科に関する大学院学生の研究室（自習室）を含む教育・研究棟の他、プレゼンテーションや講演会に用いるホール、図書館等の附属施設を有しており、本研究科で実施する教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。

１１－３．図書館の整備計画

本学附属図書館は、「研究支援機能」、「学習支援機能」、「地域貢献機能」の３つの機能をサービスの柱に据え、主に教育研究上必要な図書・学術雑誌を収集・提供しており、93 万冊を超える図書と約１万８千種以上の学術雑誌の所蔵に加え、５千種以上の電子ジャーナルを提供している。図書館の規模は、延床面積 8,276 ㎡、閲覧座席 741 席である。館内には、閲覧室に加え、学生が自習に使用できる研究ブースやグループでの学習の場としてラーニングコモンズを設け、多様な学習形態に対応している。また、三重大学蔵書検索システム（MU-OPAC）による蔵書検索機能や国内外のデータベースを活用した論文検索システムを備えている他、利用者の希望に応じて他図書館等から必要な蔵書や論文等を取り寄せることも可能である。

開館時間等は以下の通りとなっている。

授業期の平日　　８：30～20：00
休業期の平日　　８：45～17：00
授業期の土日祝日　　11：00～18：30
ただし、休業期の土日祝日、年末年始等は休館

１２．管理運営

１２－１．学内の管理運営体制

教育研究活動に係る重要事項の審議は、教授会と、その下部委員会である教務委員会、学生委員会、入試委員会等で実施している。それらの責務と権限は以下の通りである。
教授会は、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③教育課程の編成に関する事項、④学生の再入学、転入学、編入学及び転学部に関する事項、⑤大学教員の人事に関する事項等を審議し、最終決定を行っている（関係規則は参考資料12-１-１参照）。

教務委員会は、工学部及び本研究科に関する教育課程、教育指導及び研究指導、授業及び試験、教員免許及びファカルティ・ディベロップメント等を審議する。学生委員会は、学生の課外活動及び学生生活、学生の表彰及び懲戒、入学料及び授業料の免除等、独立行政法人日本学生支援機構奨学生の選考等を審議する。入試委員会は、入試試験の実施、合格者の選考、合否判定資料の作成に関する事項等を審議する（関係規程は参考資料12-１-２参照）。

１３．自己点検・評価

「三重大学評価委員会」を設置し、これらの委員会が中心となり、第三者評価である大学機関別認証評価及び国立大学法人評価に対応する教育・研究活動等の自己点検・評価と、学校教育法 109 条第１項の規定に基づき大学独自の自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は、「三重大学における内部質保証に関する規程」に基づいて、年度計画や自己点検項目等の評価対象事項について、各担当部局が自己点検・評価した上で、その結果を評価専門委員会において検証し、評価委員会で総括するという方法で毎年実施している。評価の結果は、評価報告書として取りまとめ三重大学ホームページに公開しているほか、学内会議で報告、法人評価や認証評価の受審年においては評価実施機関（大学改革支援・学位授与機構）に提出するとともに、委員会での検証により課題が判明した事項については担当部局に対して提言又は改善を求めている。

※学校教育法 109 条第１項の規定に基づく自己点検・評価結果
https://www.mie-u.ac.jp/about/check/index.html#15jikotenken

１４．情報の公表

公的教育・研究機関として社会への説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、ホームページや広報誌等を通じて、教育・研究活動、産学連携活動、社会貢献活動の状況を積極的に公表している。

①大学ホームページアドレス　(https://www.mie-u.ac.jp/)

②学校教育法施行規則第172条の２に基づく教育・研究活動等の状況の公表

下記アドレスにて一括して閲覧可能

(https://www.mie-u.ac.jp/about/disclosure/annouce/index.html)

（１）大学の教育研究上の目的及び第165条の２第１項の規定により定める方針に関すること

本学の基本理念及び目標、学部・大学院の目的、本学の３つの方針等について公表している。

（２）教育研究上の基本組織に関すること

本学の運営組織、各学科の概要、各専攻の概要等について公表している。

（３）教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織、役員・教員数（職位別、年齢別、男女別）及び教員の保有学位、専門分野、業績等について公表している。

（４）入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

工学部及び工学研究科のアドミッション・ポリシー、入学・収容定員数、在籍学生数、入学者選抜状況、進路状況、就職状況等について公表している。

（５）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

工学部及び工学研究科のカリキュラム区分、シラバスについて公表している。

（６）学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること

工学部及び工学研究科の成績評価、卒業・修了認定基準、取得可能学位について公表している。

（７）校地、校舎の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

土地・建物、課外活動施設、学生食堂、保健管理センター、附属図書館、自習室、その他の学習環境施設、交通案内について公表している。

（８）授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料・入学料の額、入学料・授業料免除、学生寄宿舎寄宿料、学内施設利用料ついて公表している。

（９）大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

修学支援（オフィスアワー、修学相談、奨学金制度等）、就職・キャリア支援（就

職相談、各種セミナー・就職ガイダンスの実施等）、学生生活支援（アルバイト紹介、学生寮案内等）、心身の健康等に係る支援（一般内科相談、メンタルヘルス相談）、ハラスメント相談、留学生支援（日本語教育、異文化交流体験等）、障害者支援について公表している。

(10) 大学院設置基準第 14 条の２第２項に規定する学位論文に係る評価に関すること

学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たって客観性及び厳格性を確保するため、その基準を公表している。

(11) 学部・研究科等の設置計画に関する情報

本学の学部及び大学院の設置計画書と設置計画履行状況等報告書について公表している。

(12) 教学マネジメント指針に関する事項

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修・教育成果に関する情報、学修・教育成果を保証する条件に関する情報を公表している。

③その他

・学則等各種学内規則
(https://www.mie-u.ac.jp/koukai/kisoku/index.htm)

・自己点検・評価結果
(https://www.mie-u.ac.jp/about/check/index.html#15jikotenken)

・教育改善のためのアンケート調査に関する情報
(https://www.hedp.mie-u.ac.jp/ir/enq/index.html)

１５．教育内容等の改善のための組織的な研修等

教育内容等の改善のための組織的な取り組みは、本学の教育に関する全学的事項の審議を行うために設置している「三重大学教育会議」が核となり進めているが、全学的な FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動は、全学組織である「教育推進・学生支援機構」等が実務を担い、毎年数回の研修会を実施している。

また、教育内容・方法改善のための各種アンケート調査（「三重大学 学びの振り返り・授業改善のためのアンケート」（実施主体：教育推進・学生支援機構、実施頻度：毎学期１回）、「三重大学教育満足度調査」（実施主体：教育推進・学生支援機構、実施頻度：毎年１回）、「卒業生・修了生・事業所へのアンケート調査」（実施主体：教育推進・学生支援機構、実施頻度：３年程度に１回）等）を継続的に実施しており、結果分析と分析結果の各担当部局と教員へのフィードバック及び分析結果に基づくカリキュラムの検証等の取組を行い、教育の質の向上や改善を図っている。

本研究科での教育内容等の改善のための組織的な取り組みでは、毎月開催する研究科教授会において、工学研究科長から「全学、工学研究科の取り組みについて」の報告があり、教員の改善意識向上を図っている。特に、令和５年５月 10 日（教学マネジメントのエッセンスについて）、６月 14 日（長期インターンシップについて）では、個別内容について詳しく研修を行った。また、研究科教務委員会において、全学実施のアンケート結果のフィードバックを検証して、改善のための具体的方策を講じている。

研究領域による教育について

工学研究科で育成すべき人物像

- 原理･原則を理解する基礎力を持つ人材
- 分野の多様性を理解し、異分野とのコミュニケーション能力を持つ人材
- 学科の垣根を越えた学際分野も理解する研究者、リーダー
- 専門分野の深い知識と同時に、グローバルな感性と俯瞰的視点を持つ人材
- 大学院修了後の実社会に自然に延長できる教育を受けた人材
- 修了後の進路が自然に描けるような人材

研究領域による疑似的メジャー／マイナー教育は良好に実施できていると判断できるため、研究科改組後においても継続する。

大学院（５専攻７研究領域）

	機械工学専攻（定員55）	電気電子工学専攻（定員45）	電子情報工学専攻（定員10）	建築学専攻（定員20）	情報工学専攻（定員30）	応用化学専攻（定員56）
ロボティクス・メカトロニクス	講　座	講　座			講　座	
地球環境・エネルギー	講　座	講　座		講　座		講　座
情報処理・情報通信	講　座	講　座	講　座		講　座	
ライフサイエンス	講　座	講　座			講　座	講　座
ナノサイエンス・ナノテクノロジー	講　座	講　座	講　座		講　座	講　座
先進物質・先進材料	講　座	講　座	講　座			講　座
社会基盤・生産	講　座			講　座	講　座	

研究領域と研究内容

研究領域番号	研究領域	研究内容
領域Ａ	ﾛﾎﾞﾃｨｸｽ・ﾒｶﾄﾛﾆｸｽ	ﾛﾎﾞｯﾄ，ﾒｶﾄﾛﾆｸｽ，電子ｼｽﾃﾑ，医療福祉ﾛﾎﾞｯﾄ，ﾓｰﾀｰ，計測・制御，人工知能，ﾊﾟﾜｰｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ，人間工学，量子ｱﾙｺﾞﾘｽﾞﾑ
領域Ｂ	地球環境・ｴﾈﾙｷﾞｰ	再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰ，熱交換器，ｴﾈﾙｷﾞｰ変換，低炭素社会実現技術開発，省ｴﾈﾙｷﾞｰ，流動制御，乱流
領域Ｃ	情報処理・情報通信	ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ処理，信号処理，ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑ，ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｿﾌﾄｳｪｱ，通信，ﾈｯﾄﾜｰｸ，LSI 設計，生体情報
領域Ｄ	ライフサイエンス	生体計測，人工臓器，人工細胞，再生医療工学，福祉工学，ﾊﾞｲｵﾒｶﾆｸｽ，遺伝子工学，ﾀﾝﾊﾟｸ質工学，ﾊﾞｲｵﾏﾃﾘｱﾙ，医療器具，生体膜，細胞工学，組織工学
領域Ｅ	ﾅﾉｻｲｴﾝｽ・ﾅﾉﾃｸﾉﾛｼﾞｰ	電子ﾃﾞﾊﾞｲｽ，光ﾃﾞﾊﾞｲｽ，量子ﾃﾞﾊﾞｲｽ，ﾅﾉﾏﾃﾘｱﾙ，ﾅﾉ加工，量子物理学，理論化学，複雑系物理学，固体電子論
領域Ｆ	先進物質・先進材料	機能性高分子材料，機能性触媒材料，機能性ｾﾗﾐｯｸｽ，ｸﾞﾘｰﾝﾌﾟﾛｾｽ，高分子合成，磁性材料，ｿﾌﾄﾏﾀｰ，超伝導，超分子，ﾅﾉｶｰﾎﾞﾝ物質，燃料電池，無機・金属材料，有機機能材料，有機合成，有機/無機ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ材料，ﾘﾁｳﾑ電池
領域Ｇ	社会基盤・生産	建築ﾃﾞｻﾞｲﾝ，建築ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ，建築ｴﾈﾙｷﾞｰ，塑性加工，切削加工，接合加工，精密加工，材料力学，ﾄﾗｲﾎﾞﾛｼﾞｰ

電子情報工学専攻　養成する人材像と３つのポリシーの関係性

「養成する人材像」において示している知識、能力等ごとに、３つのポリシーの関連する箇所を抜粋し、特に関連性の高い箇所を太字・下線で示している。

養成する人材像	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
電子工学の幅広い知識と、特に半導体分野においてはより深い知識および技術	１．**半導体分野の高度で深い専門知識および技術と同時に電子工学の幅広い専門知識を有し**、これらを実課題に活用することができる。	＜教育内容＞ 電子情報工学専攻では、**電子工学の幅広い知識、特に半導体分野における深い知識および技術を教授する**と同時に、統計学や情報工学の基礎と応用の理解を促して種々のデータを活用する能力を教授して、分野の多様性を理解してグローバルなコミュニケーション能力を備え、学際分野を理解して技術開発をプロジェクト・マネージメントできる研究者あるいは高度技術者の養成を目指した教育を行います。カリキュラムは社会性を養う研究科共通科目、国際教育科目と、専門性や創造性を養う**専攻指定科目、研究領域科目**、創成工学教育科目、**特別研究**の科目群により体系的に編成されています。 ＜教育方法＞ 電子情報工学専攻の教育は、社会で活躍できる実践力を身につけた研究者や高度専門技術者を養成するために、**講義形式の授業に加え、演習、PBL**、プレゼンテーション能力やコミュニケーション力の育成を図るための教育を用意しています。また、全学年に亘る修士特別研究を行い、専門知識の応用力と実践力、および問題発見・解決能力の育成を促す教育を行います。修士特別研究は共同研究に基づく研究環境下で実施され、より高度な実践力の育成を促します。	○　このような人を求めます １．半導体やデジタル分野に高い関心が有り、**高度な専門技術者や研究者を目指す意欲**にあふれる人 ２．工学研究に必要な**基礎学力と専門分野における基礎知識**を修得しており、**高度な専門知識と技能を学ぶために必要な実践、応用及び創造の能力**に富む人 ３．国際的社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点に富む人
統計学や情報工学の基礎と応用を理解して種々のデータを活用する高度な実践力	２．**統計学や情報工学の基礎と応用を理解し、複雑で多様なデータを活用する高度な実践力**を発揮することができる。	＜教育内容＞ 電子情報工学専攻では、電子工学の幅広い知識、特に半導体分野における深い知識および技術を教授すると同時に、**統計学や情報工学の基礎と応用の理解を促して種々のデータを活用する能力を教授**して、分野の多様性を理解してグローバルなコミュニケーション能力を備え、学際分野を理解して技術開発をプロジェクト・マネージメントできる研究者あるいは高度技術者の養成を目指した教育を行います。カリキュラムは社会性を養う研究科共通科目、国際教育科目と、専門性や創造性を養う**専攻指定科目、研究領域科目**、創成工学教育科目、**特別研究**の科目群により体系的に編成されています。 ＜教育方法＞ 電子情報工学専攻の教育は、社会で活躍できる実践力を身につけた研究者や高度専門技術者を養成するために、**講義形式の授業に加え、演習、PBL**、プレゼンテーション能力やコミュニケーション力の育成を図るための教育を用意しています。また、全学年に亘る修士特別研究を行い、専門知識の応用力と実践力、および問題発見・解決能力の育成を促す教育を行います。修士特別研究は共同研究に基づく研究環境下で実施され、より高度な実践力の育成を促します。	○　このような人を求めます １．半導体やデジタル分野に高い関心が有り、**高度な専門技術者や研究者を目指す意欲**にあふれる人 ２．工学研究に必要な**基礎学力と専門分野における基礎知識**を修得しており、**高度な専門知識と技能を学ぶために必要な実践、応用及び創造の能力**に富む人 ３．国際的社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点に富む人

養成する人材像	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
分野の多様性を理解したグローバルなコミュニケーション能力	３．**分野の多様性を理解し、グローバルなコミュニケーションを実施**することができる。	＜教育内容＞ 電子情報工学専攻では、電子工学の幅広い知識、特に半導体分野における深い知識および技術を教授すると同時に、統計学や情報工学の基礎と応用の理解を促して種々のデータを活用する能力を教授して、**分野の多様性を理解してグローバルなコミュニケーション能力を備え**、学際分野を理解して技術開発をプロジェクト・マネージメントできる研究者あるいは高度技術者の養成を目指した教育を行います。カリキュラムは社会性を養う研究科共通科目、**国際教育科目**と、専門性や創造性を養う専攻指定科目、研究領域科目、創成工学教育科目、特別研究の科目群により体系的に編成されています。 ＜教育方法＞ 電子情報工学専攻の教育は、社会で活躍できる実践力を身につけた研究者や高度専門技術者を養成するために、講義形式の授業に加え、演習、PBL、**プレゼンテーション能力やコミュニケーション力**の育成を図るための教育を用意しています。また、全学年に亘る修士特別研究を行い、専門知識の応用力と実践力、および問題発見・解決能力の育成を促す教育を行います。修士特別研究は共同研究に基づく研究環境下で実施され、より高度な実践力の育成を促します。	○　このような人を求めます １．半導体やデジタル分野に高い関心が有り、高度な専門技術者や研究者を目指す意欲にあふれる人 ２．工学研究に必要な基礎学力と専門分野における基礎知識を修得しており、高度な専門知識と技能を学ぶために必要な実践、応用及び創造の能力に富む人 ３．**国際的社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点に富む人**
技術開発をプロジェクト・マネージメントできる能力	４．学際分野を理解し、**技術開発のプロジェクト・マネージメントを円滑に実践**することができる。	＜教育内容＞ 電子情報工学専攻では、電子工学の幅広い知識、特に半導体分野における深い知識および技術を教授すると同時に、統計学や情報工学の基礎と応用の理解を促して種々のデータを活用する能力を教授して、分野の多様性を理解してグローバルなコミュニケーション能力を備え、**学際分野を理解して技術開発をプロジェクト・マネージメントできる研究者あるいは高度技術者の養成**を目指した教育を行います。カリキュラムは社会性を養う研究科共通科目、国際教育科目と、専門性や創造性を養う専攻指定科目、研究領域科目、**創成工学教育科目**、特別研究の科目群により体系的に編成されています。 ＜教育方法＞ 電子情報工学専攻の教育は、社会で活躍できる実践力を身につけた研究者や高度専門技術者を養成するために、講義形式の授業に加え、演習、PBL、プレゼンテーション能力やコミュニケーション力の育成を図るための教育を用意しています。また、全学年に亘る修士特別研究を行い、専門知識の応用力と実践力、および問題発見・解決能力の育成を促す教育を行います。**修士特別研究は共同研究に基づく研究環境下で実施**され、より高度な実践力の育成を促します。	○　このような人を求めます １．半導体やデジタル分野に高い関心が有り、高度な専門技術者や研究者を目指す意欲にあふれる人 ２．工学研究に必要な基礎学力と専門分野における基礎知識を修得しており、**高度な専門知識と技能を学ぶために必要な実践、応用及び創造の能力**に富む人 ３．国際的社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点に富む人

教育課程の全体的なイメージ

工学研究科で育成すべき人物像

① 原理・原則を理解する基礎力を持つ人材
② 分野の多様性を理解し、異分野との**コミュニケーション能力**を持つ人材
③ 学科の垣根を越えた学際分野も理解する研究者、リーダー
④ 専門分野の深い知識と同時に、**グローバルな感性**と**俯瞰的視点**を持つ人材
⑤ 大学院修了後の**実社会に自然に延長できる**教育を受けた人材
⑥ 修了後の**進路が自然に描ける**ような人材

講義の主な目的

講義の主な目的	科目群	科　目　内　容
⑤、⑥ 実学・実践力の強化	研究科共通科目	全ての専攻に対して共通に開講される科目であり、工学技術者として必要な知識とノウハウの修得を目的とする。
④ グローバルな感性 俯瞰的視点	国際教育科目	全ての専攻に対して共通に開講される科目であり、国際的な視点を持つ工学技術者および工学研究者として必要な英語の修得を目的とする。
①	専攻指定科目	専攻別に開講される科目であり、各専攻の修了生として必要な専門知識の修得を目的とする。
①、②、③に加えて、より実学・実践力にシフト	研究領域教育科目	専攻横断的に設置された7つの研究領域ごとに開講される科目であり、研究領域別の高度専門技術を体系的に修得することを目的とする。
⑤、⑥ 実学・実践力の強化	創成工学教育科目	全ての専攻に対して共通に開講される科目であり、設計、製作、実験、評価の一連の産業化プロセスを実際に体験することにより、企業の設計・生産部門で必要となる専門技術を修得することを目的とする。
①～⑥	特別研究	指導教員のもとで修士論文に関する研究を行う実習科目であり、特別研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4科目（8単位）を必修科目として履修する。

1

電子情報工学専攻　カリキュラムポリシーと教育課程（授業科目）の関係性

カリキュラム・ポリシー（「教育内容」のみ抜粋）

＜教育内容＞

電子情報工学専攻では、**電子工学の幅広い知識、特に半導体分野における深い知識および技術**を教授すると同時に、**統計学や情報工学の基礎と応用の理解を促して種々のデータを活用する能力**を教授して、分野の多様性を理解して**グローバルなコミュニケーション能力**を備え、**学際分野を理解して技術開発をプロジェクト・マネージメントできる**研究者あるいは高度技術者の養成を目指した教育を行います。カリキュラムは社会性を養う研究科共通科目、国際教育科目と、専門性や創造性を養う専攻指定科目、研究領域科目、創成工学教育科目、特別研究の科目群により体系的に編成されています。

カリキュラム・ポリシー	電子工学の幅広い知識 半導体分野の深い知識および技術	統計学や情報工学の基礎と応用の理解を促して種々のデータを活用する能力	グローバルなコミュニケーション能力	学際分野を理解して技術開発をプロジェクト・マネージメントできる能力
科目群	専攻指定科目 研究領域科目 特別研究	専攻指定科目 研究領域科目 特別研究	国際教育科目 特別研究	創成工学教育科目
科目	半導体産業特論 電子情報工学特別講義AⅠ 電子情報工学特別講義AⅡ 半導体工学特論 電子情報工学特別研究Ⅰ 電子情報工学特別研究Ⅱ 電子情報工学特別研究Ⅲ 電子情報工学特別研究Ⅳ	数理統計・多変量解析特論 電子情報工学特別講義AⅠ 電子情報工学特別講義AⅡ 計算知能特論 電子情報工学特別研究Ⅰ 電子情報工学特別研究Ⅱ 電子情報工学特別研究Ⅲ 電子情報工学特別研究Ⅳ	国際特別講義Ⅰ 国際特別講義Ⅱ 国際会議発表演習 学術英語論文発表 国際インターンシップ 短期留学	生産管理論特論Ⅰ 生産管理論特論Ⅱ ものづくり管理工学特論 実践企業学 造船工学特論 先輩から学ぶ先端科学技術 電気システム設計演習 環境創成実践特論 材料創成工学特論 情報創成工学特論

研究領域プログラム（半導体分野）学生の履修例

区分		1年		2年		単位数	（参考）修了用件
		前期	後期	前期	後期		
専攻指定	講義	半導体産業特論 電子情報工学特別講義ＡⅠ	電子情報工学特別講義ＡⅠ	電子情報工学特別講義ＡⅡ	電子情報工学特別講義ＡⅡ	4	2
	演習						
	実験・実習						
研究科共通	講義	知的財産権出願特論	ISO学特論			3	2
	演習	論文発表演習	論文発表演習				
	実験・実習						
国際教育科目	講義					3	2
	演習	コミュニケーション英語	コミュニケーション英語	国際会議発表演習 学術英語論文発表	国際会議発表演習 学術英語論文発表		
	実験・実習						
研究領域教育科目	講義	半導体工学特論	半導体デバイス工学特論 ナノ材料設計特論	先端センシングシステム特論		12	12
	演習	半導体工学PBL演習	半導体デバイス工学PBL演習				
	実験・実習						
創成工学教育科目	講義	ナノ材料科学特論				2	2
	演習						
	実験・実習						
特別研究	実験・実習	電子情報工学特別研究Ⅰ	電子情報工学特別研究Ⅱ	電子情報工学特別研究Ⅲ	電子情報工学特別研究Ⅳ	8	8
						合計　32 単位	30

修了用件（参考）

≪研究領域プログラム≫

専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究を８単位修得し、修得単位数の合計３０単位以上であること。

ただし、社会人学生は次のとおりとする。

専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。

創成工学プログラム（半導体分野）学生の履修例

区分		1年		2年		単位数	（参考）修了用件
		前期	後期	前期	後期		
専攻指定	講義	半導体産業特論				2	2
	演習						
	実験・実習						
研究科共通	講義	知的財産権出願特論	ベンチャービジネス特論			2	2
	演習						
	実験・実習						
国際教育科目	講義					2	2
	演習	コミュニケーション英語	コミュニケーション英語	国際会議発表演習	国際会議発表演習		
	実験・実習						
研究領域教育科目	講義	半導体工学特論	半導体デバイス工学特論	先端センシングシステム特論		10	10
	演習	半導体工学PBL演習	半導体デバイス工学PBL演習				
	実験・実習						
創成工学教育科目	講義	生産管理特論 I ナノ材料科学特論	生産管理特論 II	実践企業学		8	6
	演習						
	実験・実習						
特別研究	実験・実習	電子情報工学特別研究 I	電子情報工学特別研究 II	電子情報工学特別研究 III	電子情報工学特別研究 IV	8	8
					合計	**32 単位**	30

修了用件（参考）

≪創成工学プログラム≫

専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を１０単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。

ただし、社会人学生は次のとおりとする。

専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を１０単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創生工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。

研究領域プログラム（デジタル分野）学生の履修例

区分		1年		2年		単位数	（参考）修了用件
		前期	後期	前期	後期		
専攻指定	講義	数理統計・多変量解析特論 電子情報工学特別講義ＡⅠ	電子情報工学特別講義ＡⅠ	電子情報工学特別講義ＡⅡ	電子情報工学特別講義ＡⅡ	4	2
	演習						
	実験・実習						
研究科共通	講義	知的財産権出願特論	ISO学特論			3	2
	演習	論文発表演習	論文発表演習				
	実験・実習						
国際教育科目	講義					3	2
	演習	コミュニケーション英語	コミュニケーション英語	国際会議発表演習 学術英語論文発表	国際会議発表演習 学術英語論文発表		
	実験・実習						
研究領域教育科目	講義	計算知能特論 計算機統計学特論	知能情報システム特論	クラウドコンピューティング特論		12	12
	演習	計算知能PBL演習	知能情報システムPBL演習				
	実験・実習						
創成工学教育科目	講義					2	2
	演習			電子情報システム設計演習			
	実験・実習						
特別研究	実験・実習	電子情報工学特別研究Ⅰ	電子情報工学特別研究Ⅱ	電子情報工学特別研究Ⅲ	電子情報工学特別研究Ⅳ	8	8
					合計	**32 単位**	30

修了用件（参考）

≪研究領域プログラム≫

専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究を８単位修得し、修得単位数の合計３０単位以上であること。

ただし、社会人学生は次のとおりとする。

専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を１２単位以上（特論８単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を２単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。

創成工学プログラム（デジタル分野）学生の履修例

区分		1年		2年		単位数	（参考）修了用件
		前期	後期	前期	後期		
専攻指定	講義	数理統計・多変量解析特論				2	2
	演習						
	実験・実習						
研究科共通	講義	知的財産権出願特論	ベンチャービジネス特論			2	2
	演習						
	実験・実習						
国際教育科目	講義					4	2
	演習	コミュニケーション英語	コミュニケーション英語				
	実験・実習		国際インターンシップ				
研究領域教育科目	講義	計算知能特論	知能情報システム特論	計算機統計学特論		10	10
	演習		知能情報システムPBL演習	計算機統計学PBL演習			
	実験・実習						
創成工学教育科目	講義	生産管理特論 I	生産管理特論 II			6	6
	演習			電子情報システム設計演習			
	実験・実習						
特別研究	実験・実習	電子情報工学特別研究 I	電子情報工学特別研究 II	電子情報工学特別研究 III	電子情報工学特別研究 IV	8	8
					合計　32 単位		30

修了用件（参考）

≪創成工学プログラム≫

専攻指定科目を２単位以上、研究科共通科目を２単位以上、国際教育科目を２単位以上、研究領域教育科目を１０単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創成工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。

ただし、社会人学生は次のとおりとする。

専攻指定科目、研究科共通科目及び国際教育科目の中から４単位以上、研究領域教育科目を１０単位以上（特論６単位以上、演習４単位以上）、創生工学教育科目を６単位以上、特別研究８単位を修得し、修得単位数の合計が３０単位以上であること。

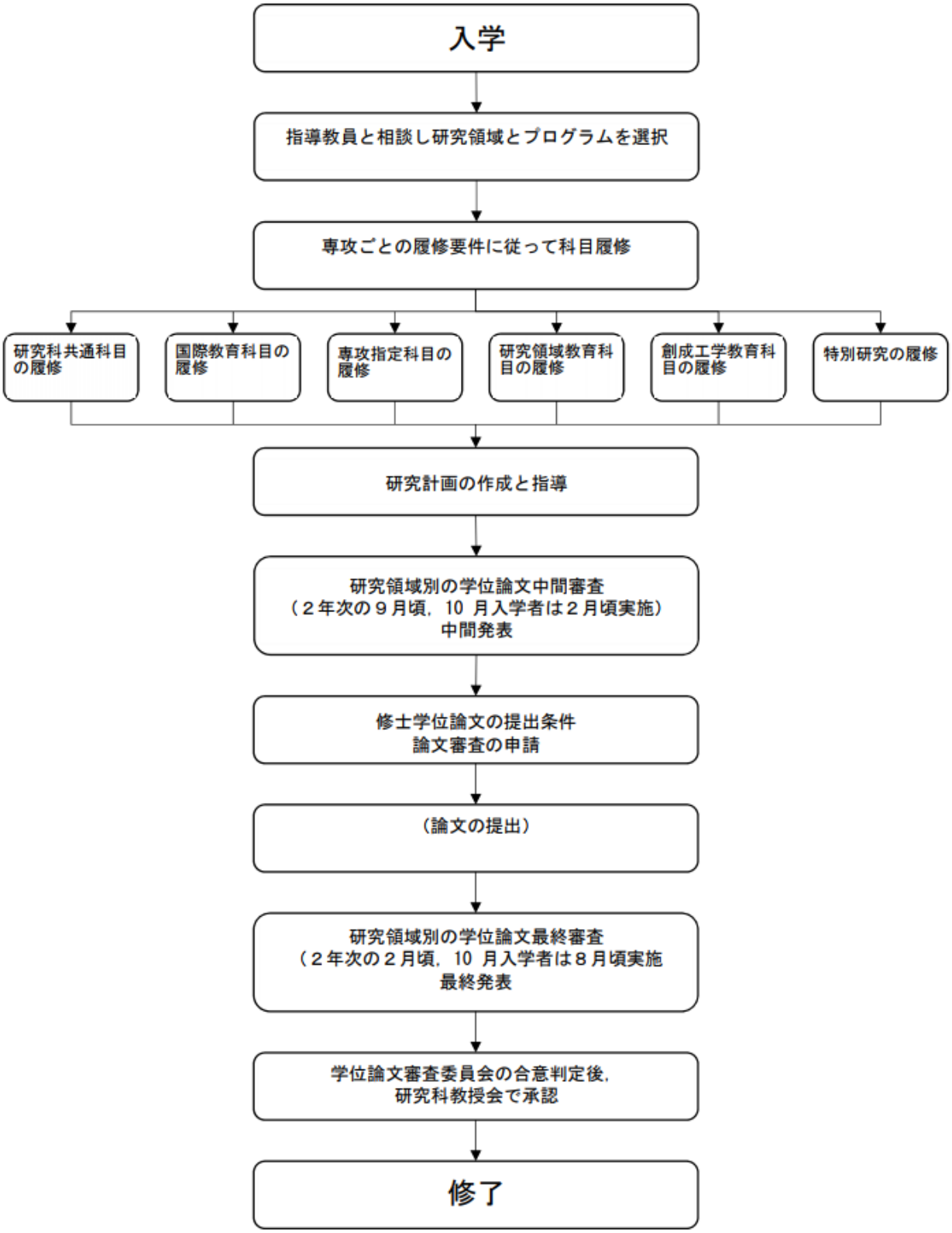

図 入学から修了までの流れ

修了までのスケジュール表

学年	月	履修	研究指導	備考
入学前		履修相談	研究計画相談 指導教員決定	
1年	4	履修登録	研究計画指導	
	5			
	6		研究指導	
	7			
	8			
	9	成績指導		
	10	履修登録		
	11			
	12			
	1			
	2	成績指導		
	3			
2年	4	履修登録	研究指導	
	5			国内学会発表
	6		論文指導	
	7			
	8			
	9	成績指導	中間審査	国際シンポジウム 発表
	10	履修登録		
	11			
	12			
	1		主査・副査決定	
	2	成績指導	修士論文提出 論文審査 最終審査	
	3	学位授与		

三重大学における公正研究の基本方針

平 成 ２ ７ 年 ３ 月 ２６ 日
（平成３１年3月２０日改正）
学　　長　　決　　定

１．趣旨

この基本方針は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に取り組む必要があることから、組織の管理責任の明確化と不正を事前に防止する取組に関する事項を定めたものである。

２．組織の管理責任の明確化

(1)　本学の研究を統括し、公正な研究の推進と研究活動における不正行為に対応するために「統括研究倫理教育責任者」（以下「統括責任者」という。）を置き、研究を担当する理事をもって充てる。

(2)　統括責任者は、研究倫理教育の内容や実施形態の検討、研修会の開催等、研究倫理教育の啓発活動を推進し、適宜、教育を担当する理事等とも連携し、不正行為の防止に取り組む。

(3)　本学に「三重大学公正研究推進室」（以下「公正研究推進室」という。）を設置し、「三重大学研究行動規範委員会」（以下「研究行動規範委員会」という。）、「三重大学公的研究費不正防止推進委員会」と連携して、本学における公正研究の推進、研究倫理教育の実施、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する問題への対応等に当たる。

(4)　部局等の長は、当該部局等における「部局等研究倫理教育責任者」として、部局等の研究者（学生を含む。）における研究倫理の推進を図る。

(5)　部局等研究倫理教育責任者は、統括責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

①　自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告すること。

②　不正防止を図るため、部局等内の研究に関わる全ての研究者に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

③　自己の管理監督する部局等において、研究者が、適切に研究を行っているか等のモニタリングを実施し、必要に応じて改善指導を行うこと。

(6)　各部局等の研究者及び若手研究者を監督する地位にある者は、若手研究者が自立できるよう適切に支援や助言をする。

(7)　各部局等の研究の全容を把握する代表研究者は、研究グループの研究成果を適切に確認する。

３．不正を事前に防止する取組

(1) 実験データの記録・管理を行うシステムの構築

①　研究行動規範委員会のもとで、実験データの記録・管理等に関する基本的な考え方を示す。

②　各部局等において、各研究室まで確実に実行できるラボノートの保管方法、電子データ等の保存方法を策定する。

③　公正研究推進室が各部局等へのモニタリングを実施し、助言・是正要求を実施する。

(2)　論文の信頼性を保証する仕組みの構築

①　論文作成に当たり、共著者間で生データの検証と評価を実施し、生データの管理者を確認する。

②　論文投稿に当たり、共著者それぞれの貢献内容と責任範囲を明確にしておく。

③　本学に所属する者が単著で、又は共著の場合で筆頭著者あるいは責任著者として論文を公表した場合は、当該論文が掲載された旨を上記①及び②の内容の記載を含む所定の書式により、所属部局等の長に報告する。

(3)　研究倫理教育の徹底

①　統括責任者は、研究活動に携わるすべての研究者及び研究支援者に対し、それぞれのレベルに応じた研究倫理教育を実施する。その際、受講記録簿に受講状況を記録する。

②　部局等研究倫理教育責任者は、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を実施する。

③　教育を担当する理事は、学生に対する研究倫理教育を実施する。

④　研究者及び研究支援者は、採用（雇用・任用）時、並びに定期的（少なくとも５年ごと）に研究倫理教育を受講しなければならない。

⑤ 研究倫理教育の実施に当たっては、義務化が形式的なものにならないようにするため、本学全体での研究者倫理（社会的責任の自覚）を共有し、段階的に国が推奨するe-learning などを含む実効性のある研究倫理教育の仕組みを構築する。

【書式】

平成　　年　　月　　日

学術論文公表等報告書

部局長　殿

所属（学科名等）
職名
氏名

以下の学術論文等が公表等されましたので報告します.

発行日	２０　　年　　月　　日（JST）
著者名（所属） （学生に下線；責任著者に二重下線）	
題目	
雑誌・書籍等名	
巻号・頁数	
発行者	
DOI	
出版社	
データ保管者氏名	

関係資金 （校費，科研費等）		
各著者の役割	著者名	役　割
	第 1	
	第 2	
	第 3	
	（以下，適宜拡張可）	

○三重大学組換えDNA実験安全管理規程

（平成17年3月24日規程第497号）

改正　平成17年9月27日規程　平成18年5月25日規程
平成20年4月21日規程　平成21年9月30日規程
平成23年3月24日規程　平成29年3月30日規程第497号
令和元年7月1日規程第497号　令和3年8月16日規程第497号
令和4年7月7日規程第497号

（趣旨）

第1条　この規程は，遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）その他の法令（以下「関係法令」という。）に基づき，三重大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験及び細胞融合実験（以下「実験」という。）の安全を確保し，かつ遺伝子組換え生物等の拡散を防止するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この規程における用語の意義は，関係法令によるほか，次の各号に定めるところによる。

(1)　「実験」とは，関係法令に定める第一種使用等及び第二種使用等に該当する遺伝子組換え実験及び細胞融合実験をいう。

(2)　「部局等」とは，各学部，各研究科，医学部附属病院，学内共同教育研究施設をいう。

(3)　「部局等の長」とは，前号に掲げる部局等の長をいう。

（学長及び部局等の長の責務）

第3条　学長は，本学における実験の安全確保及び遺伝子組換え生物等の拡散防止に関する業務を総括する。

2　部局等の長は，関係法令及びこの規程に定めるところにより，当該部局等において行われる実験の安全確保及び遺伝子組換え生物等の拡散防止に必要な措置を講じなければならない。

（安全委員会）

第4条　本学に，実験の安全かつ適切な実施を確保するため，三重大学組換えDNA実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2　安全委員会は，学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査・審議し，これらの事項に関して学長等に対し，助言又は勧告するとともに，必要に応じ安全主任者及び実験責任者に報告を求めることができる。

(1)　実験に係る学内規程等の制定・改廃に関する事項

(2)　実験計画の関係法令及びこの規程に対する適合性の審査に関する事項

(3)　実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項

(4)　事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項

(5)　学内の連絡調整に関する事項

(6)　その他実験の安全確保に関する必要な事項

（安全委員会の組織等）

第5条　安全委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　組換えDNA研究者　若干名

(2)　組換えDNA研究者以外の自然科学系の大学教員　若干名

(3)　人文・社会科学系の大学教員　若干名

(4)　組換えDNA実験安全主任者

(5)　保健管理センター所長

(6)　企画総務部人事労務課長

(7)　その他学長が必要と認めた者

2　第1項第1号から第3号まで及び第7号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3　安全委員会に委員長を置き，委員の互選による。

4　委員長は，安全委員会を招集し，その議長となる。

5　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員が，その職務を代行する。

6　前各項に定めるもののほか，安全委員会の運営に関し必要な事項は，安全委員会が別に定める。

（安全主任者）

第6条　実験を行う部局等ごとに，安全主任者を1名以上置かなければならない。

2　安全主任者は，生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びに関係法令及びこれらを含む関連の知識及び技術を高度に習熟した者のうちから，当該部局等の長の推薦に基づき，学長が任命する。

3　安全主任者は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　実験が関係法令及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。

(2)　実験の安全確保及び遺伝子組換え生物等の拡散防止に関し，実験責任者に対し指導助言すること。

(3)　その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。

（実験責任者）

第7条　実験の計画及び実施に当たっては，実験計画ごとに，実験責任者を定めなければならない。

2　実験責任者は，当該実験に従事する者で，生物災害の発生及び遺伝子組換え生物等の拡散を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者とする。
3　実験責任者は，安全主任者の指導助言の下に，次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　安全主任者との緊密な連絡の下に，実験全体の管理・監督に当たること。
(2)　関係法令に基づく実験の安全実施計画を立てること。
(3)　実験従事者に対する教育訓練を行うこと。
(4)　実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は，直ちにその旨を学長，安全委員会及び安全主任者に報告すること。
(5)　その他実験の安全確保に関して必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第8条　実験従事者は，実験を計画し，及び実施するに当たっては，安全確保及び遺伝子組換え生物等の拡散防止について十分自覚し，必要な配慮をするとともに，あらかじめ，微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法及び関連する実験方法に精通し，習熟するものとする。

第9条　実験の実施に携わろうとする者は，あらかじめ当該部局等の安全主任者に登録の申請をしなければならない。
2　安全主任者は，前項の登録の申請があった者について，実験従事者として適当と認められる場合は，実験従事者名簿に登録し，その旨当該部局等の長及び安全委員会に通知するものとする。
3　実験従事者として登録された者以外の者は，実験に従事することはできない。

(実験計画の申請，承認等)

第10条　実験は，遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に定めるところにより，次の各号に掲げるとおり分類する。
(1)　第一種使用等で，第一種使用等規程について主務大臣の承認を必要とする実験(以下「大臣承認実験」という。)
(2)　第二種使用等で，執るべき拡散防止措置について主務大臣の確認を必要とする実験(以下「大臣確認実験」という。)
(3)　前2号に規定する実験以外の実験(以下「機関実験」という。)
2　実験の実施期間は，5年以内とする。

第11条　実験責任者は，主務大臣の承認(大臣承認実験)を必要とする実験計画については，第一種使用規程承認申請書等必要書類を策定し，学長へ提出する。学長は，安全委員会に諮問後，学長名で申請書を主務大臣に提出しなければならない。
2　実験責任者は，主務大臣の確認(大臣確認実験)を必要とする実験計画については，第二種使用等拡散防止措置確認申請書を策定し，学長へ提出する。学長は，安全委員会に諮問後，学長名で申請書を主務大臣に提出しなければならない。
3　実験責任者は，機関実験を実施しようとするとき又は実験計画を変更しようとするときは，あらかじめ当該部局等の安全主任者の同意を得た上で，別表に定めるところにより，当該部局等の長を経て学長に実験計画の承認申請を行わなければならない。

[別表]

4　学長は，前3項の申請があったときは，実験計画の安全性等について安全委員会に諮問し，その審査結果に基づき承認を与えるか否かの決定を行うものとする。
5　実験計画の安全性等の審査基準は，関係法令及びこの規程に定めるところによる。
6　学長は，第4項の決定を行ったときは，速やかに部局等の長を経て安全主任者及び当該実験責任者にその旨通知するものとする。

(遺伝子組換え生物等の譲渡)

第12条　遺伝子組換え生物等を譲渡しようとする者は，譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するものとする。
2　遺伝子組換え生物等の譲渡を受けようとする実験責任者は，関係法令に定める手続を経るとともに，前条の規定に基づき，それらを用いる実験計画について，あらかじめ必要な手続を経て，譲渡を受けるものとする。

(実験施設・設備の管理及び保存)

第13条　部局等の長は，実験に使用する施設・設備を関係法令に定める拡散防止措置の区分に従って設置し，その管理及び保全に努めなければならない。
2　実験責任者は，安全主任者の指導助言の下に，実験に使用する施設・設備について定期的に，及び必要に応じて随時点検を行い，関係法令に定める拡散防止措置の区分の基準に適合するように維持しなければならない。

(実験施設への出入り)

第14条　実験責任者は，実験施設への関係者以外の者の出入りについて，関係法令に定めるところにより制限又は禁止の措置を講じなければならない。

(実験に係る標識)

第15条　実験責任者は，安全主任者の指導助言の下に，次の表に定めるところにより，実験施設・設備に標識を付さなければならない。

拡散防止措置の区分	掲示しなければならない標識	掲示場所等
P1レベル	「P1レベル実験中」と表示した標識	実験室入口
P1Aレベル	「組換え動物等飼育中」と表示した標識	実験室入口

P1Pレベル	「組換え植物等栽培中」と表示した標識	実験室入口
P2レベル	「P2レベル実験中」と表示した標識	実験室入口
P2Aレベル	「組換え動物等飼育中(P2)」と表示した標識	実験室入口
P2Pレベル	「組換え植物等栽培中(P2)」と表示した標識	実験室入口
P3レベル	「P3レベル実験中」と表示した標識	実験室及び 実験区域入口
P3Aレベル	「組換え動物等飼育中(P3)」と表示した標識	実験室及び 実験区域入口
P3Pレベル	「組換え植物等栽培中(P3)」と表示した標識	実験室及び 実験区域入口
LSCレベル	「LSCレベル大量培養実験中」と表示した標識	培養装置等
LS1レベル	「LS1レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
LS2レベル	「LS2レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験室入口
動物等使用実験 (特定飼育区画)	「組換え動物等飼育中」と表示した標識	特定飼育区画入口
植物等使用実験 (特定網室)	「組換え植物等栽培中」と表示した標識	特定網室入口
実験に係る遺伝子組換え生物等を保管する場合	「組換え体保管中(P1)」「組換え体保管中(P2)」 「組換え体保管中(P3)」と表示した標識	保管する物品等

(実験試料の取扱い)

第16条　実験従事者は，実験試料の取扱いに当たっては，実験の開始前及び実験中において，常時，実験に用いられる核酸供与体，宿主，ベクター等が拡散防止措置の区分の条件を満たすものであることを厳重に確認するとともに，その保管，運搬，廃棄等の方法については，拡散防止措置の区分に応じて関係法令に定める実験実施要項を遵守するほか，次の各号に定めるところによる。

(1)　遺伝子組換え生物等を入れた容器は，密栓して外部を消毒した後，所定の保管場所に遺伝子組換え生物等であることを明示して保管すること。

(2)　遺伝子組換え生物等を保管場所から持ち出すときは，関係法令に従い実験責任者の承認を得るとともに，堅固で安全な容器に密封して運搬すること。

(3)　遺伝子組換え生物等により汚染された物質等の廃棄については，実験責任者又はその指示を受けた者は，その廃棄物を廃棄する前に殺菌して行うこと。

2　実験責任者は，遺伝子組換え生物等の保管又は廃棄に当たっては，関係法令に従い帳簿を備えて必要な事項を記録し，保存しなければならない。ただし，P2(A及びP)レベル以下の拡散防止措置を必要とする遺伝子組換え生物等の記録は，実験記録をもって代えることができる。

3　実験責任者は，遺伝子組換え生物等の運搬(輸出入を含む。)に当たっては，関係法令に従い遺伝子組換え生物等の拡散を防止するとともに，送付先に対し必要情報の提供を行わなければならない。

(実験経過の記録等)

第17条　実験責任者は，実験の実施経過等について記録し，保存するとともに，年度末には実験経過報告書を，実験が終了又は中止した場合には，実験終了(中止)報告書をあらかじめ当該部局等の安全主任者の同意を得た上で，当該部局等の長を経て学長に提出しなければならない。

(教育訓練)

第18条　実験責任者は，実験開始前に実験従事者に対し，関係法令及びこの規程を熟知させるとともに，安全主任者の指導助言のもとに，次の各号に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

(1)　危険度に応じた微生物安全取扱い技術に関する事項

(2)　拡散防止措置に関する知識及び技術に関する事項

(3)　生物学的封じ込めに関する知識及び技術に関する事項

(4)　実施しようとする実験の危険度に関する知識に関する事項

(5)　事故発生の場合の措置に関する知識に関する事項(大量培養実験においては，遺伝子組換え生物等を含む培養液が漏出した場合における化学的処理による殺菌等の措置に特に配慮を払うこと。)

(健康管理)

第19条　実験従事者の所属する部局等の長は，実験従事者に対する健康診断及びその他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　実験従事者の所属する部局等の長は，前項の規定により健康診断を行った場合は，その結果を記録し，実験従事者の離職後5年間保管するものとする。

3　実験従事者は，絶えず自己の健康について注意するとともに，健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は，所属部局等の長に報告しなければならない。

4　前項の規定は，実験従事者が前項に規定する健康状態にあることを知り得た者の取るべき措置に準用する。

(緊急事態発生時の措置)

第20条　実験責任者は，次の各号に掲げる事態が発生したときは，直ちにその旨を安全主任者を通じて当該部局等の長に通報するとともに，必要な応急措置を講じなければならない。

(1)　実験従事者が遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み，又は吸い込んだとき。
(2)　遺伝子組換え生物等が実験施設外に漏出し，又は漏出する恐れがあるとき。
(3)　遺伝子組換え生物等によって実験従事者等や実験施設が汚染され，又は汚染された恐れがあるとき。

2　部局等の長及び安全主任者は，前項の報告を受けたときは，適切な措置を講ずるとともに，速やかにその状況，事後措置等について安全委員会及び学長あてに報告するものとする。

(実験の記録及び保存)

第21条　実験責任者は，第16条第2項及び第17条の規定に定めるもののほか，実験に係る安全確保に関し必要な事項をすべて記録し，保存しなければならない。

［第16条第2項］［第17条］

(雑則)

第22条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に必要な事項は，安全委員会の議を経て，学長が定める。

附　則

1　この規程は，平成17年3月24日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

2　この規程施行の際現に三重大学組換えDNA実験安全管理規則(平成14年7月17日制定。以下「旧規則」という。)第5条第1項第1号から第3号まで及び第7号の委員である者は，この規程の第5条第1項第1号から第3号まで及び第7号の委員とみなし，その任期は，同条第2項の規定にかかわらず，従前の残任期間とする。

3　この規程施行の際現に旧規則第5条第4項の委員長である者は，この規程第5条第3項の委員長とみなす。

附　則(平成17年9月27日規程)

この規程は，平成17年9月27日から施行し，平成17年4月1日から適用する。

附　則(平成18年5月25日規程)

1　この規程は，平成18年5月25日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

2　この規程の施行前になされた情報提供は，この規程に基づいてなされたものとみなす。

附　則(平成20年4月21日規程)

この規程は，平成20年4月21日から施行し，平成20年4月1日から適用する。

附　則(平成21年9月30日規程)

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附　則(平成23年3月24日規程)

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成29年3月30日規程第497号)

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附　則(令和元年7月1日規程第497号)

この規程は，令和元年7月1日から施行する。

附　則(令和3年8月16日規程第497号)

この規程は，令和3年8月16日から施行する。

附　則(令和4年7月7日規程第497号)

この規程は，令和4年7月7日から施行する。

○三重大学における人を対象とする研究の倫理に関する規程

（平成21年2月4日規程第643号）

改正　平成24年12月19日規程　平成27年3月26日規程第643号
平成27年9月30日規程　平成29年3月23日規程
平成30年3月13日規程第643号　平成30年3月23日規程第643号
令和3年6月30日規程第643号

（目的）

第1条　この規程は，三重大学（以下「本学」という。）における人を対象とする研究の実施に関し，ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため，次条に規定する法律及び指針に定めるもののほか必要な事項を定め，もって人間の尊厳及び人権が尊重され，社会の理解を得た適正な研究の実施を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この規程において「法律」とは，ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号），再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号），医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び臨床研究法（平成29年法律第16号）をいう。

2　この規程において「指針」とは，人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示），遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省告示），ヒトES細胞の樹立に関する指針（文部科学省・厚生労働省告示），ヒトES細胞の分配機関に関する指針（文部科学省告示），ヒトES細胞の使用に関する指針（文部科学省告示）及び特定胚の取扱いに関する指針（文部科学省告示）をいう。

（対象）

第3条　この規程は，本学で行う人を対象とする研究のうち，倫理的な問題を生じる可能性のある研究を対象とする。

（学長の責務）

第4条　学長は，組織の代表者として，本学における研究の適正な実施に関する業務を統括する。

2　学長は，研究の実施に際し，個人情報の保護が図られるよう，必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

3　学長は，苦情・問い合わせ等に適切かつ迅速に対応するため，窓口の設置及び手順等を定め，必要な体制の整備を行わなければならない。

4　学長は，研究に係わる利益相反マネジメントを行わなければならない。

（権限等の委任）

第5条　学長は，研究の円滑かつ機動的な実施のため，次の表に掲げる研究に対する審査等に関する権限及び事務を当該部局長に委任するものとする。ただし，臨床研究法に基づく研究に対する審査等については，この限りでない。

部局長名	対象とする研究
医学系研究科長	人を対象とする生命科学・医学系研究であって，診療記録を用いず，かつ，介入を伴わないもの 特定胚を取り扱う研究 ヒトES細胞研究 その他人を対象とする研究
医学部附属病院長	人を対象とする生命科学・医学系研究であって，前項に掲げるものに該当しないもの 遺伝子治療等臨床研究 先進医療B
教育学部長	人を対象とする教育学系の研究
工学研究科長	人を対象とする工学系の研究
生物資源学研究科長	人を対象とする生物資源学系の研究

（倫理審査委員会）

第6条　前条に規定する部局長（以下「審査部局長」という。）は，研究実施の可否等を審査するため，倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2　学長は，臨床研究法に基づく研究の実施について審査するため，医学部附属病院に臨床研究審査委員会を置き，当該研究の審査等に関する業務を医学部附属病院長に委任するものとする。

3　委員会及び臨床研究審査委員会に関し必要な事項は，各審査部局長が別に定める。

（部局等の長の責務）

第7条　部局等の長は，法律，指針及びこの規程（以下「関係法令等」という。）に基づき，当該研究の適正な実施に関し管理及び監督しなければならない。

2　部局等の長は，研究者等に対し，研究を実施するに当たり，研究対象者又は提供者等（以下「研究対象者等」という。）の人間の尊厳及び人権を尊重し，個人情報を保護すべきことについて，周知徹底を図らなければならない。

（研究者等の責務）

第8条　研究者等は，人間の尊厳及び人権を尊重し，関係法令等に従い当該研究を行わなければならない。

2　研究者等は，研究対象者等から自由意志に基づく同意を受けること及び研究の対象となる者の個人情報を保護することについて，必要な措置を講じなければならない。

3　研究者等は，予見し得る研究対象者等への危険性をできる限り排除するよう努めなければならない。

4　研究者等は，研究対象者等が無条件に研究への参加を中止できることを確保し，参加しないことによる不利益が生じないようにしなければならない。

5　研究者等は，あらかじめ研究計画書を作成し，委員会の審査のうえ，当該部局等の長の承認を得なければならない。ただし，委員会が置かれない部局等の研究者等は，当該部局等の長を経て，審査部局長に研究計画の審査を依頼するものとする。

（他の研究機関等からの審査依頼）

第9条　学長は，本学以外の研究機関等から研究計画に関し審査依頼があったときは，その研究内容に関連がある審査部局長に審査を依頼するものとする。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか，人を対象とする研究に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成24年12月19日規程）

この規程は，平成25年1月1日から施行する。

附　則（平成27年3月26日規程第643号）

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成27年9月30日規程）

この規程は，平成27年10月1日から施行する。

附　則（平成29年3月23日規程）

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月13日規程第643号）

この規程は，平成30年3月13日から施行する。

附　則（平成30年3月23日規程第643号）

この規程は，平成30年3月23日から施行し，平成30年3月14日から適用する。

附　則（令和3年6月30日規程第643号）

この規程は，令和3年6月30日から施行する。

○三重大学動物実験取扱規程

（平成19年2月28日規程第590号）

改正　平成28年3月24日規程第590号　平成31年2月28日規程第590号
令和3年11月10日規程第590号

（趣旨等）

第1条　この規程は，三重大学(以下「本学」という。)における動物実験並びに実験動物の飼養及び保管等を科学的観点，動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から適正に行うため，必要な事項を定めるものである。

2　動物実験等に関しては，動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)，実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)，研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「文部科学省基本指針」という。)，動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)及び日本学術会議が定める「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)その他の法令等に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

3　動物実験等の実施に当たっては，法及び飼養保管基準に則し，動物実験等の理念である代替法の利用(Replacement：科学上の利用の目的を達することができる範囲において，できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)，実験動物の選択(Reduction：科学上の利用の目的を達することができる範囲において，できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)及び苦痛の軽減(Refinement：科学上の利用に必要な限度において，できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3Rの原則に基づき，適正に実施しなければならない。

4　実験動物の飼養及び保管に当たっては，科学上の利用の目的を達することができる範囲において，動物福祉の基本理念である「5つの自由(飢え及び渇きからの解放，肉体的不快感及び苦痛からの解放，傷害及び疾病からの解放，恐怖及び精神的苦痛からの解放並びに本来の行動様式に従う自由をいう。)」に配慮して実施するものとする。

（定義）

第2条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　動物実験等　動物を教育，試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2)　施設等　実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備(以下「動物実験施設」という。)及び動物実験等(48時間以内の保管を含む。)を行う動物実験室(以下「実験室」という。)をいう。

(3)　実験動物　動物実験等の利用に供するため，施設等で飼養又は保管している哺乳類，鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。

(4)　動物実験計画　動物実験等の実施に関する計画をいう。

(5)　動物実験実施者　動物実験等を実施する者をいう。

(6)　動物実験責任者　動物実験実施者で動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(7)　管理者　学長の命を受け，実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者(部局等の長，動物実験施設統括責任者など)をいう。

(8)　実験動物管理者　実験動物に関する知識及び経験を有し，施設等において管理者を補佐し，実験動物の管理を担当する者をいう。

(9)　飼養者　実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(10)　管理者等　管理者，実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者をいう。

(11)　指針等　文部科学省基本指針並びに厚生労働省及び農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針並びにガイドラインをいう。

（適用範囲）

第3条　この規程は，本学において実施される実験動物の生体を用いるすべての動物実験等に適用される。

2　動物実験責任者は，動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合，委託等先においても，指針等に基づき，適正に動物実験等が実施されることを確認するものとする。

（学長の責務）

第4条　学長は，本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し，動物実験等の適正な実施のために必要な処置を講ずるものとする。

（動物実験委員会の設置）

第5条　学長は，動物実験の倫理に関すること，動物実験計画の承認，実施状況及び結果の把握並びにその結果に基づく改善措置，動物実験施設の整備，動物実験施設及び実験室の承認，動物実験等に係る安全管理，教育訓練，自己点検・評価，外部の専門家による検証，情報公開その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負い，その責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として，三重大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2　委員会に関し必要な事項は，学長が別に定める。

（動物実験計画の立案，申請，承認等）

第6条　動物実験責任者は，動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から，次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画(変更を含む。以下同じ。)を立案し，所属する部局等の長を経て学長に申請するものとする。

(1)　研究の目的，意義及び必要性

(2)　代替法を考慮して，実験動物を適切に利用すること。

(3)　実験動物の使用数削減のため，動物実験等の目的に適した実験動物種の選定，動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数，遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
(4)　苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
(5)　苦痛度の高い動物実験等，例えば致死的な毒性試験，感染実験，放射線照射実験等を行う場合，動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
2　学長は，動物実験等の開始前に，動物実験責任者に動物実験計画書を申請させ，委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し，その結果を部局等の長を経て当該動物実験責任者に通知するものとする。
3　動物実験責任者は，動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ，動物実験等を行うことができない。
(実験操作)
第7条　動物実験実施者は，動物実験等の実施に当たって，法その他動物実験等に関する法令，飼養保管基準及び指針等に則するとともに，特に次に掲げる事項を遵守するものとする。
(1)　適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
(2)　動物実験計画書に記載された事項及び指針等を参考に次に掲げる事項を遵守すること。
イ　適切な麻酔薬，鎮痛薬等の利用
ロ　実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
ハ　適切な術後管理
ニ　適切な安楽死の選択
(3)　安全管理に注意を払うべき実験(物理的，化学的に危険な材料，麻薬・向精神薬等，病原体，遺伝子組換え動物等を用いる実験)については，関係法令等及び本学の関連規程等に従うこと。
(4)　物理的，化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について，安全のための適切な施設や設備を確保すること。
(5)　実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
(6)　侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては，経験等を有する者の指導下で行うこと。
2　学長は，動物実験等の終了後，動物実験責任者から所定の様式により，使用動物数，計画からの変更の有無，成果等の動物実験計画の実施の結果について報告させるものとする。また，必要な場合には，委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。
(動物実験施設の設置)
第8条　動物実験施設を設置(変更を含む。以下同じ。)する場合は，管理者が施設等設置承認申請書を提出し，学長の承認を得るものとする。
2　学長は，申請された動物実験施設を委員会に調査させ，承認又は非承認を決定し，その結果を当該管理者に通知するものとする。
3　管理者等は，動物実験施設の設置について，学長の承認を得た後でなければ，実験動物の恒常的な飼養又は保管を行うことができない。
4　学長は，実験動物の飼養及び保管の状況について管理者又は実験動物管理者から報告させ，必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。
(動物実験施設の要件)
第9条　動物実験施設は，次に掲げる要件を有しなければならない。
(1)　適切な温度，湿度，換気及び明るさ等を保つことができる構造等とすること。
(2)　動物種や生理，生態，習性，飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
(3)　床や内壁などが清掃，消毒等が容易な構造で，器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
(4)　実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
(5)　臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
(6)　実験動物管理者を配置すること。
(実験室の設置)
第10条　動物実験施設以外において，実験動物に実験操作を行う実験室を設置(変更を含む。)する場合，管理者は，施設等設置承認申請書を提出し，学長の承認を得るものとする。
2　学長は，申請された実験室を委員会に調査させ，承認又は非承認を決定し，その結果を当該管理者に通知するものとする。
3　管理者等は，実験室の設置について，学長の承認を得た後でなければ，当該実験室での動物実験等を行うことができない。
(実験室の要件)
第11条　実験室は，次に掲げる要件を有しなければならない。
(1)　実験動物が逸走しない構造及び強度を有し，実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
(2)　排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
(3)　常に清潔な状態を保ち，臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
2　実験室の運営は，動物実験責任者が責任をもって行うものとする。

（施設等の維持管理）
第12条　管理者は，実験動物の適正な管理及び動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理に努めるものとする。
（施設等の廃止）
第13条　学長は，管理者より届け出された所定の施設等廃止届に基づき，委員会による施設等の調査を経て廃止を承認するものとする。
2　管理者は，必要に応じて，動物実験責任者と協力し，飼養又は保管中の実験動物を他の動物実験施設に譲り渡すよう努めるものとする。
（マニュアルの作成と周知）
第14条　管理者及び実験動物管理者は，飼養及び保管のマニュアルを定め，動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。
（実験動物の健康及び安全の保持）
第15条　管理者等は，飼養保管基準を遵守し，実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。
（実験動物の導入）
第16条　管理者及び実験動物管理者は，実験動物の導入に当たり，動物実験等に関する法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。
2　実験動物管理者は，実験動物の導入に当たり，適切な検疫，隔離飼育等を行う。
3　実験動物管理者は，実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。
（給餌・給水）
第17条　実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，実験動物の種類，生理，生態，習性等に応じて，適切に給餌・給水を行うものとする。
2　実験動物管理者は，施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により，飼養又は保管する実験動物の数及び状態の確認が行われるようにするものとする。
（健康管理）
第18条　実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合又はその予防のため，実験動物に必要な治療，健康管理等を行うものとする。
（異種又は複数動物の飼育）
第19条　実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合，その組合せを考慮した収容を行うものとする。
（記録の保存及び報告）
第20条　動物実験責任者は，実験動物の入手先，飼育履歴，病歴等に関する記録並びに飼養又は保管した実験動物の種類及び数についての記録を保存するものとする。
2　動物実験責任者は，年度ごとに使用した実験動物の種類と数について，学長に報告するものとする。
（譲渡等の際の情報提供）
第21条　動物実験責任者及び実験動物管理者は，実験動物の譲渡に当たり，その特性，飼養又は保管の方法，感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。
（輸送）
第22条　動物実験責任者及び実験動物管理者は，実験動物の輸送に当たり，飼養保管基準を遵守し，実験動物の健康及び安全の確保，人への危害防止に努めるものとする。
（危害防止）
第23条　管理者は，逸走した実験動物の捕獲の方法及び人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合の関係機関への連絡方法等をあらかじめ定めるものとする。
2　管理者は，実験動物由来の感染症，アレルギー疾患等への罹(り)患及び実験動物による咬傷等に対して，予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。
3　管理者は，毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は，人への危害の発生の防止のため，飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。
4　実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者は，相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。
5　管理者等は，実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう，必要な措置を講じるものとする。
（緊急時の対応）
第24条　管理者は，地震及び火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し，関係者に対して周知を図るものとする。
2　管理者等は，緊急事態発生時において，実験動物の保護，実験動物の逸走による人への危害，環境保全上の問題等の発生の防止に努めるものとする。
（教育訓練の実施）
第25条　学長は，実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者に，次に掲げる事項に関する教育訓練を受講させなければならない。
(1)　動物実験に関する法令，指針等及び本規程に関する事項

(2)　動物実験等の方法に関する基本的事項
(3)　実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
(4)　安全確保及び安全管理に関する事項
(5)　人と動物の共通感染症に関する事項
(6)　その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2　学長は，教育訓練の実施日，教育内容，講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

3　学長は，実験動物管理者，動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。

(自己点検・評価)

第26条　学長は，委員会に文部科学省基本指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に関し，毎年，自己点検・評価を行わせるものとする。

2　委員会は，動物実験等の実施状況等及び飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い，その結果を学長に報告しなければならない。

3　委員会は，管理者等に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4　学長は，自己点検・評価の結果について，外部の専門家による検証を定期的に実施するものとする。

(情報公開)

第27条　学長は，本学における動物実験等に関する情報(本規程その他動物実験に関する諸規程，実験動物の飼養又は保管の状況，自己点検・評価，外部の専門家による検証の結果，動物実験委員会の構成等の情報)を毎年1回程度公表するものとする。

(準用)

第28条　本学における施設で飼養し，又は保管している魚類に属する動物を，教育，試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することについては，この規程の規定（第29条を除く。）を準用することができる。

[第2条第3号]

2　前項の場合において，第2条第3号「哺乳類，鳥類又は爬虫類」とあるのは，「魚類」と読み替えるものとする。

3　実験動物及び第1項に規定する魚類に属する動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても，飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第29条　産業動物の飼養保管や畜産における育種改良を目的とする教育又は試験研究若しくは生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については，本規程を適用しない。

(雑則)

第30条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，学長が別に定める。

附　則

1　この規程は，平成19年4月1日から施行する。

2　三重大学生命科学研究支援センター動物実験指針(平成16年7月14日制定)は，廃止する。

3　この規程の施行の際，既に設置されている三重大学生命科学研究支援センター動物実験施設は，第8条の規定により，学長が承認したものとみなす。

附　則(平成28年3月24日規程第590号)

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成31年2月28日規程第590号)

この規程は，平成31年2月28日から施行する。

附　則(令和3年11月10日規程第590号)

この規程は，令和3年11月10日から施行する。

三重大学大学院工学研究科・工学部実験倫理に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は，三重大学大学院工学研究科及び工学部（以下「工学研究科等」という。）に所属する教職員及び学生（以下「教職員等」という。）が，人間を対象として行う実験（以下「実験」という。）に関して，倫理的及び社会的諸問題に対処するため，基本原則，審議組織及び実施手続等必要な事項を定めるものである。

（基本原則）

第２条　実験は，次の各号に掲げる原則に従って実施するものとする。

(1) 協力依頼対象者への情報提供と同意

実験への協力を依頼する際には，その判断に当たり必要十分な情報（実施主体，目的，方法及び結果報告の仕方など）を提供し，対象者の理解と文書による同意を得た上で行うものとする。ただし，実験の特殊性により，実験目的などの情報を事前に対象者に提供することが実験結果に影響を与えるなど，実験の遂行に重大な支障を来す場合には，その理由の説明等を含めて十分な情報を事後に提供し，対象者の理解・了承を得るものとする。

(2) 対象者の負担・苦痛の回避

実験の実施に当たっては，原則として，対象者に身体的又は精神的苦痛を与えてはならない。なお，実験目的のために，やむを得ず対象者にストレス，痛み，その他の身体的又は精神的負担を負荷する必要がある実験を実施する場合には，その負担が社会通念上の許容範囲内にあり，かつ必要最小限に留まるようにするとともに，前号の原則により，負担の内容と予期される影響を説明した上で対象者の同意を得て行うものとする。また，セクシャル・ハラスメントや差別的な行為などが起こらないように細心の注意を払うものとする。

(3) 個人情報の保護

実験の対象者の個人情報及び実験によって得られた資料やデータは厳重に保管し，対象者の個人情報が不要になった場合には復元ができない形で廃棄するものとする。また，実験の結果の報告に当たっては，対象者の個人情報が特定できないように慎重に行うものとする。

(4)所属する学会等の倫理規定等の遵守

人間に対する科学的実験に関するヘルシンキ宣言をはじめ，学会等の倫理綱領や倫理規定などを遵守して調査・実験を行うものとする。

（実験倫理委員会）

第３条　実験における倫理的及び社会的諸問題の発生防止並びに問題発生時の対処について審議するために，大学院工学研究科に実験倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の所掌事項は，次のとおりとする。

(1) 工学研究科等に所属する教職員等が企画する実験について，第２条各号に掲げる基本原則の観点から，その実施の可否について審査を行う。

(2) 実験において倫理的及び社会的問題が発生した場合の対処方法を審議し，実施する。

３　委員の構成及び任期は，次のとおりとする。

(1) 研究科長が指名する工学研究科教授５名の委員をもって組織する。ただし，委員会が必要と認める場合は他学部等の大学教員を加えることができる。

(2) 委員長の選出は，委員の互選による。

(3) 委員の任期は１年とし，再任を妨げない。

（実験の実施申請）

第４条　工学研究科等に所属する教職員等が実験を実施する場合には，研究科長に所定の実験実施許可申請書を提出して委員会の審査を受け，あらかじめ実施許可を得ておかなければならない。なお，委員会は必要に応じて申請者に対するヒアリングを実施することができる。

２　研究科長は，委員会からの報告を受け，審査結果通知書により申請者に結果を通知するものとする。

３　実施が許可された実験については，研究科長は申請者からの請求に応じて実験実施許可証明書を発行する。

４　大学教員又は研究室の責任で授業の一環として行う実験に関しては，原則として申請の対象としない。

（問題への対処）

第５条　実験において，事故，倫理的及び社会的問題又は対象者からの苦情等が発生した場合には，実験実施者は，すみやかにその内容を委員会に報告しなければならない。委員会はその対処法を審議し，実施に当たるものとする。

（雑則）

第６条　この内規に定めるもののほか，実験の実施について必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

この内規は，平成１９年　９月１２日より施行する。

電子情報工学専攻におけるアドミッション・ポリシー「このような人を求めます」と入学者選抜方法の関係

入学者選抜方法	入学者選抜におけるAP「このような人を求めます」の各項目の確認方法		
	１．半導体やデジタル分野に高い関心が有り、高度な専門技術者や研究者を目指す意欲にあふれる人	２．工学研究に必要な基礎学力と専門分野における基礎知識を修得しており、高度な専門知識と技能を学ぶために必要な実践、応用及び創造の能力に富む人	３．国際的社会で活躍するためのグローバルな感性と俯瞰的視点に富む人
学部・修士一貫コース特別選抜	・提出書類（志願理由書） ・口述試験及び面接	・提出書類（志願理由書、成績証明書） ・口述試験及び面接	・提出書類（TOEIC®公開テスト公式認定証） ・口述試験及び面接
一般選抜	・提出書類（志願理由書） ・面接（口述試験を含む）	・学力検査（筆記試験） ・提出書類（成績証明書） ・面接（口述試験を含む）	・提出書類（TOEIC®公開テスト公式認定証） ・面接（口述試験を含む）
外国人留学生特別選抜	・提出書類（研究計画書） ・面接（口述試験を含む）	・学力検査（筆記試験） ・提出書類（成績証明書） ・面接（口述試験を含む）	・提出書類（TOEIC®公開テスト公式認定証） ・面接（口述試験を含む）
社会人特別選抜	・提出書類（研究計画書） ・口述試験及び面接	・提出書類（成績証明書、研究等業績調書） ・口述試験及び面接	・口述試験及び面接
専攻科特別選抜	・提出書類（志願理由書） ・口述試験及び面接	・提出書類（志願理由書、成績証明書） ・口述試験及び面接	・提出書類（TOEIC®公開テスト公式認定証） ・口述試験及び面接

○国立大学法人三重大学職員就業規則

（平成16年4月1日規則第81号）

改正　平成17年6月23日規則　平成18年4月1日規則
平成19年6月28日規則　平成20年3月27日規則
平成20年9月25日規則　平成20年11月11日規則
平成21年3月30日規則　平成21年5月28日規則
平成22年3月24日規則　平成22年6月24日規則
平成22年12月20日規則　平成24年3月29日規則
平成25年3月28日規則　平成27年3月26日規則第81号
平成28年3月24日規則第81号　令和元年11月21日規則第81号
令和4年3月24日規則第81号　令和4年6月28日規則第81号
令和4年10月11日規則第81号　令和4年11月22日規則第81号
令和5年3月28日規則第81号　令和5年5月16日規則第81号

目次

第1章　総則（第1条－第6条）
第2章　人事
第1節　採用（第7条－第9条）
第2節　昇進及び降職（第10条－第11条の5）
第3節　異動（第12条－第14条）
第4節　休職（第15条－第18条）
第5節　退職及び解雇（第19条－第28条）
第3章　給与（第29条－第37条）
第4章　服務（第38条－第44条）
第5章　知的財産（第45条）
第6章　勤務時間，休日，休暇等（第46条－第56条）
第7章　研修（第57条）
第8章　賞罰（第58条－第62条）
第9章　安全衛生（第63条－第71条）
第10章　出張（第72条・第73条）
第11章　福利・厚生（第74条・第75条）
第12章　災害補償（第76条・第77条）
第13章　退職手当（第78条－第80条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この就業規則（以下「規則」という。）は，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき，国立大学法人三重大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めるものである。

（適用範囲）

第2条　この規則は，大学の職員に適用する。ただし，次の各号に定める職員の就業については，別に定める。

(1)　非常勤職員
(2)　第23条の規定により再雇用された職員
(3)　生物資源学研究科附属練習船勢水丸に勤務する船員
(4)　外国人教師及び外国人研究員
(5)　特任一般職員
(6)　専任の医学部附属病院長

(7)　その他学長が必要と認める職員

(職員の区分)

第3条　この規則における職員の区分は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　教育職員　大学教員及び附属学校教員

(2)　一般職員　前号以外の職にある者

2　前項の職員の職種及び職名は，別に定める。

3　第1項の職員のうち，任期を付して雇用される職員の任期に関する事項は，別に定める。

(権限の委任)

第4条　学長は，この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第5条　この規則に定めのない事項については，労基法，その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第6条　大学及び職員は，それぞれの立場でこの規則を遵守し，誠実にその履行に努めなければならない。

第2章　人事

第1節　採用

(採用)

第7条　職員の採用は，競争試験又は選考による。

2　職員の選考に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学職員採用等規程(以下「採用等規程」という。)による。

(労働条件の明示)

第8条　学長は，職員の採用に際しては，採用をしようとする職員に対し，あらかじめ，次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

(1)　給与に関する事項

(2)　就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3)　労働契約の期間に関する事項

(4)　始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項

(5)　交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項

(6)　退職(解雇の事由を含む。)に関する事項

(試用期間)

第9条　職員として採用された者には，採用の日から3カ月間の試用期間を設ける。ただし，国，地方公共団体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き大学の職員となった者については，この限りでない。

2　試用期間終了前に正規の職員とするに学長が不適当と認めたときは，解雇することがある。

3　試用期間は，勤続年数に通算する。

第2節　昇進及び降職

(昇進)

第10条　職員の昇進は，選考による。

2　前項の選考は，その職員の勤務成績等に基づいて行う。

3　職員の選考に関し必要な事項は，別に定める採用等規程による。

(降職)

第11条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，降職させることがある。
(1)　勤務実績がよくない場合
(2)　心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えない場合
(3)　その他，必要な適格性を欠く場合
2　職員の降職に関し必要な事項は，別に定める採用等規程による。
(管理監督職勤務上限年齢による降職)
第11条の2　学長は，管理又は監督の地位(国立大学法人三重大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第13条第1項に規定する管理職手当支給対象者が就いている職(以下「管理監督職」という。))にある職員(大学教員を除く。)で，当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について，当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間(第11条の4の規定により延長された期間を含む。以下「異動期間」という。)に，管理監督職以外の最も上位の職へ降職をするものとする。ただし，異動期間にこの規則の他の規定により，当該職員について他の職への昇進若しくは降職をした場合又は第22条第1項の規定により当該職員を管理監督職に就いたまま引き続き勤務させることとした場合は，この限りでない。
2　前項の管理監督職勤務上限年齢は，満60歳とする。
3　第1項の規定による他の職への降職に関し必要な事項については，別に定める。
(管理監督職への採用等の制限)
第11条の3　学長は，採用，昇進又は降職しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を，その者が当該管理監督職に就いているものとした場合における異動期間の末日の翌日(管理監督職勤務上限年齢により降職した職員にあっては，当該降職をされた日)以後，当該管理監督職に採用，昇進又は降職することができない。
(管理監督職勤務上限年齢による降職及び管理監督職への採用等の制限の特例)
第11条の4　学長は，管理監督職以外の職へ降職をすべき管理監督職に就いている職員について，次に掲げる事由があると認めるときは，当該職員が就く管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に第21条に規定する定年退職日がある職員にあっては，当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し，引き続き当該管理監督職に就く職員に，当該管理監督職に就いたまま勤務をさせることができる。
(1)　当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して，当該職員の降職により職務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合
(2)　当該職員の職務の特殊性を勘案して，当該職員の降職により，当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより職務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合
2　学長は，前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職に就く職員について，前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは，延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては，延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することがきる。ただし，更に延長される当該異動期間の末日は，当該職員が就く管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
3　前二項に定めるもののほか，これらの規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)の延長及び当該延長に係る職員の降職に関し必要な事

項については，別に定める採用等規程による。
（希望降職）
第11条の5　第11条の2に規定するもののほか，管理監督職に就いている職員以外の職員（大学教員を除く。）が満60歳に達した日以後に降職を希望する場合には，降職させることがある。
2　前項の規定により降職の決定をした職員を降職させる時期は，原則として申出のあった日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし，特に必要と認められる場合は，この限りでない。
3　職員の希望降職に関し必要な事項は，別に定める採用等規程による。
第3節　異動
（配置換及び兼務）
第12条　職員は，業務上の都合により配置換又は兼務を命ぜられることがある。
2　前項に規定する異動を命ぜられた職員は，正当な理由がない限り拒むことができない。
3　職員の配置換及び兼務に関し必要な事項は，別に定める採用等規程による。
（出向）
第13条　職員は，業務上必要と認められる場合は，出向を命ぜられることがある。
2　職員の出向に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学職員出向規程による。
（赴任）
第14条　赴任の命令を受けた職員は，発令の日から，次の各号に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし，やむを得ない理由により定められた期間内に赴任できないときは，新任地の上司の承認を得なければならない。
(1)　住居移転を伴わない赴任の場合　即日
(2)　住居移転を伴う赴任の場合　7日以内
第4節　休職
（休職）
第15条　職員が次の各号のいずれかに該当するときは，休職とする。
(1)　負傷又は疾病により長期の療養を要する場合
(2)　刑事事件に関し起訴され，職務の正常な遂行に支障をきたす場合
(3)　学校，研究所，病院その他大学が指定する施設において，その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査，研究若しくは指導に従事し，又は大学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
(4)　科学技術に関する共同研究及び受託研究に係る業務であって，その職員の職務に関連があると認められるものに，前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
(5)　国立大学法人三重大学職員兼業規程（以下「兼業規程」という。）第11条に規定する研究成果活用企業の役員（監査役を除く。），顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において，主として当該役員等の職務に従事する必要があり，大学の職務に従事することができない場合
(6)　我が国が加盟している国際機関，外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
(7)　労働組合業務に専従する場合
(8)　水難，火災その他の災害により，生死不明又は所在不明となった場合
(9)　その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合
2　試用期間中の職員については，前項の規定を適用しない。

3　職員の休職に関し必要な事項は，別に定める採用等規程による。

（休職の期間）

第16条　前条第1項第1号の事由が業務外である場合の休職期間は，必要に応じ，3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては，休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。ただし，学長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2　前条第1項第1号の事由が業務上である場合の休職期間は，当該負傷又は疾病が治癒（症状固定を含む。）するまでの期間とする。ただし，労基法第81条の規定により打切補償を受けた場合又は業務災害による療養開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受取ることになった場合は，この限りでない。

3　前条第1項第2号の休職期間は，その事件が裁判所に係属する期間とする。

4　前条第1項第3号から第5号まで，第8号及び第9号の休職期間は，必要に応じ，3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては，休職した日から引き続き3年を超えない範囲においてこれを更新することができる。

5　前条第1項第6号及び第7号の休職期間は必要に応じ，5年を超えない範囲内で学長が定める。同項第6号の休職の期間が5年に満たない場合においては，休職した日から引き続き5年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

6　前条第1項第3号から第5号までの休職期間が引き続き3年に達する際特に必要があると学長が認めたときは，2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては，学長は，必要に応じ，更新した休職の期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において，再度これを更新することができる。

7　学長は，特に必要があると認めたときは，第4項の規定にかかわらず，前条第1項第5号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることができる。この休職の期間が5年に満たない場合においては，学長は，必要に応じ，休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において，これを更新することができる。

8　前条第1項第4号及び第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際，やむを得ない事情があると学長が認めたときは，必要に応じ，これを更新することができる。

（復職）

第17条　学長は，前条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には，すみやかに復職を命じるものとする。

2　前項の定めによらず，第15条第1項第1号の休職については，職員が休職期間の満了までに復職を願い出て，医師が休職事由が消滅したと診断した場合に限り，復職を命じる。この場合，産業医又は大学が指定する医師の診断を求めることがある。

3　前2項の場合，学長は，原則として休職前の職場に復帰させる。ただし，心身の状態その他を考慮し，産業医又は大学の指定する医師の意見を聴取の上，他の職務に就かせるなど必要な措置をとることがある。

（休職中の身分）

第18条　休職者は，職員としての身分を保有するが，職務に従事しない。

2　休職者は，その休職期間中，別に定める給与規程において別段の定めをしない限り，給与を支給されない。

第5節　退職及び解雇

（退職）
第19条　職員は，次の各号のいずれかに該当するときは，退職とし，職員としての身分を失う。
(1)　退職を申し出て学長から承認されたとき。
(2)　定年に達したとき。
(3)　第21条の2に定める早期退職制度に基づき，退職を申し出て学長から承認されたとき。
(4)　期間を定めて雇用されている場合，その期間を満了したとき。
(5)　第15条第1項第1号（業務上の事由に起因する場合を除く。）から第9号までに定める休職の期間が満了し，休職の事由がなお消滅せず，復職できないとき。
(6)　死亡したとき。
2　退職を申し出た職員が第59条第1項各号のいずれかに該当し，懲戒処分の手続中である場合は，前項第1号の規定にかかわらず，当該退職を認めないことがある。
（自己都合による退職手続）
第20条　職員は，自己の都合により退職しようとするときは，退職を予定する日の少なくとも14日前までに学長に退職届を提出しなければならない。
2　職員は，退職届を提出後も，退職するまでの間は，従来の職務に従事しなければならない。
（定年）
第21条　職員の定年は，満65歳とする。
2　定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は，定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
（大学教員の早期退職）
第21条の2　大学教員は，前条第1項第1号に定める定年より前に，早期退職制度により退職することができる。
2　早期退職制度に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学大学教員早期退職規程による。
（定年による退職の特例）
第22条　学長は，定年に達した職員（大学教員を除く。）が第21条の規定により退職すべきこととなる場合において，その職員の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生じると認められる十分な理由があるときは，同条の規定にかかわらず，当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め，当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため，引き続き勤務させることができる。ただし，第11条の4第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって，定年退職日において管理監督職に就いている職員については，同条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって，引き続き勤務させることについて承認したときに限るものとし，当該期限は，当該職員が就いている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
2　学長は，前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において，前項に掲げる事由が引き続きあると認めるときは，これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし，当該期限は，当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあって

は，当該職員が就いている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
3　職員の定年退職日の延長に関し必要な事項は，別に定める採用等規程による。
(再雇用)
第23条　第21条の規定により退職した者(大学教員を除く。)，満60歳に達した日以後に第19条第1項第1号の規定により退職した者(大学教員を除く。)又は前条の規定により定年退職日を延長して勤務した後退職した者で，本人が再雇用を希望し，第19条第1項第5号に定める退職事由又は第24条に定める解雇事由に該当しない場合は，1年を超えない範囲内で雇用期間を定め，再雇用するものとする。
2　前項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は，1年を超えない範囲で更新することができる。ただし，別途定める更新基準を満たさない場合はこの限りでない。
3　前2項の規定による雇用期間の末日は，その者が満65歳に達する日以後における3月31日以前とする。
(解雇)
第24条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，解雇することがある。
(1)　勤務実績が著しく不良で，改善の見込みのない場合
(2)　心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり，又はこれに堪えない場合
(3)　前2号に規定する場合のほか，その職務に必要な適格性を欠く場合
(4)　天災事変その他やむを得ない事由により大学の事業継続が不可能となった場合
(5)　上記各号に準ずるやむを得ない事由が生じた場合
2　職員の解雇に関し必要な事項は，別に定める採用等規程による。
(解雇制限)
第25条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし，第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は業務災害による療養開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受取ることになった場合は，この限りでない。
(1)　業務上負傷し，又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
(2)　産前産後の女性職員が，別に定める国立大学法人三重大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第28条第7号及び第8号の規定により休業する期間及びその後30日間
(解雇予告)
第26条　第24条の規定により職員を解雇する場合は，少なくとも30日前に本人に予告をするか，又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし，試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は所轄労働基準監督署長の認定を受けて第60条第1項第5号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りでない。
(退職後の責務)
第27条　退職又は解雇された者は，在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(退職証明書)

第28条　学長は，退職又は解雇された者が，退職証明書の交付を請求した場合は，遅滞なくこれを交付する。ただし，解雇理由に関してのみ退職前でも請求があれば交付する。
2　前項の証明書に記載する事項は，次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　雇用期間
(2)　業務の種類
(3)　その他事業における地位
(4)　給与
(5)　退職の事由(解雇の場合は，その理由)
3　証明書には前項の事項のうち，退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章　給与

(給与の種類)
第29条　職員の給与は，本給(本給の調整額及び教職調整額を含む。)及び諸手当とする。
2　諸手当は，扶養手当，管理職手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，特地勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿直手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，本府省業務調整手当，特別調整手当，競争的研究費獲得手当，職務手当，クロスアポイントメント手当，クロスアポイントメント特別手当，期末手当及び勤勉手当とする。
(給与の支給日)
第30条　本給，扶養手当，管理職手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特地勤務手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，本府省業務調整手当，特別調整手当及びクロスアポイントメント手当は，その月の月額の全額を毎月21日に，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿直手当及び職務手当は，その月の分を翌月21日に，競争的研究費獲得手当は，毎年4月21日(この条において，「支給日」という。)に支給する。ただし，支給日が土曜日，日曜日又は休日に当たるときは，支給日の直前の土曜日，日曜日又は休日でない日に繰り上げて支給する。
2　前項の規定にかかわらず，前項ただし書きの規定により繰り上げる日数は前々日までとし，それ以外は支給日後の最初の土曜日，日曜日又は休日でない日に繰り下げて支給する。
3　クロスアポイントメント特別手当，期末手当及び勤勉手当は，6月30日及び12月10日(この項において，「支給定日」という。)に支給する。ただし，支給定日が日曜日に当たるときは，支給定日の前々日に，支給定日が土曜に当たるときは，支給定日の前日に支給する。
(給与の支給)
第31条　職員の給与は，その全額を現金で，直接職員に支払うものとする。ただし，法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には，その職員に支払うべき給与の金額から，その金額を控除して支払うものとする。
2　労基法第24条第1項ただし書に定める労使協定が締結された事業場において，大学は，給与の一部を控除して支払うことができる。
3　第1項の規定にかかわらず，労使協定が締結された事業場においては，職員の申出に基づき，大学の取引銀行が振込可能な金融機関及び郵便局における本人の預貯金口座へ振り込むことにより，これを支払う。
(給与の決定)

第32条　職員の受ける本給は，所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって，職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，かつ，勤労の強度，勤務時間，勤務環境その他の勤務条件を考慮して，本給表に定める級及び号給に決定される。

2　本給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　一般職本給表(一)

(2)　一般職本給表(二)

(3)　海事職本給表(一)

(4)　海事職本給表(二)

(5)　教育職本給表(一)

(6)　教育職本給表(二)

(7)　教育職本給表(三)

(8)　医療職本給表(二)

(9)　医療職本給表(三)

(10)　指定職本給表

3　各本給表及び本給表の適用範囲は，別に定める。

4　第2項の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準等については，別に定める。

(初任給)

第33条　新たに採用する者の初任給は，その者の学歴，免許・資格，職務経験等を考慮して決定する。

(昇給)

第34条　職員の昇給は，毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。

(年俸制適用者の給与)

第35条　職員の給与については，第29条から前条までの規定にかかわらず，学長が必要と認める場合は，年俸制を適用することができるものとし，その適用範囲，その他必要な事項は，別に定める。

第36条　削除

(給与に関する事項)

第37条　職員の給与に関し必要な事項は，第29条から第34条までに定めるもののほか，別に定める給与規程による。

第4章　服務

(誠実義務)

第38条　職員は，大学の社会的使命と職務上の責任を自覚して勤務中は職務に専念し，大学がなすべき責を有する職務を誠実に遂行するとともに，大学の発展に努めなければならない。

(職務従事免除期間)

第39条　職員は，次の各号のいずれかに該当する期間については，職務従事を免除される。

(1)　勤務時間内レクリエーションに参加を承認された期間

(2)　勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間

(3)　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「均等法」という。)第12条の規定に基づき，勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間

(4)　均等法第13条の規定に基づき，通勤緩和，休憩，休業及び補食により勤務しないことを承認された期間

(5)　勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間

（遵守事項）
第40条　職員は，次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
(1)　職場の内外を問わず，大学の信用を傷つけ，その利益を害し，又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
(2)　職務上知ることのできた機密事項や個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
(3)　常に公私の別を明らかにし，その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
(4)　大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で，喧騒等業務の正常な遂行を妨げる行為をしてはならない。
(5)　大学内で，風紀を乱す行為をしてはならない。
(6)　学長に許可なく，大学内で営利を目的とする金品の貸借をし，物品の売買を行ってはならない。
（職員の倫理）
第41条　職員は，大学の業務の公共性を自覚し，公正に職務を遂行しなければならない。
2　職員の倫理に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学役職員倫理規程による。
（ハラスメントに関する措置）
第42条　大学は，ハラスメントの防止及び排除のために必要な措置をとるように努めるとともに，健全なる職場環境の保持に努めなければならない。
2　職員は，互いに大学の構成員の自由及び権利を尊重しあうとともに，自己の有する権限や影響力を濫用して，大学の構成員の人格及び権利を侵害する行為を行ってはならない。
3　ハラスメントの防止等に関する措置は，別に定める国立大学法人三重大学におけるハラスメントの防止及び対策に関する規程による。
（兼業の制限）
第43条　職員は，学長の許可を受けた場合でなければ，他の業務に従事し，又は自ら営利企業を営んではならない。
2　職員の兼業に関し必要な事項は，別に定める兼業規程による。
（内部告発者の保護）
第44条　大学内で行われた非違行為の事実を大学に通報した職員は，通報したことにより，いかなる不利益も受けない。ただし，誹謗中傷を目的とした通報に関しては，この限りでない。

第5章　知的財産

（知的財産）
第45条　知的財産に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学知的財産規程による。

第6章　勤務時間，休日，休暇等

（勤務時間）
第46条　職員の勤務時間は，休憩時間を除き，1週間当たり38時間45分とする。
2　1日の勤務時間は，7時間45分とする。
（始業及び終業の時刻並びに休憩時間）
第47条　職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は，次のとおりとする。
(1)　始業　8時30分
(2)　終業　17時15分

(3)　休憩時間　12時から13時まで

2　前項の規定にかかわらず，業務の都合上必要と認められる場合は，前条第2項に定める勤務時間を超えない範囲において，始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することができる。

(変形労働時間制)

第48条　学長が指定する部署における職員の勤務時間は，第46条及び第47条の規定にかかわらず，別に定めるところにより変形労働時間制を適用することができる。

(裁量労働制)

第49条　業務の性質上必要と認められる大学教員の勤務時間は，第46条及び第47条の規定にかかわらず，別に定めるところにより裁量労働に関するみなし勤務労働制を適用することができる。

(週休日)

第50条　職員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)は，日曜日及び土曜日とする。

2　第48条を適用された職員の週休日は，別に定める。

(休日)

第51条　職員は，次の各号に掲げる日には，特に勤務を命ぜられる者を除き，正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(1)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2)　年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日，前号に該当する休日を除く。)

(時間外及び休日労働等)

第52条　職員は業務の都合により，労基法第36条の定めるところにより第46条の所定労働時間を超え，又は第50条の週休日及び第51条の休日に勤務を命ぜられることがある。

(休暇の種類)

第53条　職員の有給休暇は，年次有給休暇，病気休暇及び特別休暇とする。

(勤務時間，休日及び休暇等に関する事項)

第54条　職員の勤務時間，休日及び休暇等に関し必要な事項は，第46条から前条までに定めるもののほか，別に定める勤務時間等規程による。

(育児休業等)

第55条　職員のうち，3歳に満たない子の養育を必要とする者は，学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2　職員のうち，満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の養育を必要とする者は，学長に申し出て部分休業又は育児短時間勤務の適用を受けることができる。

3　育児休業等に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学職員の育児休業等に関する規程による。

(介護休業等)

第56条　職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は，学長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2　介護休業等に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学職員の介護休業等に関する規程による。

第7章　研修

(研修)

第57条　職員は，業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために，絶えず研修に努めるとともに，研修に参加することを命ぜられた場合には，研修を受けなければならない。
2　学長は，職員の研修機会の提供に努めるものとする。
3　教育職員は，本務に支障のない限り，所属長の承認を得て，勤務場所を離れて研修を行うことができる。
4　職員の研修に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学職員研修規程による。

第8章　賞罰

（表彰）
第58条　学長は，職員が大学の業務に関し，特に功労があって他の模範とするに足りると認められるときは，別に定める国立大学法人三重大学表彰規程により，これを表彰する。
（懲戒）
第59条　学長は，職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，所定の手続の上，懲戒処分を行う。
(1)　職務上の義務に違反したとき。
(2)　故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
(3)　正当な理由なく欠勤したとき。
(4)　正当な理由なく繰り返し遅刻，早退する等勤務を怠ったとき。
(5)　法律上の犯罪に該当する行為があったとき。
(6)　重大な経歴詐称をしたとき。
(7)　大学の機密事項や不利益となること並びに職務上知り得た個人情報を，正当な理由なく他に漏らしたり又は漏らそうとしたとき。
(8)　この規則その他大学の定める諸規程に違反したとき。
(9)　前各号に準ずる行為があったとき。
2　職員の懲戒に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学職員懲戒規程による。
（懲戒の種類，内容）
第60条　懲戒の種類及び内容は，次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　譴責　始末書を提出させ，将来を戒める。
(2)　減給　始末書を提出させ減給する。ただし，減給額の1回の額は，平均賃金の1日分の2分の1，1カ月の額は，当該月の給与額の10分の1の範囲とする。
(3)　出勤停止　始末書を提出させるほか，6月以下の期間を定め出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しない。
(4)　諭旨解雇　退職を勧告して解雇する。ただし，勧告に応じない場合は，懲戒解雇する。
(5)　懲戒解雇　即時に解雇する。この場合において，所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。
（禁錮以上の刑の扱い）
第60条の2　職員が禁錮以上の刑に処せられた場合には，役員会の議を経て前条第5号に規定する懲戒解雇とする。
2　前項において，執行猶予が付された場合は，第59条の規定により懲戒処分を行うものとする。
（訓告等）

第61条　第59条にかかわる懲戒処分の必要がない者についても，服務を厳正にし，規律を保持する必要があるときは，訓告，厳重注意を文書等により行うことができる。

(損害賠償)

第62条　職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は，第60条又は第61条の規定による懲戒処分等を行うほか，その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第9章　安全衛生

(安全・衛生管理)

第63条　大学は，職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるとともに，快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2　職員は，自己，同居人又は近隣の者が病毒伝播の恐れのある感染症にかかり若しくはその疑いがあり，大学の業務に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は申し出て，大学の定める措置に従わなければならない。

(協力義務)

第64条　職員は，安全，衛生及び健康確保について，労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか，学長の指示を守るとともに，大学が行う安全，衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第65条　職員は，大学が行う安全，衛生に関する教育，訓練を受けなければならない。

(非常時の措置)

第66条　職員は，火災その他非常災害や事故の発生を発見し，又はそのおそれがあることを知ったときは，臨機の措置を取るとともに，直ちにその旨を上司その他関係者に連絡し，お互いに協力してその災害を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第67条　職員は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　安全及び衛生について学長の命令，指示等を守り，実行すること。

(2)　常に職場の整理，整頓，清潔に努め，災害防止と衛生の向上に努めること。

(3)　安全衛生装置，消火設備，衛生設備，その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり，許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第68条　職員は，大学が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし，医師による健康診断を受け，当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは，この限りでない。

2　前項の健康診断により産業医又は大学が指定する医師が必要と認める場合は，学長は一定期間の就業の禁止，勤務時間の短縮，時間外労働の制限，配置換等，当該職員の療養及び健康維持に必要な措置を講ずるものとする。

(就業禁止)

第69条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，学長は産業医若しくは大学の指定する医師の意見を聴取の上，就業を禁止することができる。

(1)　病毒伝播の恐れのある感染症にかかったとき。

(2)　心臓，腎臓，肺等の疾病で業務により病勢が著しく増悪する恐れがあるとき。

(3)　その他，前2号に準ずる疾病で，厚生労働大臣の指定する疾病にかかったとき。

(妊産婦である職員の就業制限)

第70条　学長は，妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員を，妊娠，出産，哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

(安全・衛生に関する事項)

第71条　職員の安全・衛生に関し必要な事項は，第63条から前条までに定めるもののほか，別に定める国立大学法人三重大学職員安全衛生管理規程による。

第10章　出張

(出張)

第72条　職員は，業務上必要がある場合は，出張を命ぜられることがある。

2　出張を命ぜられた職員が帰任したときは，速やかに，学長に報告しなければならない。

(旅費)

第73条　前条の出張に要する旅費に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学旅費規程による。

第11章　福利・厚生

(能率増進計画)

第74条　学長は，職員の勤務能率の発揮及び増進のために，次の各号に掲げる事項について計画を樹立し，これの実施に努めなければならない。

(1)　職員のレクリエーションに関する事項

(2)　職員の厚生に関する事項

(宿舎利用基準)

第75条　職員の宿舎の利用に関し必要な事項は，別に定める国立大学法人三重大学宿舎規程による。

第12章　災害補償

(業務上の災害補償)

第76条　職員の業務上の災害については，労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)の定めるところにより，災害補償を行う。

(通勤途上災害)

第77条　職員の通勤途上における災害については，労災法の定めるところにより，補償を行う。

第13章　退職手当

(退職手当の支給)

第78条　職員が退職し，又は解雇された場合は，職員の勤続年数並びに退職事由及び解雇事由に応じて，退職手当を支給する。

(退職手当の不支給)

第79条　職員が次の各号の一に該当する場合は，退職手当を支給しない。

(1)　勤続期間が6月未満の場合

(2)　第60条第5号の規定により懲戒解雇された場合

(退職手当に関する事項)

第80条　職員の退職手当に関し必要な事項は，第78条及び前条に定めるもののほか，別に定める国立大学法人三重大学職員退職手当規程による。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附　則（平成17年6月23日規則）
この規則は，平成17年6月23日から施行し，平成17年4月1日から適用する。

附　則（平成18年4月1日規則）
この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成19年6月28日規則）
この規則は，平成19年6月28日から施行し，平成19年4月1日から適用する。

附　則（平成20年3月27日規則）
この規則は，平成20年3月27日から施行し，平成19年4月1日から適用する。

附　則（平成20年9月25日規則）
この規則は，平成20年9月25日から施行し，平成20年9月1日から適用する。

附　則（平成20年11月11日規則）
この規則は，平成20年11月11日から施行する。

附　則（平成21年3月30日規則）
この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成21年5月28日規則）
この規則は，平成21年6月1日から施行する。

附　則（平成22年3月24日規則）
この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成22年6月24日規則）
この規則は，平成22年6月30日から施行する。

附　則（平成22年12月20日規則）
この規則は，平成23年1月1日から施行する。

附　則（平成24年3月29日規則）
この規程は，平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成25年3月28日規則）
1　この規則は，平成25年4月1日から施行する。
2　平成25年3月31日に定年により退職した者については，改正後の第23条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成27年3月26日規則第81号）
この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月24日規則第81号）
この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和元年11月21日規則第81号）
この規則は，令和元年12月1日から施行する。

附　則(令和4年3月24日規則第81号)

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和4年6月28日規則第81号)

この規則は，令和4年6月28日から施行し，令和4年2月1日から適用する。

附　則(令和4年10月11日規則第81号)

この規則は，令和4年12月1日から施行する。

附　則(令和4年11月22日規則第81号)

この規則は，令和4年11月22日から施行し，令和4年10月1日から適用する。

附　則(令和5年3月28日規則第81号)

1　この規則は，令和5年4月1日から施行する。

2　次の表の左欄に掲げる期間における第21条第1項の規定の適用については，同項中「満65歳」とあるのは，同表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし，大学教員を除く職員に限る。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

3　前項の規定にかかわらず，一般職員のうち労務作業に従事する者の次の表の左欄に掲げる期間における第21条第1項の規定の適用については，同項中「満65歳」とあるのは，同表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満63歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満63歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

附　則(令和5年5月16日規則第81号)

この規則は，令和5年5月16日から施行し，令和5年4月1日から適用する。

○三重大学教授会規程

（平成 16 年 4 月 16 日規程第 13 号）

改正 平成 17 年 3 月 24 日規程　平成 18 年 3 月 23 日規程
平成 18 年 5 月 18 日規程　平成 20 年 1 月 24 日規程
平成 21 年 3 月 30 日規程　平成 26 年 3 月 27 日規程
平成 27 年 3 月 26 日規程第 13 号　平成 28 年 3 月 30 日規程第 13 号
平成 29 年 2 月 23 日規程　平成 30 年 3 月 30 日規程第 13 号
令和 4 年 3 月 24 日規程第 13 号

（趣旨）

第 1 条　この規程は，国立大学法人三重大学学則第 32 条第 2 項及び三重大学大学院学則第 8 条第 3 項の規定に基づき，三重大学の教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

（任務）

第 2 条　教授会は，次に掲げる事項について，学長が決定を行うに当たり，審議し，意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学，卒業及び課程の修了に関する事項

(2)　学位の授与に関する事項

(3)　教育課程の編成に関する事項

(4)　学生の再入学，転入学，編入学及び転学部に関する事項

2　教授会は，前項に規定するもののほか，別表に掲げる事項について審議する。また，学長，学部長又は研究科長の求めに応じ，意見を述べることができる。

3　前 2 項に規定する意見を述べる方法は，次のとおり取り扱うものとする。

(1)　文書（意見書・理由書を添付したもの）による上申

(2)　口頭による説明

（組織）

第 3 条　各学部に置かれる教授会（以下「学部教授会」という。）は，当該学部（教育学部にあっては，教育学研究科を，医学部にあっては，医学系研究科を含み，工学部及び生物資源学部にあっては，当該学部を基礎とする研究科とする。以下同じ。）の専任の教授をもって組織する。

2　各研究科に置かれる教授会（以下「研究科教授会」という。）は，当該研究科（医学系研究科にあっては，医学部を含む。以下同じ。）の専任の教授をもって組織する。

3　学部教授会には，当該学部の専任で第 1 項の職員以外の者を加えることができる。

4　研究科教授会には，当該研究科の専任で第 2 項の職員以外の者を加えることができる。ただし，審議事項によっては，当該研究科を担当する第 2 項の職員以外の者を加えることができる。

（議長）

第 4 条　教授会に議長を置き，学部教授会にあっては当該学部長を，研究科教授会にあっては当該研究科長をもって充てる。

2　議長は，教授会を主宰する。

3　議長に事故があるときは，あらかじめ議長が指名した教授が，その職務を代行する。

(会議)

第5条　教授会は，半数以上であって当該教授会が定める割合以上の構成員が出席しなければ，会議を開き，議決することができない。

2　教授会の議事は，出席構成員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。ただし，特別の必要があると認められるときは，半数以上であって当該教授会の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条　教授会が必要と認めたときは，構成員以外の者を出席させ，意見又は説明を聴くことができる。

(代議員会等)

第7条　教授会は，当該教授会の定めるところにより，構成員の一部の者をもって組織される代議員会，専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2　教授会は，当該教授会の定めるところにより，代議員会等の議決をもって，教授会の議決とすることができる。

3　代議員会等の組織及び運営に関し必要な事項は，当該教授会が別に定める。

(庶務)

第8条　教授会の庶務は，学部教授会にあっては当該学部の事務を所掌するチームにおいて，研究科教授会にあっては当該研究科又は当該研究科の基礎となる学部の事務を所掌するチーム(医学・病院管理部を含む。)において処理する。

(雑則)

第9条　この規程に定めるもののほか，教授会の運営に関し必要な事項は，当該教授会が別に定める。

附　則

この規程は，平成16年4月16日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附　則(平成17年3月24日規程)

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月23日規程)

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成18年5月18日規程)

この規程は，平成18年5月18日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

附　則(平成20年1月24日規程)

この規程は，平成 20 年 1 月 24 日から施行する。

附　則(平成 21 年 3 月 30 日規程)

この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 26 年 3 月 27 日規程)

この規程は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 3 月 26 日規程第 13 号)

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 3 月 30 日規程第 13 号)

この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 2 月 23 日規程)

この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 3 月 30 日規程第 13 号)

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 3 月 24 日規程第 13 号)

この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

教授会の審議事項

区分	事項名
教育	学部・学科等又は研究科・専攻の設置及び改廃等に関する事項
	学部規程又は研究科規程の制定及び改廃に関する事項
	学生の懲戒に関する事項
	学生の休学，復学，退学，転学，除籍及び留学に関する事項
	再入学，転入学，編入学及び転学部を許可された者の既修得単位数等の取扱い及び在学すべき年数に関する事項
	他の大学・大学院又は短期大学で履修した授業科目の単位認定に関する事項
	大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する事項
	入学前の既修得単位及び学修の単位認定に関する事項
	入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算に関する事項
	学位論文の審査及び最終試験に関する事項
	国費外国人留学生の選考に関する事項

	複数学位取得を目的とした大学間交流協定により入学した外国人留学生の入学前に修得した単位の認定に関する事項
	学生の表彰に関する事項（三重大学学業優秀学生表彰に関する取扱要項による表彰を含む。）
	専攻生，科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生及び委託生の入学許可等に関する事項
	教職課程の認定申請等に関する事項
	司書及び学芸員養成課程の認定申請等に関する事項
	看護師学校等指定申請に関する事項
研究	産学官連携講座及び産学官連携研究部門の設置申請に関する事項
	寄附講座及び寄附研究部門の設置申請に関する事項
	プロジェクト研究室の設置申請に関する事項
人事	評議員の選考に関する事項
	学部長，研究科長又は病院長の選考に関する事項
	学科長，専攻長又は院部門長の選考に関する事項
	学部・研究科附属の教育研究施設の長の選考に関する事項
	大学教員の選考に関する事項
	大学院担当教員の資格審査に関する事項
	特任教員の選考に関する事項
	外国人教師及び外国人研究員の選考に関する事項
	客員教授及び客員准教授の選考に関する事項
	連携教授及び連携准教授の選考に関する事項
	招へい教員の受入に関する事項
	附属学校園特別教員の選考に関する事項
	大学教員早期退職制度による退職の申出に関する事項
	大学教員のクロスアポイントメント制度の適用に関する事項
	大学教員のサバティカル制度利用の申出に関する事項
	名誉教授称号授与候補者の申出に関する事項
	名誉博士称号授与候補者の推薦に関する事項
―	その他学部・研究科等が必要と認めた教育研究に関する事項

三重大学大学院工学研究科教授会内規

（趣旨）
第１条 この内規は，三重大学教授会規程第９条の規定に基づき，三重大学大学院工学研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。
（組織）
第２条 研究科教授会は，本研究科専任の教授，准教授，講師及び助教（以下「構成員」という。）をもって組織する。
２ 前項の規定にかかわらず，本研究科の組織及び専任教員の人事に係る審議に関しては，専任の教授をもって組織する。
３ 研究科教授会には，工学研究科を担当する第１項以外の専任教員を加えることができる。ただし，教学関係以外の議決には加わることができないものとする。
（成立）
第３条 研究科教授会は，別に定めのあるものを除き，構成員の過半数の出席により成立する。ただし，休職者，海外出張者，内地研究員及び１月以上の病気欠勤者は構成員に算入しない。
（構成員以外の者の出席）
第４条 研究科教授会が必要と認めたときは，構成員以外の者を出席させ，意見又は説明を聴くことができる。
（庶務）
第５条 研究科教授会の庶務は，工学部・工学研究科チームにおいて処理する。
（雑則）
第６条 この内規に定めるもののほか，研究科教授会の運営に関し，必要な事項は，その都度研究科教授会が定める。
附 則
この内規は，平成１６年４月１日から施行する。
附 則
この内規は，平成１８年４月１日から施行する。
附 則
この内規は，平成２１年４月１日から施行する。
附 則
この内規は，平成２７年４月１日から施行する。

三重大学大学院工学研究科教務委員会内規

（平成２０年１２月１０日研究科教授会承認）

（設置）

第１条　三重大学大学院工学研究科に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　工学研究科および工学部における専門教育に関する事項

二　共通教育における学科間の連携・調整に関する事項

三　その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第３条　委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　研究科長

二　教育担当研究科長室員

三　専攻委員各２名（教授１名，准教授・講師１名）

２　委員の任期は，２年とする。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　　委員会に委員長を置き，教育担当研究科長室員をもって充てる。

２　委員長は，必要に応じ，委員会を招集し，この議長となる。

（会議）

第５条　委員会は，専攻委員各１名以上の出席をもって成立する。

２　議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　委員が都合により委員会に出席できない場合は，代理委員の出席を認めるものとする。

（委員以外の出席）

第６条　委員会が必要と認めたときは，委員以外の者を出席させ，意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は，工学部・工学研究科チーム学務担当が処理をする。

附則

この内規は，平成２０年１２月１０日から施行する。

三重大学大学院工学研究科学生委員会内規

（平成２０年１２月１０日研究科教授会承認）

（設置）

第１条　三重大学大学院工学研究科に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　厚生補導全般に関する事項

二　その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　研究科長

二　学生担当研究科長室員

三　専攻委員各２名

２　委員の任期は，２年とする。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き，研究科長室会議から選出された学生担当室員をもって充てる。

２　委員長は，必要に応じ，委員会を招集し，この議長となる。

（会議）

第５条　委員会は，専攻委員各１名以上の出席をもって成立する。

２　議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　委員が都合により委員会に出席できない場合は，代理委員の出席を認めるものとする。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員会が必要と認めたときは，委員以外の者を出席させ，意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は，工学部・工学研究科チーム学務担当が処理をする。

附　則

この内規は，平成２０年１２月１０日から施行する。

三重大学大学院工学研究科入試委員会内規

（平成２０年１２月１０日研究科教授会承認）

（設置）

第１条　三重大学大学院工学研究科に入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　入学試験実施全般に関する事項

二　その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　研究科長

二　入試担当研究科長室員

三　専攻委員各２名（教授１名，准教授・講師１名）

２　委員の任期は，１年とする。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長・副委員長）

第４条　委員会に委員長を置き，研究科長をもって充てる。

２　委員会に副委員長を置き，入試担当研究科長室員をもって充てる。

３　委員長は，必要に応じ，委員会を招集し，この議長となる。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会は，専攻委員各１名以上の出席をもって成立する。

２　議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　委員が都合により委員会に出席できない場合は，代理委員の出席を認めるものとする。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員会が必要と認めたときは，委員以外の者を出席させ，意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は，工学部・工学研究科チーム学務担当が処理をする。

附　則

この内規は，平成２０年１２月１０日から施行する。

学生確保の見通し等を記載した書類

（三重大学大学院工学研究科電子情報工学専攻）

（１）新設組織の概要

① 新設組織の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

② 新設組織の特色 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

③ 新設組織の定員設定理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

④ 学生納付金の金額設定の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

（２）人材需要の社会的な動向等

① 新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向・・・・・・・Ｐ４

② 既設組織の定員充足の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

③ 新設組織の定員充足見込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

（３）学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果 ・・・・・・・・・Ｐ６

③ 人材需要に関するアンケート調査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

（１）新設組織の概要

①新設組織の概要

組織	入学定員	収容定員	所在地
三重大学大学院工学研究科 電子情報工学専攻	１０	２０	三重県津市栗真町屋町１５７７

②新設組織の特色

三重大学大学院工学研究科（以下、本研究科）では、これまで電気電子工学専攻において半導体技術に関する教育、情報工学専攻においてデジタル技術に関する教育をそれぞれ行ってきた。加えて、本学では、令和５年４月に「半導体・デジタル未来創造センター」を設置し、三重県や地域の半導体関連企業、県内の高等専門学校と連携し、半導体分野の講義の増設、インターンシップ、工場見学等の実施、共同研究をベースとした研究環境下での教育に取り組んでおり、半導体人材の育成を強化している。

これらの実績や社会的要請を踏まえ、半導体技術とデジタル関連技術の両方を理解し、研究開発能力を有する人材の育成が必要であると考え、本研究科に電子情報工学専攻（以下、本専攻）を新設する。

本専攻では、学生に基礎的な知識から応用的な技術まで幅広い教育を提供し、産業界や社会に貢献できる人材を育成することを目指しており、産業界や研究機関と連携して、PBL 教育やプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力の育成を図るための実践的な教育を実現する。また、関連企業等と技術交流や共同研究を推進し問題解決能力を身につける機会を提供することで、高い開発能力を備えた高度専門技術者及び研究者の育成を行う。

○本研究科電子情報工学専攻の目的及び養成する人材像

（教育研究上の目的）

電子工学及び情報工学に関する基礎知識を基盤として、半導体やデジタル分野の専門知識とそれを応用・実践できる高度な能力を修得させ、さらに教育研究を通して次世代を牽引する地域産業と国際社会の発展に貢献することを目的とする。

（養成する人材像）

電子工学の幅広い知識と、特に半導体分野においてはより深い知識および技術を修得すると同時に、統計学や情報工学の基礎と応用を理解してデータを活用する高度な実践力を有した者であって、分野の多様性を理解したグローバルなコミュニケーション能力、学際分野を理解した技術開発をプロジェクト・マ

ネージメントできる能力を備えた高度専門技術者及び研究者を育成する。

（卒業後の進路）

卒業後の進路としては、半導体産業、電子部品、精密機器、電機、自動車、航空・宇宙、重工業、情報機器、エネルギー、エレクトロニクス、素材、通信・放送分野の技術者及び研究者や大学院博士後期課程への進学を想定している。

③新設組織の定員設定理由

本研究科既存の各専攻は、工学部総合工学科の各コースから接続した教育体制をとっている。各専攻の定員については、過去の充足率や教員配置等により設定しているが、本専攻において、基礎となる学部のコース（電子情報工学コース）の設置は令和７年度のため、令和 10 年度まで卒業生が不在の状況となる。

○工学部総合工学科の各コースとの対応関係（下図）

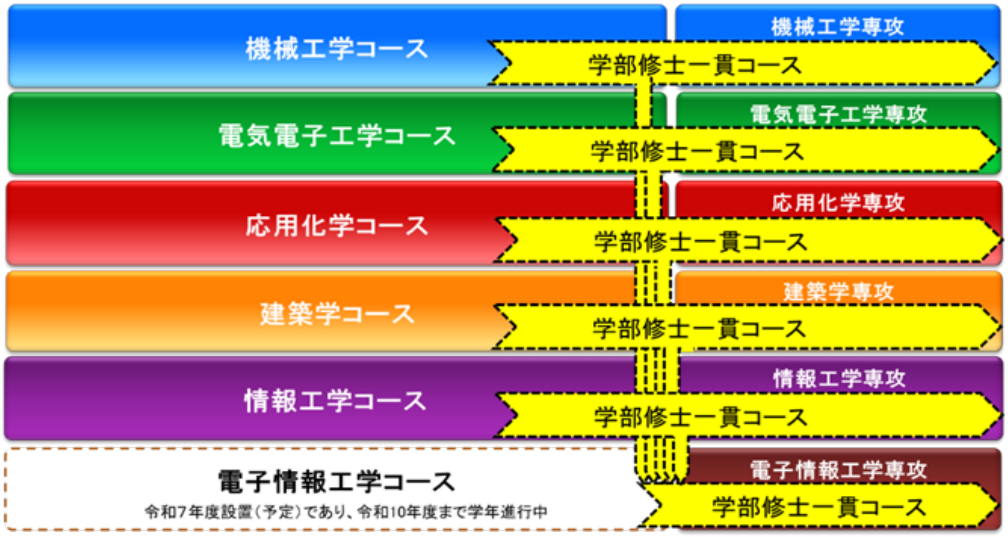

そのため定員設定については、本専攻の基礎となる本研究科電気電子工学専攻の本専攻に関連する分野の研究室における直近２年間の進学者数を参考とした。

当該研究室（オプトエレクトロニクス、ナノデザイン、情報処理、計算機工学）への進学者は、令和５年度においては 12 名、令和６年度においては 13 名であることから、入学定員 10 名は適切な定員設定と考える。

④学生納付金の金額設定の理由

本専攻の学生納付金は入学金 282,000 円、授業料年額 535,800 円の合計 817,800 円である。これは「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」で規定された国立大学法人の標準額と同一であり、妥当な金額であると考える。

（２）人材需要の社会的な動向等

①新設する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向

政府は2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指しており、それに向けてはデジタル社会への変革が不可欠であり、その要として半導体技術とデジタル技術はますます重要性を増している。これらの技術は、情報通信技術やエレクトロニクス業界を始めとする様々な分野での革新と成長を促し、AIやIoTなどの新たな技術の進展にも欠かせない要素である。半導体は、電子機器や通信システム、自動車、医療機器など様々な製品に頭脳として利用され、情報を処理し、信号を制御する役割を果たしており、デジタル技術の基盤となっている。また、デジタル技術は情報の収集、処理、配信等を効率的に行うことができ、社会活動を支える産業や社会インフラ、教育、行政等あらゆる分野において不可欠な存在である。

一方、我が国においてこれらの分野を支える人材は、不十分かつ偏在的であるとされており、半導体人材においては、業界団体の「電子情報技術産業協会」（JEITA）による政策提言TFメンバー９社では、今後10年間で少なくとも４万３千人の人材が追加で必要（出典：国際競争力強化を実現するための半導体戦略2024年版（P.37））になると推計しているほか、デジタル技術を支える高度情報系人材においては、2030年には54.5万人ほど不足する試算が出されているなど、人材育成が急務である。

本学が所在する三重県は、北勢地域を中心に我が国の産業を代表する半導体製造企業や自動車関連企業、それらを支える関連企業が集積しており、電子部品・デバイス・電子回路の製造品出荷額が17年連続で全国１位を誇る。また、令和５年３月に国が示した「産業立地プロジェクト」において、半導体重要地域として定められるなど、日本の半導体産業を牽引する地域となっている。

地域における半導体産業の更なる振興に向けては、産学官が連携し、人材確保・育成等に取り組む動きが出てきている。

中部５県（富山・石川・岐阜・愛知・三重）においては、経済産業省中部経済産業局が中心となり「中部地域半導体人材育成等連絡協議会」を令和５年３月に設立し、半導体人材の育成・確保、半導体産業の魅力発信等を行っている。本学はこの中で、人材育成プログラム検討部会に所属し、大学１、２年生に半導体の基礎知識を学びつつ、大学で学ぶ様々な知識・技術が半導体の開発・製造等を支えていることを理解できるような人材育成プログラム（半導体工学概論）の作成に取り組んでいる。

三重県内においても半導体人材の育成・確保を強力に推進するため、産学官が連携し「みえ半導体ネットワーク」を令和５年３月に設立しており、本学はこの中で半導体人材育成の中核を担っている。

②既設組織の定員確保の状況

本研究科の直近２年間の入試結果（参考資料１）を見ると、いずれの専攻も志願倍率は１を超えている。また、入学定員の充足においても概ね安定して確保できている。

本研究科入学者は、各専攻とも本学工学部からの内部進学者が９割以上（参考資料２）を占めており、今後も学部学生に大学院進学の意識付けを行うことで質の高い学生を確保しつつ、中長期にわたって定員を充足できると考えている。

③新設組織の定員確保見込み

前述のとおり、本研究科入学者は、各専攻とも本学工学部からの内部進学者が９割以上（参考資料２）を占めている。

本専攻においても、９割以上が内部進学者であると仮定し、本専攻の基礎となる電気電子工学専攻において、本専攻に関連する分野の研究室（オプトエレクトロニクス、ナノデザイン、情報処理、計算機工学）における３年間（令和４年～令和６年）の内部進学状況をもとに、令和７年度の定員充足の見込みを以下のとおり算出した。（参考資料３）

○令和７年度志願者見込

・当該研究室に所属する学部４年生の学生：26 名（令和６年６月現在）
・当該研究室内における志願率（３年平均）：48.2%

26 名×48.2%＝12.53≒12 名（見込志願者数）

○令和７年度入学者見込

・当該研究室に所属する学部４年生の学生：26 名（令和６年６月現在）
・当該研究室内における内部進学率（３年平均）：43.5%

26 名×43.5%＝11.31≒11 名（見込入学者数）

以上の志願者及び入学者見込は、本研究科の直近２年間の入試結果（参考資料１）と比較しても概ね妥当な数字と考える。

また、本専攻への進学が想定される本学工学部総合工学科電気電子工学コースに所属する１～３年生 330 名を対象に「興味を持っている工学分野」調査（回答総数：263 名）（参考資料４）を実施した（令和６年４月）。いずれの学年も半導体・デバイス分野に興味をもつ学生が最も多く、当該分野の人気が高いことを示している。

このことは、当該分野を選択した学生が、学部４年進学時に本専攻に関連する分

野の研究室へ所属する可能性があることに加え、大学院進学時においても本専攻への進学を希望する可能性があると考えている。

○興味を持つ工学分野（複数回答可）

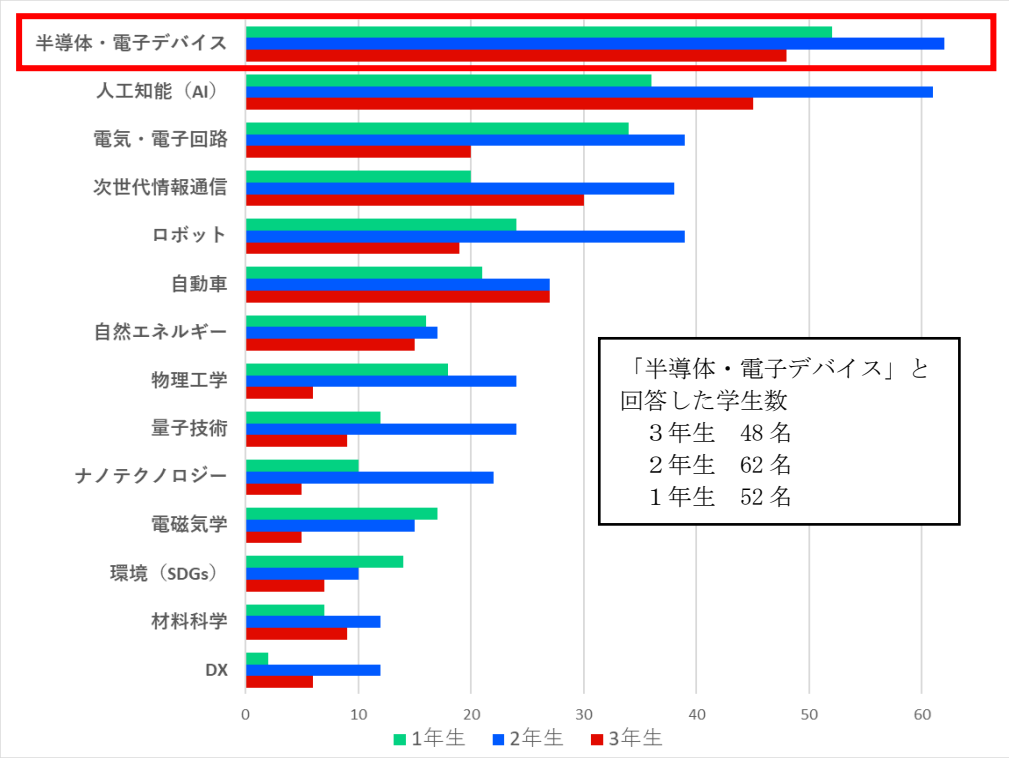

以上のことから、本専攻は中長期にわたって安定的に定員確保が可能であると考える。

（３）学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組状況

ア　既設組織における取組とその目標

本研究科では、学生募集のための PR 活動として以下の取組を進めており、今後も継続して実施する。

A)　広報誌

本研究科では、本学に興味のある受験生に向けて、本研究科各専攻の概要等を紹介した工学部・工学研究科案内を発行している。令和６年度は、４千部を発行し、希望者に配布している。令和７年度以降も、引き続き魅力ある広報誌の作成に取り組む。

B)　Web サイト

本研究科では、Web サイトにおいて各専攻の概要や研究紹介、教員紹介等を掲載している。今後も、見やすく魅力ある Web サイトの作成に取り組む。

C)　研究室見学

主に学外からの進学希望者に対し、個別で研究室見学を実施しており、教育内容や研究設備等の紹介を行っている。今後も内容を充実したうえで、実施する。

D)　女性研究者が輝く未来創造プロジェクト

「女性研究者が輝く未来創造プロジェクト」として、大学、企業等で活躍している女性研究者を招聘して講演会とともに懇談会を実施している。この活動では、招聘した女性研究者をロールモデルとして示すことで、大学院進学への理解や研究者としてのキャリア形成について理解を深めてもらうほか、学年やコースを超えた女子学生のコミュニティ形成を行っている。今後も内容を充実したうえで、実施する。

イ　新設組織における取組とその目標

本専攻では、アで記載した PR 活動の実施をしていくほか、広報活動を積極的に行い、他大学や高等専門学校専攻科からの進学者確保にも力を入れる予定である。

②人材需要に関するアンケート調査等

本研究科では、これまで製造業や情報通信業を中心に多数の人材を輩出しており、本専攻の人材育成の中心となる半導体人材においては、電気電子工学専攻を中心に令和４、５年度の２年間で計 22 名が県内に製造拠点を持つ半導体製造企業３社（キオクシア、ウエスタンデジタル合同会社、ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン）へ入社している。

また、前述で述べたように半導体人材においては、業界団体の「電子情報技術産業協会」(JEITA) による政策提言 TF メンバー９社では、今後 10 年間で少なくとも４万３千人の人材が追加で必要になると推計しているほか、デジタル技術を支える高度情報系人材においては、2030 年には 54.5 万人ほど不足する試算が出されているなど、中長期的に社会的な人材需要は高いと考えられる。

工 学 研 究 科 （ 博 士 前 期 課 程 ）直近２年間の入試結果

令和５年度	入学定員（A）	志願者（B）			合格者（C）			入学者（D）			志願倍率（B/A）	入学定員充足率（D/A）	入学辞退者（E）			入学辞退率（E/C）
		4月	10月	合計	4月	10月	合計	4月	10月	合計			4月	10月	合計	
工学研究科　全体	216	270	2	272	252	1	253	236	0	236	125.9%	109.3%	16	1	17	6.7%
機械工学専攻	55	68	0	68	66	0	66	64	0	64	123.6%	116.4%	2	0	2	3.0%
電気電子工学専攻	55	67	1	68	62	1	63	57	0	57	123.6%	103.6%	5	1	6	9.5%
応用化学専攻	56	76	0	76	69	0	69	66	0	66	135.7%	117.9%	3	0	3	4.3%
建築学専攻	20	24	1	25	23	0	23	23	0	23	125.0%	115.0%	0	0	0	-
情報工学専攻	30	35	0	35	32	0	32	26	0	26	116.7%	86.7%	6	0	6	18.8%

令和６年度	入学定員（A）	志願者（B）			合格者（C）			入学者（D）			志願倍率（B/A）	入学定員充足率（D/A）	入学辞退者（E）			入学辞退率（E/C）
		4月	10月	合計	4月	10月	合計	4月	10月	合計			4月	10月	合計	
工学研究科　全体	216	260		260	240		240	228		228	120.4%	105.6%	12		12	5.0%
機械工学専攻	55	70		70	64		64	62		62	127.3%	112.7%	2		2	3.1%
電気電子工学専攻	55	58		58	55		55	51		51	105.5%	92.7%	4		4	7.3%
応用化学専攻	56	74		74	68		68	66		66	132.1%	117.9%	2		2	2.9%
建築学専攻	20	27		27	24		24	24		24	135.0%	120.0%	0		0	-
情報工学専攻	30	31		31	29		29	25		25	103.3%	83.3%	4		4	13.8%

※志願倍率、入学定員充足率、入学辞退率は小数点第3位以下を四捨五入

参考資料２

工学研究科（博士前期課程）直近２年間の内部進学者数

	令和５年度			令和６年度		
	入学者	内部進学者	内部進学率	入学者	内部進学者	内部進学率
工学研究科　全体	236	228	96.6%	228	221	96.9%
機械工学専攻	64	63	98.4%	62	59	95.2%
電気電子工学専攻	57	56	98.2%	51	50	98.0%
応用化学専攻	66	64	97.0%	66	65	98.5%
建築学専攻	23	20	87.0%	24	24	100%
情報工学専攻	26	25	96.2%	25	23	92.0%

※内部進学率は小数点第3位以下を四捨五入

参考資料３

電子情報工学専攻に関連する分野の研究室における大学院進学状況

○電気電子工学専攻（オプトエレクトロニクス、ナノデザイン、情報処理、計算機工学研究室）

大学院入学年度	A．前年度の当該研究室所属の学部４年生数	B．Aのうち、電気電子工学専攻の志願者数	C．Bのうち、入学者数	研究室内での志願率（B/A）	研究室内での進学率（C/A）
令和4年度	30	12	12	40.0%	40.0%
令和5年度	28	14	12	50.0%	42.9%
令和6年度	27	15	13	55.6%	48.1%
計	85	41	37	① 48.2%	② 43.5%

※志願率、進学率は小数点第３位以下を四捨五入

○令和4年度から６年度の実績から算出した令和７年度見込み数

大学院入学年度	A．前年度の当該研究室所属の学部４年生数	B．Aのうち、電気電子工学専攻の志願者数（見込み）（A×①）	C．Bのうち、入学者数（見込み）（A×②）
令和7年度	26	12	11

※小数点以下を切捨て

「興味を持っている工学分野」調査

実施時期：令和6年4月
対象者：330名（1年生：96名、2年生113名、3年生121名）
回答数：263名（1年生87名、2年生98名、3年生78名）

Q. 現在、興味を持っている工学分野を選択してください。（複数回答可）

＜選択肢＞
ロボット、環境（SDGs)、半導体・電子デバイス、次世代情報通信、人工知能（AI）、自然エネルギー、材料科学、量子技術、DX、ナノテクノロジー、物理工学、電気・電子回路、電磁気学、自動車、その他

【結果】

	半導体・電子デバイス	人工知能（AI）	電気・電子回路	次世代情報通信	ロボット	自動車	自然エネルギー	物理工学	量子技術	ナノテクノロジー	電磁気学	環境（SDGs）	材料科学	DX	その他
1年生	52	36	34	20	24	21	16	18	12	10	17	14	7	2	3
2年生	62	61	39	38	39	27	17	24	24	22	15	10	12	12	2
3年生	48	45	20	30	19	27	15	6	9	5	5	7	9	6	4

・その他であった回答
1年生：鉄道技術、電気基盤
2年生：経済工学、情報工学（プログラミング）
3年生：機械、画像処理、通信、ネットワーク、セキュリティ技術、3D、VR

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　　員　　名　　簿

学　　長　　の　　氏　　名　　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
―	学長	イトウ　マサアキ 伊藤　正明 ＜令和３年４月＞		医学博士		三重大学 学長 （令和3.4～令和9.3）

（注）　高等専門学校にあっては校長について記入すること。

別記様式第３号（その２の２）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　員　の　氏　名　等

（工学研究科電子情報工学専攻）

調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る研究科等の職務に従事する週当たり平均日数
1	専	教授	ﾐﾔｹ ﾋﾃﾞﾄ 三宅　秀人 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		工学展望特論(社会人向け) 論文発表演習 大学院・国内インターンシップ 大学院・長期インターンシップ 国際特別講義Ⅰ 国際特別講義Ⅱ 国際会議発表演習 学術英語論文発表 国際インターンシップ 短期留学 半導体産業特論 電子情報工学特別講義AⅠ 電子情報工学特別講義AⅡ 半導体工学特論 半導体工学PBL演習 ナノ材料工学特論 ナノ材料工学PBL演習 電子情報工学特別研究Ⅰ 電子情報工学特別研究Ⅱ 電子情報工学特別研究Ⅲ 電子情報工学特別研究Ⅳ	１・２前 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １前 １通 ２通 １前 １前 １前 １後 １前 １後 ２前 ２後	2 1 2 3 1 1 1 1 3 3 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 (昭63.4)	you
2	専	教授	ﾅｶﾑﾗ ﾀｶｵ 中村　孝夫 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		工学展望特論(社会人向け) 論文発表演習 大学院・国内インターンシップ 大学院・長期インターンシップ 国際特別講義Ⅰ 国際特別講義Ⅱ 国際会議発表演習 学術英語論文発表 国際インターンシップ 短期留学 半導体産業特論 半導体工学特論 半導体工学PBL演習 半導体デバイス工学特論 半導体デバイス工学PBL演習 電子情報工学特別研究Ⅰ 電子情報工学特別研究Ⅱ 電子情報工学特別研究Ⅲ 電子情報工学特別研究Ⅳ	１・２前 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １前 １前 １前 １前 １前 １前 １後 ２前 ２後	2 1 2 3 1 1 1 1 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三重大学みえの未来図共創機構 教授 (令5.2)	5日
3	専	教授	ﾊﾏｸﾞﾁ ﾀﾂｼ 濵口　達史 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		工学展望特論(社会人向け) 論文発表演習 大学院・国内インターンシップ 大学院・長期インターンシップ 国際特別講義Ⅰ 国際特別講義Ⅱ 国際会議発表演習 学術英語論文発表 国際インターンシップ 短期留学 半導体産業特論 半導体デバイス工学特論 半導体デバイス工学PBL演習 電子情報工学特別研究Ⅰ 電子情報工学特別研究Ⅱ 電子情報工学特別研究Ⅲ 電子情報工学特別研究Ⅳ	１・２前 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １前 １前 １前 １前 １後 ２前 ２後	2 1 2 3 1 1 1 1 3 3 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三重大学研究基盤推進機構 半導体・デジタル未来創造センター 教授 (令6.2)	5日
4	専	教授	ﾔｵ ﾖﾝﾁｬｵ 姚　永昭 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		工学展望特論(社会人向け) 論文発表演習 大学院・国内インターンシップ 大学院・長期インターンシップ 国際特別講義Ⅰ 国際特別講義Ⅱ 国際会議発表演習 学術英語論文発表 国際インターンシップ 短期留学 半導体産業特論 半導体デバイス工学特論 半導体デバイス工学PBL演習 電子情報工学特別研究Ⅰ 電子情報工学特別研究Ⅱ 電子情報工学特別研究Ⅲ 電子情報工学特別研究Ⅳ	１・２前 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １前 １前 １前 １前 １後 ２前 ２後	2 1 2 3 1 1 1 1 3 3 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三重大学研究基盤推進機構 半導体・デジタル未来創造センター 教授 (令6.4)	5日
5	専	准教授	ｱｷﾔﾏ ﾄｵﾙ 秋山　亨 ＜令和7年4月＞		博士（理学）		工学展望特論(社会人向け) 論文発表演習 大学院・国内インターンシップ 大学院・長期インターンシップ 国際特別講義Ⅰ 国際特別講義Ⅱ 国際会議発表演習 学術英語論文発表 国際インターンシップ 短期留学 計算知能特論【隔年】 計算知能PBL演習 計算機科学特論 計算機科学PBL演習 先端センシングシステム特論 先端センシングシステムPBL演習 電子情報工学特別研究Ⅰ 電子情報工学特別研究Ⅱ 電子情報工学特別研究Ⅲ 電子情報工学特別研究Ⅳ	１・２前 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２通 １・２後 ２前 １前 １後 １前 １後 １前 １後 ２前 ２後	2 1 2 3 1 1 1 1 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (平15.4)	5日
6	専	助教	ｱｶｲｹ ﾘｮｳﾀ 赤池　良太 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		国際会議発表演習 国際インターンシップ 半導体工学特論 半導体工学PBL演習 ナノ材料工学PBL演習	１・２通 １・２通 １前 １前 １後	1 3 2 2 2	1 1 1 1 1	三重大学大学院工学研究科 助教 (令6.3)	5日
7	専	助教	ﾔｽﾅｶﾞ ﾋﾛｷ 安永　弘樹 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		計算機科学特論 計算機科学PBL演習	１前 １後	2 2	1 1	三重大学研究基盤推進機構 卓越型リサーチセンター 助教 (令6.4)	5日
8	その他	教授	ﾀｶｾ ﾊﾙﾋｺ 高瀬　治彦 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		数理統計・多変量解析特論 計算機科学特論 計算機科学PBL演習	１前 １前 １後	2 2 2	1 1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 (平8.4)	

調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る研究科等の職務に従事する週当たり平均日数
9	その他	教授	ｶﾜﾅｶ ﾋﾛﾊﾙ 川中 普晴 ＜令和7年4月＞		博士（工学） 博士（医学）		数理統計・多変量解析特論 計算知能特論【隔年】 計算知能PBL演習	1前 1・2後 1前	2 2 2	1 1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平18.4）	
10	その他	教授	ｲﾅﾊﾞ ﾀﾀﾞｼ 稲葉 忠司 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		機械設計製作法特論及び演習・実習※	1通	1.5	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平7.4）	
11	その他	教授	ﾕﾊﾞｲ ｶｽﾞﾋﾛ 弓場井 一裕 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		電気システム設計演習	1前	2	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平12.4）	
12	その他	教授	ｶﾈｺ ｻﾄｼ 金子 聡 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		環境創成実践特論	1前	2	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平7.7）	
13	その他	教授	ﾊﾁﾔ ｲﾜｵ 八谷 巌 ＜令和5年4月＞		博士（理学）		材料創成工学特論	1前	2	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平12.4）	
14	その他	教授	ﾔｵ ﾋﾛｼ 八尾 浩史 ＜令和5年4月＞		博士（理学）		材料創成工学特論	1前	2	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平29.4）	
15	その他	教授	ﾐﾔｹ ｻﾄｼ 三宅 論 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 （令5.4）	
16	その他	教授	ﾄﾐｵｶ ﾖｼﾄ 富岡 義人 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平6.12）	
17	その他	教授	ﾅｶﾞｲ ﾋｻﾔ 永井 久也 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平14.4）	
18	その他	教授	ﾐﾀ ﾉﾘﾕｷ 三田 紀行 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 （令3.4）	
19	その他	教授	ﾃﾗｼﾏ ﾀｶﾈ 寺島 貴根 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平1.4）	
20	その他	教授	ｶﾜｸﾞﾁ ｼﾞｭﾝ 川口 淳 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平2.4）	
21	その他	教授	ｶﾜﾁ ｱｷﾉﾘ 河内 亮周 ＜令和7年4月＞		博士（情報学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平31.4）	
22	その他	教授	ﾀｶｷﾞ ｶｽﾞﾖｼ 高木 一義 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平31.4）	
23	その他	教授	ﾏﾅﾍﾞ ﾃﾂﾔ 真鍋 哲也 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （令2.4）	
24	その他	教授	ﾊﾔｼﾀﾞ ﾕｳｷ 林田 祐樹 ＜令和7年4月＞		博士（情報学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （令2.4）	
25	その他	教授	ﾜｶﾊﾞﾔｼ ﾃﾂｼ 若林 哲史 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （平3.7）	
26	その他	教授	ﾉﾛ ﾕｳｲﾁ 野呂 雄一 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 教授 （昭61.4）	
27	その他	准教授	ﾖｼｶﾜ ﾀｶﾏｻ 吉川 高正 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		機械設計製作法特論及び演習・実習※	1通	1.5	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 （平20.3）	
28	その他	准教授	ｶﾜｶﾐ ﾋﾛｼ 川上 博士 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		機械設計製作法特論及び演習・実習※	1通	1.5	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 （平5.4）	
29	その他	准教授	ﾅｶﾆｼ ｴｲﾄｸ 中西 栄徳 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		機械設計製作法特論及び演習・実習※	1通	1.5	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 （平9.4）	
30	その他	准教授	ﾔｼﾛ ﾀﾞｲｽｹ 矢代 大祐 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		電気システム設計演習	1前	2	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 （平24.4）	
31	その他	准教授	ｷﾀﾉ ﾋﾛｱｷ 北野 博亮 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 准教授 （平9.4）	
32	その他	准教授	ｺﾝﾄﾞｳ ｻｴ 近藤 早映 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 准教授 （令3.4）	

調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職 (就任年月)	申請に係る研究科等の職務に従事する週当たり平均日数
33	その他	准教授	ｵｵﾂｷ ｱﾂｼ 大月　淳 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (平22.4)	
34	その他	准教授	ﾀﾊﾞﾀ ﾁｶｺ 田端　千夏子 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (平20.4)	
35	その他	准教授	ｻﾄｳ ｺｳｽｹ 佐藤　公亮 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (令3.3)	
36	その他	准教授	ｵｵｲ ﾀｶﾋﾛ 大井　隆弘 ＜令和7年4月＞		博士（美術）		建築学特別制作 建築学特別調査	1・2通 1・2通	1 1	1 1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (平29.2)	
37	その他	准教授	ﾅﾘｴﾀﾞ ｼｭｳｽｹ 成枝　秀介 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (平30.4)	
38	その他	准教授	ﾓﾘﾓﾄ ﾅｵﾕｷ 森本　尚之 ＜令和7年4月＞		博士（情報学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (令3.4)	
39	その他	准教授	ﾏﾂｵｶ ﾏｻﾕｷ 松岡　真如 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (令3.4)	
40	その他	准教授	ｵｶﾞﾜ ﾏｻｷ 小川　将樹 ＜令和7年4月＞		博士（芸術工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (平30.4)	
41	その他	准教授	ﾓﾘﾀ ｹﾝﾄ 盛田　健人 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 准教授 (平31.4)	
42	その他	准教授	ｶﾉｳ ﾐｷﾋﾄ 狩野　幹人 ＜令和7年4月＞		博士（学術）		知的財産権出願特論	1前	1	1	三重大学みえの未来図共創機構 准教授 (平16.9)	
43	その他	准教授	ﾔｶﾞﾐ ﾋﾁﾉﾘ 八神　寿徳 ＜令和7年4月＞		博士（情報科学）		知的財産権出願特論 ベンチャービジネス特論	1前	1	1	三重大学高等教育デザイン・推進機構 准教授 (平22.4)	
44	その他	講師	ｵｸﾊﾗ ｼｭﾝ 奥原　俊 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 講師 (令4.3)	
45	その他	講師	ｵｵﾉ ｶｽﾞﾋｺ 大野　和彦 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 講師 (平15.4)	
46	その他	講師	ﾔﾏﾀﾞ ﾄｼﾕｷ 山田　俊行 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		情報創成工学特論※	2後	0.1	1	三重大学大学院工学研究科 講師 (平14.1)	
47	その他	講師	ｲﾜﾓﾄ ﾀｹｵ 岩本　威生 ＜令和7年4月＞		工学修士		ISO学特論	1後	1	1	三重大学非常勤講師 (平28.10)	
48	その他	講師	ﾔﾉ ﾀｶﾋﾛ 矢野　貴大 ＜令和7年4月＞		技術経営修士（専門職）		ベンチャービジネス特論	1後	0.3	1	名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部スタートアップ推進室　URA (令5.4)	
49	その他	講師	ﾏﾂｲ ｼﾞｭﾝ 松井　純 ＜令和7年4月＞		修士（水産学）		ベンチャービジネス特論	1後	0.3	1	株式会社三重ティーエルオー 取締役事業推進部長 (平14.4)	
50	その他	講師	ｳｴｲ ﾀﾞｲｽｹ 上井　大輔 ＜令和7年4月＞		学士（経営学）		ベンチャービジネス特論	1後	0.1	1	株式会社三重ティーエルオー 技術移転部長 (平29.4)	
51	その他	講師	ｶﾜﾉ ﾔｽｼ 河野　廉 ＜令和7年4月＞		博士（医学）		ベンチャービジネス特論	1後	0.3	1	国立大学法人東海国立大学機構　名古屋大学 学術研究・産学官連携推進本部 スタートアップ推進室 教授 (平18.6)	
52	その他	講師	ﾔﾏｶﾜ ｻﾄｼ 山川　敏 ＜令和7年4月＞		学士（経営学）		企画力養成演習	1後	0.7	1	株式会社三十三総研　コンサルティング部 部長　主席コンサルタント (平31.4)	
53	その他	講師	ﾍﾞｯﾌﾟ ﾀｶﾌﾐ 別府　孝文 ＜令和7年4月＞		学士（法学）		企画力養成演習	1後	0.3	1	株式会社三十三総研 調査部長 主席研究員 (平23.10)	
54	その他	講師	ｲｹﾀﾞ ｶｽﾞﾄ 池田　和人 ＜令和7年4月＞		修士（工学）		実践企業学	1前	1	1	池田和人技術士事務所 代表 (令4.3)	
55	その他	講師	ﾋﾗｲ ﾉﾘﾕｷ 平井　憲章 ＜令和7年4月＞		工学士		ものづくり管理工学特論	1前	2	1	三重大学非常勤講師 (平19.4)	
56	その他	講師	ﾜﾀﾅﾍﾞ ｱｷﾗ 渡邊　明 ＜令和7年4月＞		商学博士		生産管理論特論Ⅰ 生産管理論特論Ⅱ	1前 1後	2 2	1 1	三重大学名誉教授 (平21.4)	

調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る研究科等の職務に従事する週当たり平均日数
57	その他	講師	ﾏｽﾀﾞ ｾｲｼ 増田　聖始 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		造船工学特論	1後	0.9	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 技術研究所　所長 （令4.4）	
58	その他	講師	ｵｵｼﾏ ﾏｺﾄ 大島　誠 ＜令和7年4月＞		修士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 設計部 機電設計グループ （令5.8）	
59	その他	講師	ｶﾂﾗｷﾞ ﾀﾀﾞﾖｼ 桂木　忠吉 ＜令和7年4月＞		修士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 設計部船装設計グループ居住区設計チーム チームリーダー （平25.1）	
60	その他	講師	ﾖｺｲ ﾋﾛｱｷ 横井　博朗 ＜令和7年4月＞		学士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 設計部 船装設計グループ長 （平31.4）	
61	その他	講師	ﾀｶﾊｼ ﾖｼﾕｷ 高橋　慶行 ＜令和7年4月＞		学士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 設計部 機電設計グループ 電装設計チーム （令4.11）	
62	その他	講師	ｺﾔﾏ ｷﾖﾌﾐ 小山　清文 ＜令和7年4月＞		学士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 造船部 計画グループ （H25.1）	
63	その他	講師	ﾉｶﾞﾐ ﾀﾂ 野上　達 ＜令和7年4月＞		修士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 設計部 構造設計グループ グループ長 （令4.4.1）	
64	その他	講師	ﾀﾅｶ ﾋｻｵ 田中　寿夫 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 技術研究所 技監 （平25.1）	
65	その他	講師	ﾔﾏｼﾀ ｺｳｼﾞ 山下　浩二 ＜令和7年4月＞		学士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 品質保証部　部長 （令4.4）	
66	その他	講師	ｵｶﾞﾜ ﾋﾛｼ 小川　洋 ＜令和7年4月＞		学士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 管理部　部長 （令5.2）	
67	その他	講師	ﾐｽﾞﾉ ｼｹﾞﾔ 水野　滋也 ＜令和7年4月＞		学士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 技術研究所 氷海研究グループ長 （平25.1）	
68	その他	講師	ﾖｼﾀﾞ ﾋｻﾌﾐ 吉田　尚史 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		造船工学特論	1後	0.1	1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 技術研究所流体研究グループ 主幹 （平25.1）	
69	その他	講師	ｶﾜｸﾞﾁ ｱｷﾖｼ 川口　昌良 ＜令和7年4月＞		学士（工学）		先輩から学ぶ先端科学技術※	1後	0.3	1	有限会社クネット 代表取締役 （平成24.4）	
70	その他	講師	ﾖｼﾅｶﾞ ﾕｳｲﾁ 吉永　勇一 ＜令和7年4月＞		工学士		先輩から学ぶ先端科学技術※	1後	0.3	1	ヤマト科学㈱ 特任執行役員 研究施設カンパニーバイスプレジデント （令3.10）	
71	その他	講師	ﾂｸﾞｷ ｼｹﾞｵ 都築　繁男 ＜令和7年4月＞		工学士		先輩から学ぶ先端科学技術※	1後	0.3	1	アイシン ノースカロライナ 社長 ㈱アイシン　エグゼクティブ・アドバイザ （令5.3まで）	
72	その他	講師	ｿﾉﾀﾞ ﾀｶｼ 薗田　享志 ＜令和7年4月＞		工学士		先輩から学ぶ先端科学技術※	1後	0.3	1	元リンナイアメリカ 中南米担当副社長 （令3.6まで）	
73	その他	講師	ｻﾄｳ ｺｳｷ 佐藤　幸喜 ＜令和7年4月＞		工学士		先輩から学ぶ先端科学技術※	1後	0.3	1	株式会社東海理化電機製作所　代表取締役兼副社長執行役員 （平30.6）	
74	その他	講師	ﾂﾀﾞｹ ﾋﾛﾕｷ 都竹　広幸 ＜令和7年4月＞		工学修士		先輩から学ぶ先端科学技術※	1後	0.3	1	元ヤマハ発動機株式会社 技術本部　研究開発統括部長 （令6.3まで）	
75	その他	講師	ﾃﾞｸﾞﾁ ﾀﾂﾔ 出口　達也 ＜令和7年4月＞		工学士		先輩から学ぶ先端科学技術※	1後	0.3	1	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社　取締役 執行役員 （令2.10）	
76	その他	講師	ｵｵﾀ ﾌﾐｵ 大田　文夫 ＜令和7年4月＞		工学士		先輩から学ぶ先端科学技術※	1後	0.3	1	（株）菱有　顧問 （令5.6）	
77	その他	助教	ﾊﾞﾊﾞ ｿｳﾀﾛｳ 馬場　創太郎 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		機械設計製作法特論及び演習・実習※	1通	1.5	1	三重大学大学院工学研究科 助教 （平30.11）	
78	その他	助教	ｵﾀﾞｷ　ﾋﾄｼ 尾崎　仁志 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		機械設計製作法特論及び演習・実習※	1通	1.5	1	三重大学大学院工学研究科 助教 （平20.4）	
79	その他	助教	ｺﾔﾏ ﾏｻﾄ 小山　昌人 ＜令和7年4月＞		博士（工学）		電気システム設計演習	1前	2	1	三重大学大学院工学研究科 助教 （平29.4）	

別記様式第３号（その３の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

専任教員の年齢構成・学位保有状況

職　　位	学　　位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合　　計	備　　考
教　　授	博　　士	人	人	2人	人	2人	人	人	4人	
	修　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博　　士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	修　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講　　師	博　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助　　教	博　　士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	修　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合　　計	博　　士	人	2人	2人	1人	2人	人	人	7人	
	修　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学　　士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）

1　この書類は，申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。

2　この書類は，基幹教員についてのみ作成すること。

3　この書類は，申請又は届出に係る学部等の開設後，当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。

4　「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合，「専任教員」と読み替えること。

5　専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については，「その他」の欄にその数を記載し，「備考」の欄に，具体的な学位名称を付記すること。